

第3期千葉市貧困対策アクションプラン

～全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出～

令和7年（2025年）3月

千葉市

【目次】

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について

1 策定の趣旨	1
2 本プランの対象者等	
（1）本プランの対象者	1
（2）本プランの位置づけ	2
（3）本プランの計画期間	4

第2章 現状と策定に向けた課題の整理

1 千葉市の現状	
（1）千葉市の人口の推移と見通し	5
（2）世帯の家族類型の変化	5
（3）ひとり暮らし高齢者数の推移	6
（4）障害者人口の推移	7
（5）児童扶養手当受給世帯数の推移	8
（6）就学援助認定者数の推移	9
（7）千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移	9
（8）平均寿命と健康寿命について	10
（9）ホームレス数の推移	10
（10）生活保護の状況	11
（11）生活保護世帯の高校等進学率の推移	13
（12）自殺者数の推移	14
2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題	
（1）包括的・早期的な支援に向けた取組み	15
（2）地域づくりのための取組み	17
3 市民意識調査及び関係機関等への調査について	
（1）市民意識調査	19
（2）生活自立・仕事相談センターの利用状況等	23
（3）生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果	32
（4）相談センターの取組事例	35
4 これまでの取り組みから見える課題の整理	
（1）包括的・早期的な支援に向けた取組み	40
（2）地域づくりのための取組み	44
（3）その他	45

第3章 貧困対策を推進するための施策

貧困対策を推進するための施策体系	47
施策の一覧（概要）	49

施策の一覧（具体的な取組内容）

1 包括的・早期的な支援に向けた取組み

- （１）予防的施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- （２）早期発見・早期支援に向けた支援の充実・・・・・・・・ 69
- （３）相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- （４）各種事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

2 地域づくりのための取組み

- （１）地域のネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- （２）社会資源の把握と開発・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- （３）住民の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

3 多機関が機能的に連携するための取組み

- （１）庁内や相談機関同士の連携強化・・・・・・・・・・・・ 95
- （２）相談機関と地域の連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
- （３）居住に関する支援の連携・・・・・・・・・・・・ 104
- （４）生活保護との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

参考資料

- 参考資料① 相談機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 参考資料② WEBアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・ 116
- 参考資料③ 本プラン策定までの取組み・・・・・・・・・・・・ 119

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について

1 策定の趣旨

千葉市における生活保護の受給者数は、平成19年度（2007年度）の約1万2千人から平成24年度（2012年度）には約1万8千人に急増する等しており、最後のセーフティネットである生活保護に陥る前の支援策の強化が必要不可欠な状況にありました。こうしたことを受け、千葉市では、平成27年（2015年）4月の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、生活保護に陥る前の支援策を強化するため、平成25年（2013年）12月に複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する包括的な相談窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置しました。さらに、平成29年（2017年）6月には、全庁横断的に連携し、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織である地域共生社会推進事業部を立ち上げ、平成30年（2018年）3月には、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画である「千葉市貧困対策アクションプラン（以下「第1期プラン」といいます。）」を策定しました。その後、令和3年（2021年）3月に第1期プランを発展、引き継ぐ形で「第2期貧困対策アクションプラン（以下、「第2期プラン」といいます。）」を策定し、その計画期間において、市内の全ての保健福祉センター内に「生活自立・仕事相談センター」の設置が完了しました。

一方で、千葉市における生活困窮者の状況は、生活保護受給者数が令和6年（2024年）4月に21,305人となり、千葉市全体の人口に占める割合が2%を超える状況にあること、全国の相対的貧困率¹は令和4年（2022年）に実施した国民生活基礎調査で15.4%（令和3年（2021年）時）であり、7人に1人が貧困状態にあること、生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度（2019年度）よりも増加していることから、生活困窮状態に陥るおそれのある方がまだ多くいることが想定され、市民の生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要があります。

この「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（以下「本プラン」といいます。）」は、第2期プランの基本方針を継続した上で、千葉市における貧困対策をより一層推進することを目的に、令和6年（2024年）4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の改正法やWEB調査による市民意識の把握、生活自立・仕事相談センター等の相談現場の声等を踏まえて策定したものになります。

¹ 厚生労働省は、「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」において、相対的貧困率を「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合」としています。「貧困線」は、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を言います。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいたものです。なお、世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員に影響されるので、世帯人員で調整する必要がありますが、生活水準を考えた場合、世帯人員が少ない方が生活コストが割高になることを考慮し、「世帯人員の平方根」で割ることとしています。（2ページの【参考】図を参照）

2 本プランの対象者等

(1) 本プランの対象者

本プランの対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、又は生活状況の変化等により経済的に困窮するおそれがあり、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（以下「生活困窮者」といいます。）」とします。

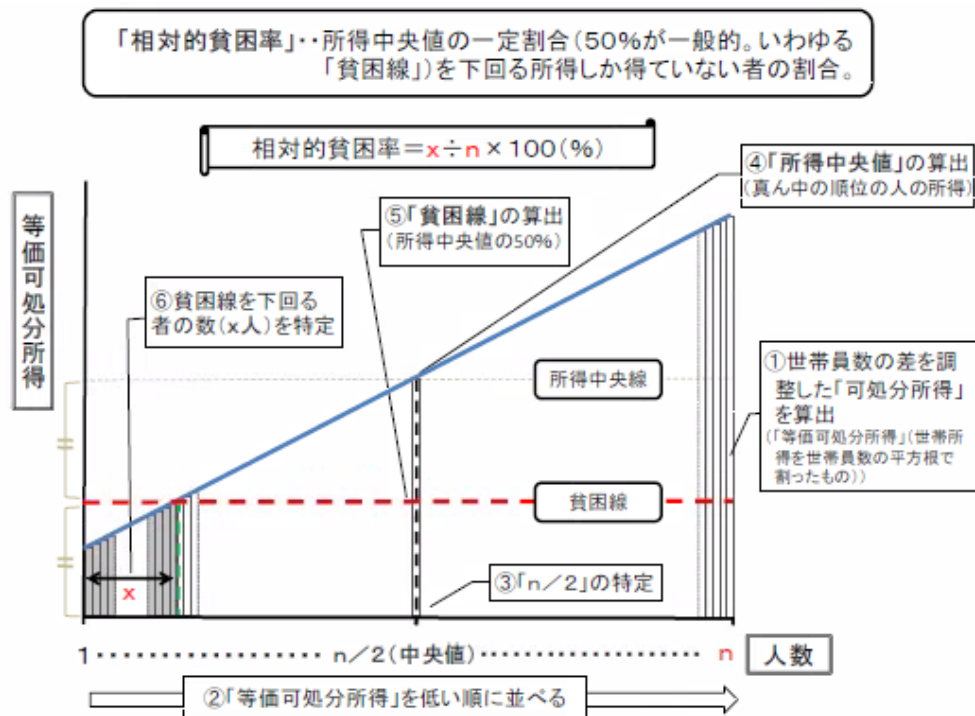
一方で、生活困窮者かどうかの判断には難しい側面があります。

貧困についての客観的な概念としては、所得が低く、衣食住に事欠く等、人間らしい生活から程遠い状態にある「絶対的貧困」と、全人口の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合を示す「相対的貧困」とがありますが、「生活自立・仕事相談センター」への相談者の中には、「相対的貧困」の状況以上の所得はあるものの、家計管理の問題から消費に所得が追いつかず、家計が逼迫している世帯等のように、所得についての客観的な指標からすれば貧困とは言えないものの、生活困窮状態にある世帯もあります。

また、上記のような生活困窮状態にある方だけでなく、例えば、現に経済的に困窮しているわけではないものの、社会的孤立の状態にあるために、失業、病気、生活状況の変化等、何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに生活困窮状態に陥る危険性をはらんでいる状態にある方もいます。

そこで、本プランでは、絶対的貧困状態や相対的貧困状態にある方に限らず、所得と消費の均衡が取れていない等、貧困に陥るリスクが高いと考えられる方や社会的孤立の状態にある方を含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象とします。

【参考】厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」からの引用



（２）本プランの位置づけ

千葉市では、「千葉市基本構想」において、市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しています。

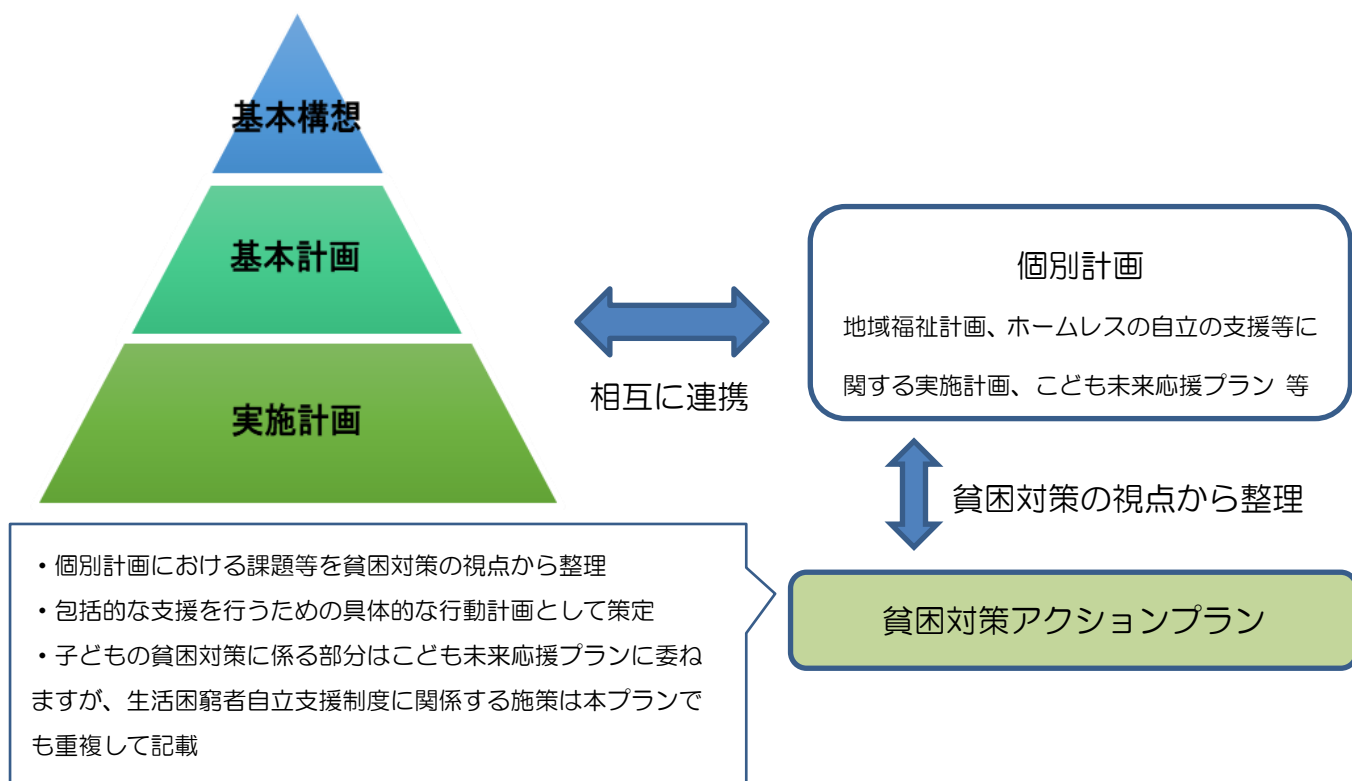
さらに、「千葉市基本構想」で定める基本目標等を実現するため、「千葉市基本計画（令和５～１４年度（２０２３～２０３２年度））」を策定しました。１００年先の未来を見据え、市民・団体・企業・大学等を含む教育機関、そして行政などまちに関係する多様な主体がともに手を携えながら、わたしたちの千葉市をより豊かなものとしていくためのまちづくりの方向性を明らかにする計画です。加えて、具体的かつ計画的に推進するための「実施計画」を策定しています。

本プランは、「千葉市地域福祉計画」「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」等の個別計画における課題、背景、基本的な考え方等を貧困対策の視点から整理した上で、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示すものです。

なお、「千葉市こども未来応援プラン」との関係では、子どもの貧困対策に係る部分について、既に同プランの中で基本理念、基本目標（取組みの視点）が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、子どもの貧困対策に係る部分は、同プランに委ねるものとします。

ただし、「千葉市こども未来応援プラン」に記載された施策であっても、生活困窮者自立支援制度に関する施策については、今後、取り組むべき施策として、本プランにおいても重複して記載することとします。

【本プランと他計画の関係（イメージ）】



（３）本プランの計画期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 1 1 年度（2029 年度）までの 5 年間

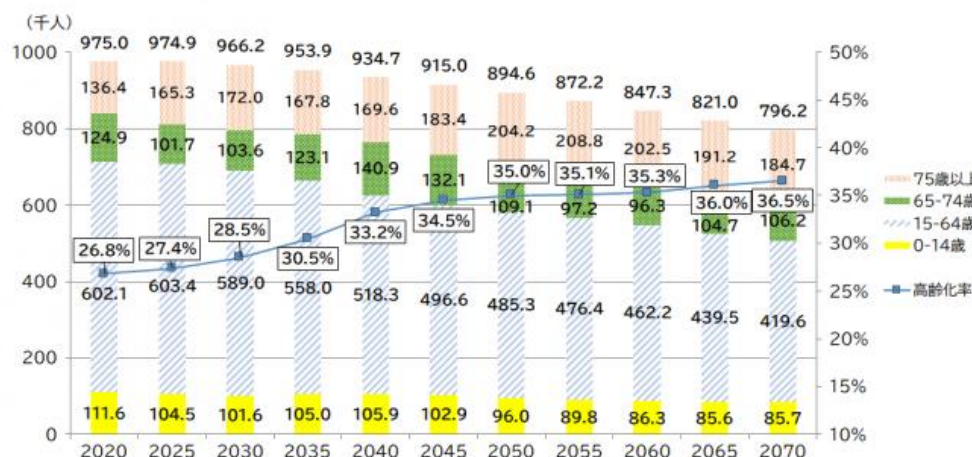
第2章 現状と策定に向けた課題の整理

1 千葉市の現状

(1) 千葉市の人口の推移と見通し

千葉市の総人口は、2020年代前半をピークに減少に転じる見通しです。

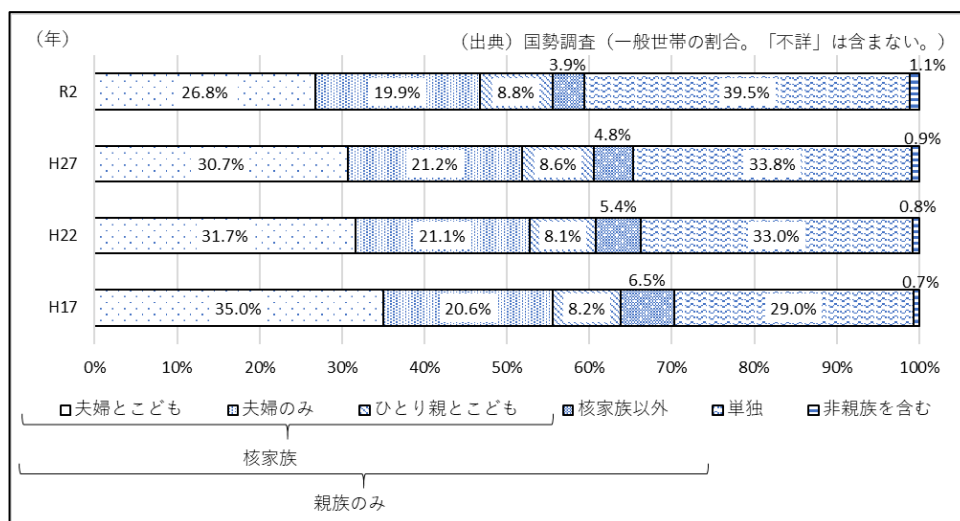
一方、65歳以上の老年人口と高齢化率(65歳以上人口比率)は継続的に増加し、ピークは老年人口が2045年の約31万6千人、高齢化率は2020年以降上昇を続け、2070年には36.5%となり、逆に、年少人口(15歳未満人口)は2065年まで継続的に減少する見通しです。



出典：「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」

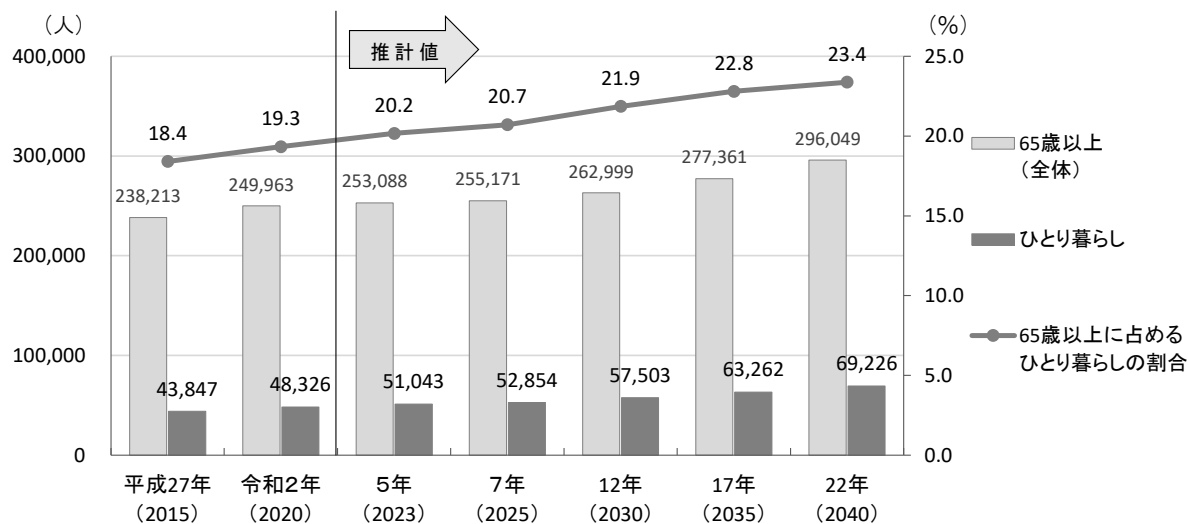
(2) 世帯の家族類型の変化

千葉市における世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）にかけて約8.2ポイント減少している一方で、「単独世帯」の割合が10.5ポイント増加しています。



（３）ひとり暮らし高齢者数の推移

令和２年（２０２０年）に実施した国勢調査によると、ひとり暮らし高齢者数は約４万８千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は１９．３％となっています。ひとり暮らし高齢者数は、家族形態の変化により単身世帯が増加しており、今後の増加が予想されます。



注１：平成27（2015）年～令和2（2020）年は、国勢調査の実績数値（年齢不詳分を含まない）

注２：令和5（2023）年以降は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」をもとに高齢福祉課作成

(4) 障害者人口の推移

千葉市の障害者人口は、51,883人（令和5年度（2023年度）末現在）、推計人口に占める割合は5.3%です。障害者人口は年々増加しております。

			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
千葉市の推計人口			974,829	976,486	976,925	978,064	981,909
障害者手帳所持者数	身体障害	人数	29,799	30,141	30,245	30,682	31,103
		千葉市の推計人口に占める割合①	3.057%	3.087%	3.096%	3.137%	3.168%
		千葉市の推計人口に占める割合②	32.7人に1人	32.4人に1人	32.3人に1人	31.9人に1人	31.6人に1人
	知的障害	人数	7,192	7,441	7,718	8,011	8,328
		千葉市の推計人口に占める割合①	0.738%	0.762%	0.790%	0.819%	0.848%
		千葉市の推計人口に占める割合②	135.5人に1人	131.2人に1人	126.6人に1人	122.1人に1人	117.9人に1人
	精神障害	人数	9,162	9,676	10,517	11,568	12,452
		千葉市の推計人口に占める割合①	0.940%	0.991%	1.077%	1.183%	1.268%
		千葉市の推計人口に占める割合②	106.4人に1人	100.9人に1人	92.9人に1人	84.5人に1人	78.9人に1人
	合計	人数	46,153	47,258	48,480	50,261	51,883
		千葉市の推計人口に占める割合①	4.734%	4.840%	4.963%	5.139%	5.284%
		千葉市の推計人口に占める割合②	21.1人に1人	20.7人に1人	20.2人に1人	19.5人に1人	18.9人に1人

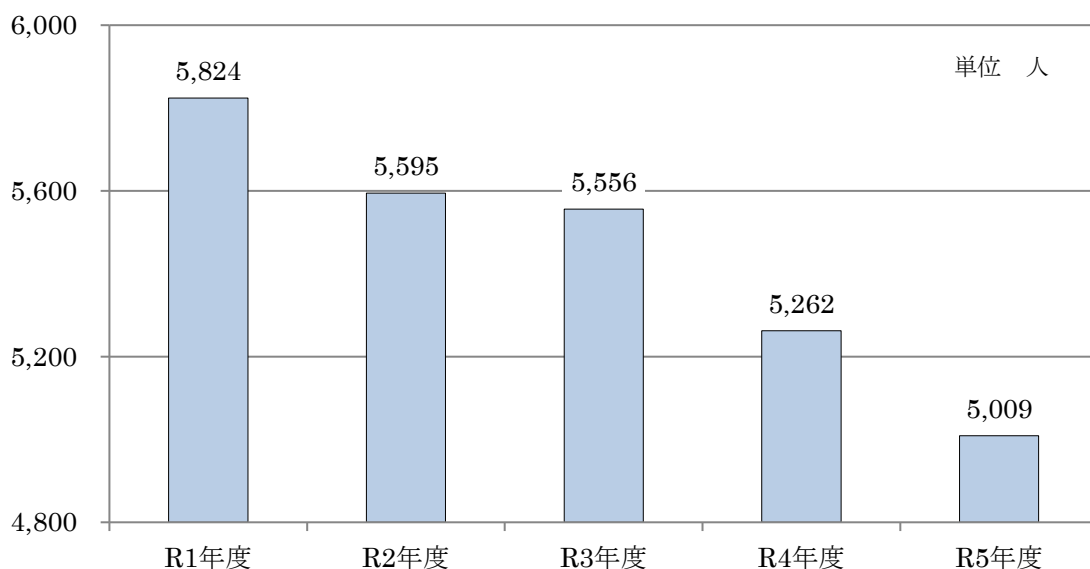
※「千葉市の推計人口」とは、各年度ともに、翌年度の4月1日の推計人口をいう。
（例：平成30年度→平成31年4月1日の千葉市の推計人口を記載。市ホームページより）
※「障害者手帳所持者数」のうち、「人数」とは、各年度末の障害者手帳所持者数をいう。

（５）児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当は、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする手当です。

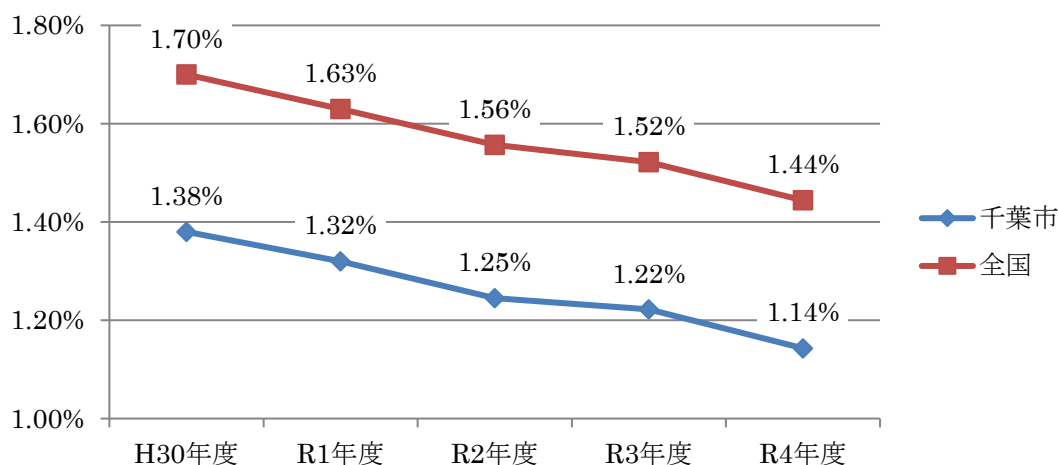
千葉市の児童扶養手当受給世帯数・人口に占める児童扶養手当受給世帯数の割合は減少傾向にあり、令和５年度（2023年度）時点で5,009人（1.07％）となっています。

千葉市における児童扶養手当受給世帯数の推移



※ 児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数

人口に占める児童扶養手当受給世帯数の割合の推移



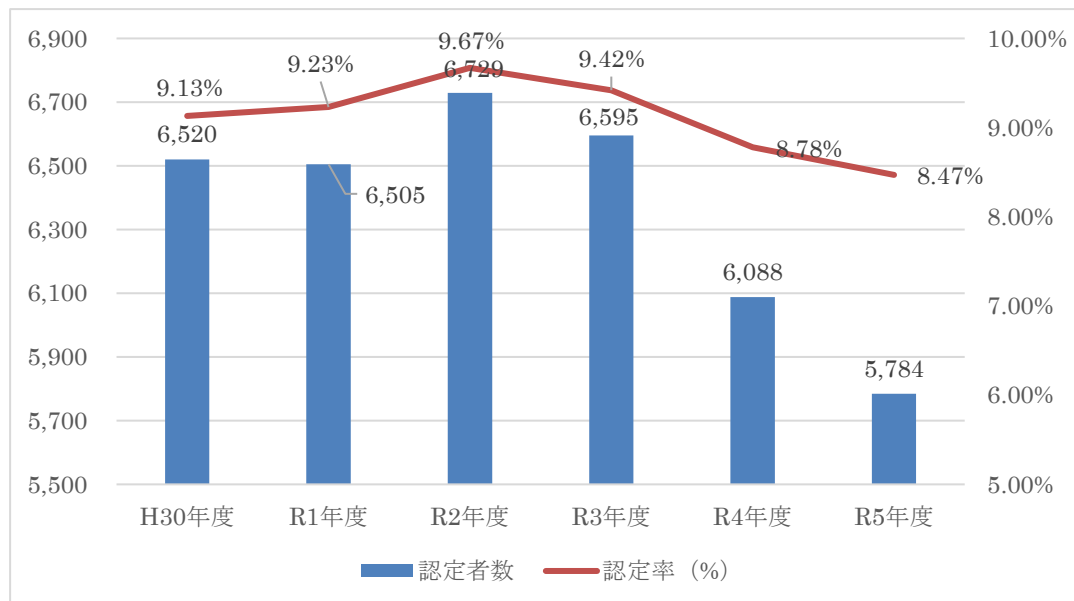
※千葉市：児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数、世帯数は毎年1月1日時点の推計世帯数

※全国：児童扶養手当受給世帯数は福祉行政報告例に基づく毎年12月末時点の数、世帯数は総務省

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の毎年1月1日時点の数

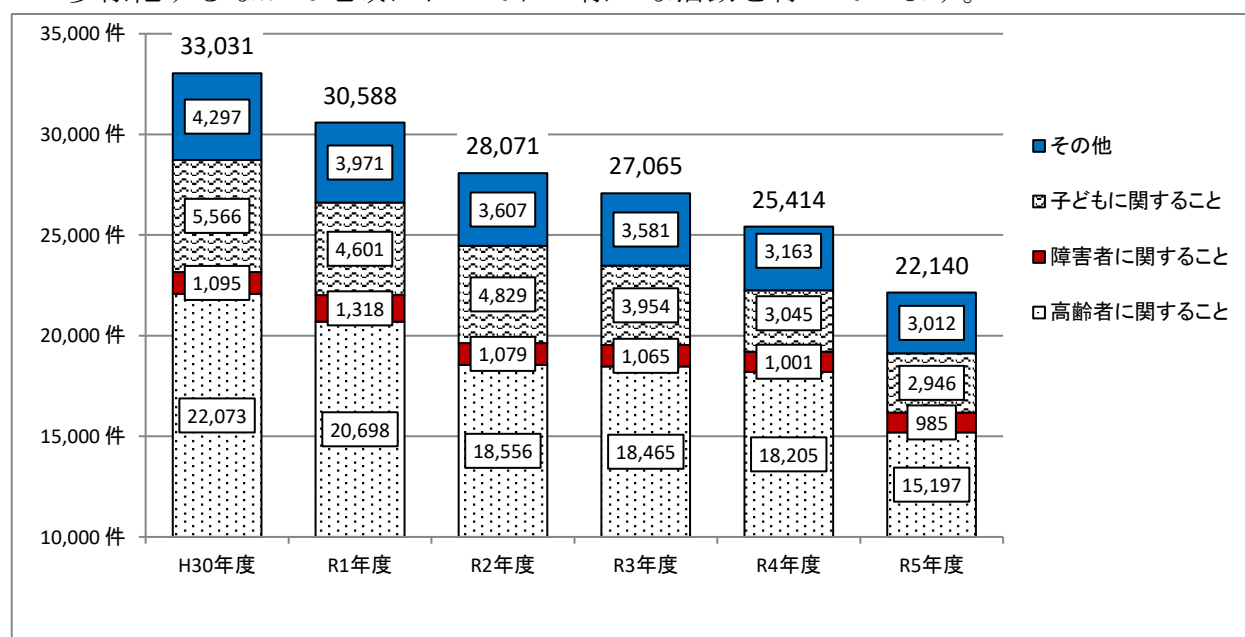
（６）就学援助認定者数の推移

千葉市における就学援助認定率は、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで増加し、9.67%まで上昇しました。その後、令和 5 年度（2023 年度）は 8.47%となっています。



（７）千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移

千葉市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は減少傾向にあり、また、活動日数は令和 3 年度（2021 年度）を底にして、令和 4 年度（2022 年度）以降は回復傾向にあり（令和元年度（2019 年度）196,693 日、令和 2 年度（2020 年度）179,176 日、令和 3 年度（2021 年度）168,571 日、令和 4 年度（2022 年度）184,996 日、令和 5 年度（2023 年度）184,595 日）、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。

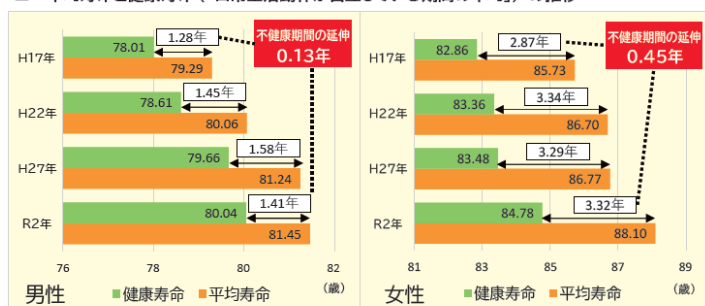


（８）平均寿命と健康寿命について

千葉市では、日常生活動作が自立している（介護保険の要介護２～５に該当しない）期間の平均を健康寿命の指標として算定しています。平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」を平成１７年（２００５年）と令和２年（２０２０年）と比較すると、男性・女性ともに改善がありませんでした。「不健康な期間」が延びると医療や介護を要する期間が延び、生活の質が低下する可能性が高くなります。

【千葉市の平均寿命・健康寿命】

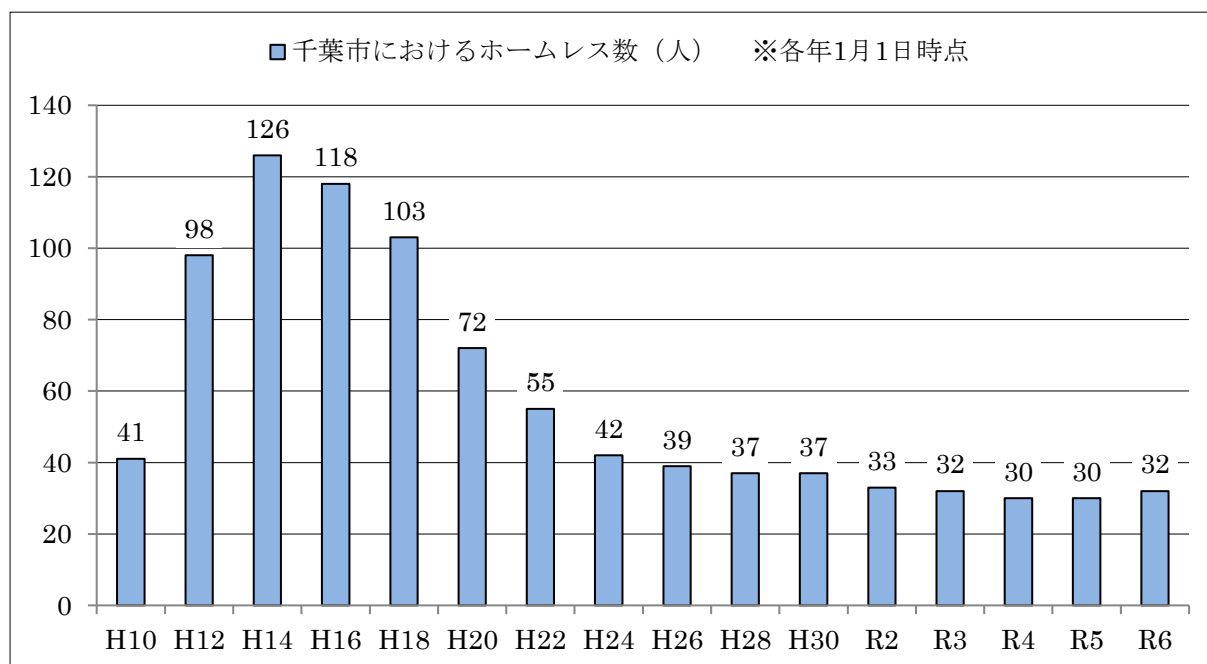
■ 平均寿命と健康寿命（「日常生活動作が自立している期間の平均」）の推移



（９）ホームレス数の推移

千葉市におけるホームレス数は、平成１４年（２００２年）をピークに減少し、近年、若干の増減はあるものの３０人台で推移しています。

一方で、終夜営業店舗の長期滞在者等、ホームレスとなるおそれのある方の存在が予想されます。

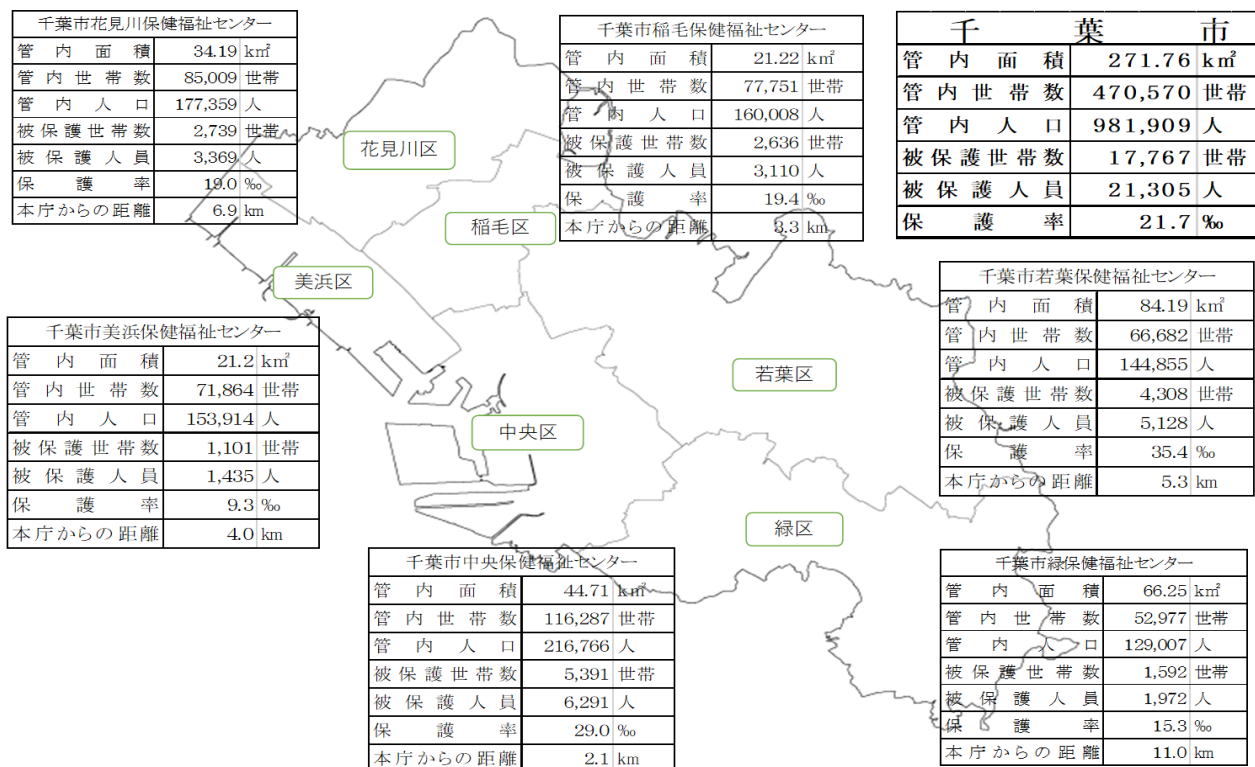


(10) 生活保護の状況

生活保護は、生活に困窮する全ての国民にその困窮の程度に応じ必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的とした制度です。令和6年（2024年）4月現在、千葉市における被保護世帯は17,767世帯、被保護人数は21,305人、保護率は21.7%となっており、令和3年（2021年）4月以降と比較するとほぼ横ばいの状況にあります。区別にみると若葉区が35.4%、中央区が29.0%と高い状況にあります。

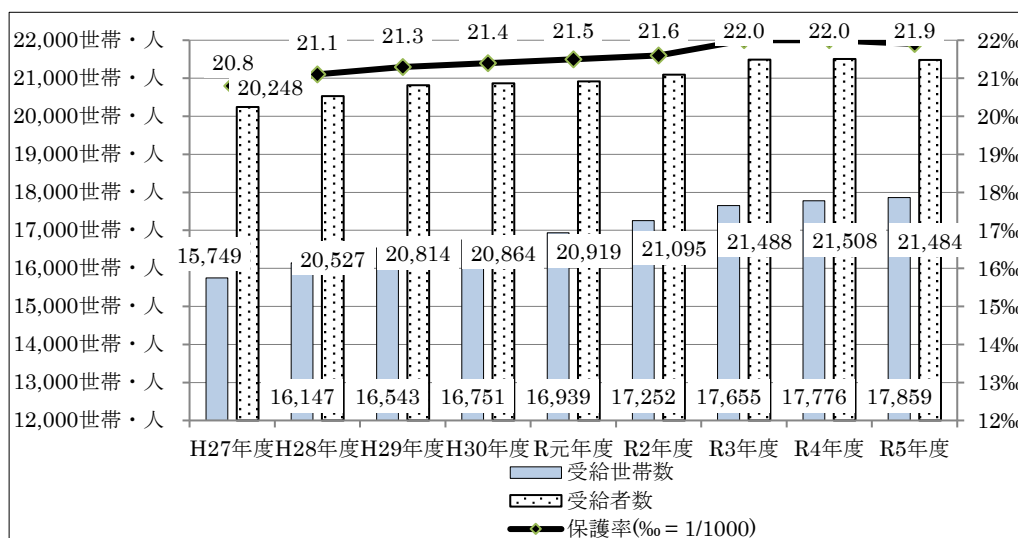
1. 管内地図（略図）

※管内世帯数及び管内人口は令和6年4月1日現在の推計人口を使用。



※保護停止中の者を含む

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



【生活保護の世帯類型別世帯数の推移】

世帯類型別世帯数は、母子世帯とその他世帯は減少傾向、傷病世帯は横ばい、高齢世帯と障害世帯は増加傾向となっています。特に高齢世帯は令和3年（2021年）4月から令和6年（2024年）4月にかけて、世帯類型別世帯数の全体に占める割合は横ばいですが、世帯数は約170件増加しています。

世帯類型別世帯数

時点	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計
R3.4	8,776	741	2,005	1,148	4,629	17,299
	50.7%	4.3%	11.6%	6.6%	26.8%	
R4.4	8,927	707	2,074	1,147	4,652	17,507
	51.0%	4.0%	11.8%	6.6%	26.6%	
R5.4	8,908	678	2,177	1,155	4,670	17,588
	50.6%	3.9%	12.4%	6.6%	26.6%	
R6.4	8,945	655	2,226	1,175	4,553	17,554
	51.0%	3.7%	12.7%	6.7%	25.9%	

※保護停止中を除く。

【生活保護の開始・廃止状況について】

生活保護の開始理由（令和5年度（2023年度））は、「貯金等の減少や喪失」（56.5%）、「働きによる収入の減少や喪失」（10.0%）、「世帯主の傷病」（9.1%）の順に高い割合となっています。「貯金等の減少や喪失」の割合が高い理由は、生活保護法により生活保護開始にあたって貯金等がないことが前提とされていることが影響しています。「貯金等の減少や喪失」に至る原因としては、「働きによる収入の減少や喪失」、「世帯主の傷病」が大きく影響していると考えられます。さらに、「働きによる収入の減少や喪失」の一部は「世帯主の傷病」が起因していると考えられ、「世帯主の傷病」が占める割合は数字以上に大きいことが想定されます。

一方、生活保護の廃止理由は、「死亡や失踪」（50.2%）、「稼働収入の増加等」（13.8%）が高い割合となっています。

生活保護の開始理由

	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死別や離別等	働きによる収入の減少や喪失	社会保険給付金や仕送り等の減少や喪失	貯金等の減少や喪失	その他
R3年度	3,267	299	15	26	401	47	1,563	916
		9.2%	0.5%	0.8%	12.3%	1.4%	47.8%	28.0%
R4年度	3,067	287	19	23	328	48	1,694	668
		9.4%	0.6%	0.7%	10.7%	1.6%	55.2%	21.8%
R5年度	3,028	276	17	20	304	61	1,711	639
		9.1%	0.6%	0.7%	10.0%	2.0%	56.5%	21.1%

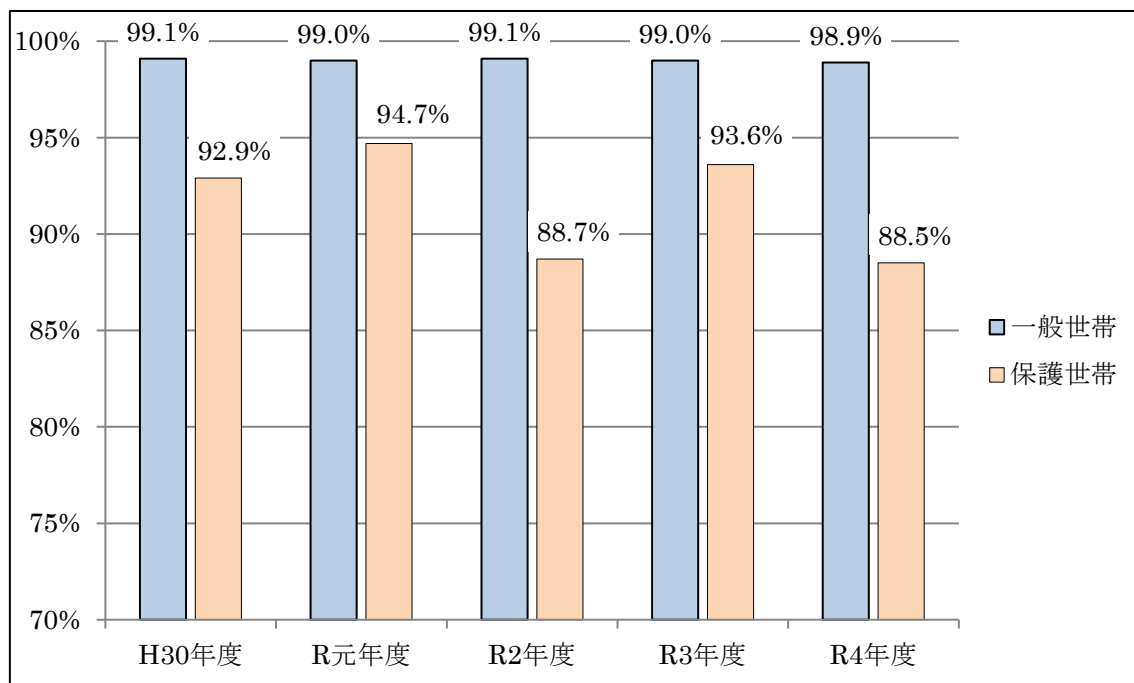
廃止理由

	総数	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡や失踪	稼働収入の増加等	仕送り等の増加や社会保険給付金の増加	転出	その他
R3年度	2,957	3	1	1,372	349	202	309	721
		0.1%	0.0%	46.4%	11.8%	6.8%	10.4%	24.4%
R4年度	3,007	3	0	1,503	363	201	286	651
		0.1%	0.0%	50.0%	12.1%	6.7%	9.5%	21.6%
R5年度	3,007	2	0	1,511	414	215	331	534
		0.1%	0.0%	50.2%	13.8%	7.1%	11.0%	17.8%

(11) 生活保護世帯の高校等進学率の推移

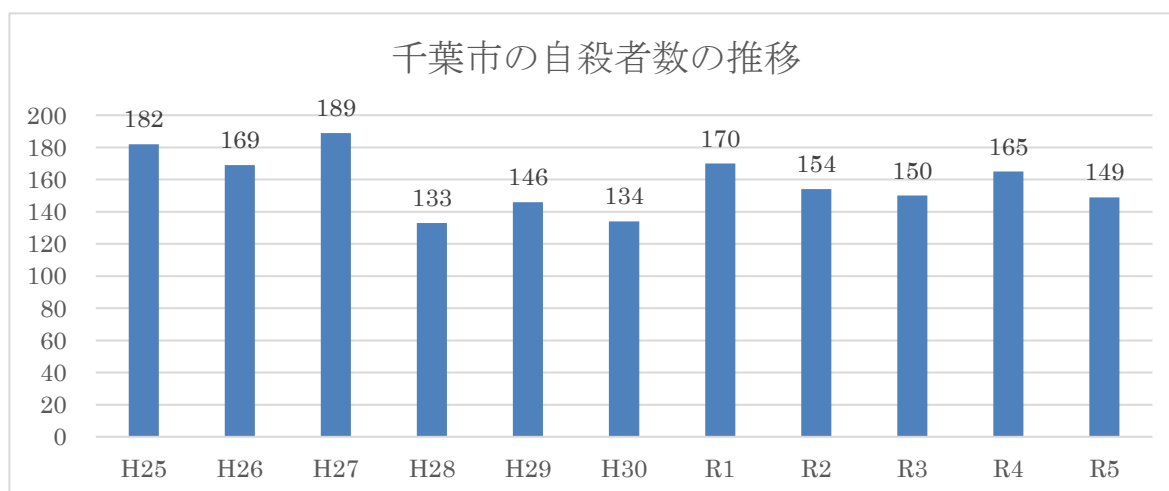
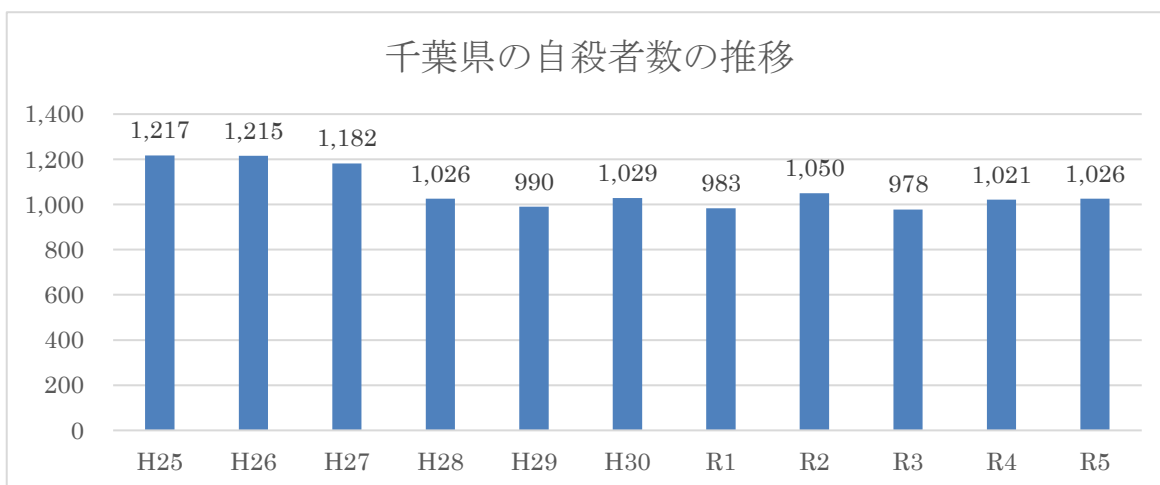
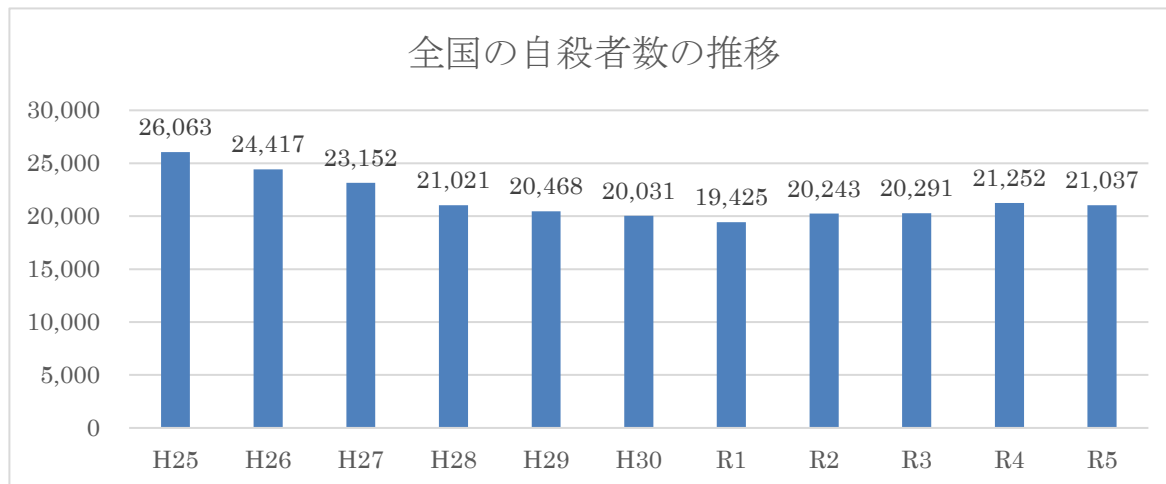
令和4年（2022年）3月に中学校を卒業した一般世帯の高校等進学率は98.9%ですが、生活保護世帯の高校等進学率は88.5%に留まり、一般世帯と比べ10.4ポイント低い状況にあります。

【千葉市の高校等進学率の推移】



(12) 自殺者数の推移

千葉市における自殺者数は、全国と同様に平成 25 年（2013 年）頃から減少傾向にありましたが、令和元年（2019 年）に大きく増加した後、やや減少傾向にあります。



出典：厚生労働省人口動態統計（確定数）

2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題

第2期プランでは54の項目に取り組み、令和6年（2024年）3月末時点では達成が81.5%となり、着実に取り組みが進んでいます。

一方で、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金の特例貸付に関する償還が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定され、さらなる取り組みを推進する必要があります。

（1）包括的・早期的な支援に向けた取り組み

ア 予防的施策の充実

健康状態の悪化は、生活困窮に陥る要因の一つとなることから、日ごろからの健康保持への意識付けや健診の受診等が重要となります。

第2期プランでは、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図るため、リーフレット配布等による普及啓発や、受診率の低い世代への個別の受診勧奨や「要医療」「要精密検査」の対象者には、電話や通知による受診勧奨や保健指導、受診状況の確認を実施するなどを行いました。

一方で、傷病等に伴い生活保護に陥る方は依然として多くいることから、今後も、生活困窮への予防的観点から引き続き健康の保持増進を推進していくことが必要です。

また、高齢世帯が増加している中、フレイルの改善や更なる進行の予防は非常に重要であり、要介護状態に陥ることによる生活困窮状態になることを避けるためにも早期に適切な対応策を図る必要があります。

イ 早期発見に向けた支援の充実

生活困窮者の早期発見は、貧困に陥る要因が経済的要因に限らず、生活の変化、長期にわたる病気等、様々なものが複雑に絡み合っていること、血縁、地縁等の日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化が進んでいること等からこれまで以上に難しくなっています。

一方で、生活困窮者支援では問題が複雑化する前の早期発見、早期支援が重要であり、第2期プランでは、支援を必要とする方を早期に発見し、支援するための取り組みを実施しました。

例えば、各生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を配置し、早期に支援に繋げる体制を構築しました。

また、生活自立・仕事相談センターの電話番号を国民健康保険料督促状に掲載したり、チラシなどを非課税世帯への給付金の周知の際に同封したりするなど、生活に困りごとを抱えた方に対し、相談窓口に関する情報を様々な機会で発信しました。

こうした取り組みの結果、生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、令和元年度（2019年度）の2,302件に対し、令和5年度（2023年度）には2,883件に増加する等、早期発見に向けた取り組みとして効果がありました。

【生活自立・仕事相談センターの相談件数の推移等】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談受付件数	2,302	3,809	4,345	2,764	2,883
相談延べ件数	20,496	24,961	23,723	24,608	33,680

しかし、新型コロナウイルス感染症に伴い、住居確保給付金の申請件数や生活困窮者の相談件数が急増したこと、令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて実施した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況を踏まえると、千葉市においては、生活状況が不安定な状況にあり、相談に至っていない方の存在が想定され、早期発見に向けた取組みのより一層の強化が必要です。

ウ 相談体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化しました。また、生活困窮者の相談は、経済的な問題から家族問題まで多岐に渡っており、相談を包括的に受け止め、多様なサービスと連携していくことが必要です。

第2期プランでは「生活自立・仕事相談センター」を市内すべての保健福祉センターに設置し、さらにすべての生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を1人ずつ配置することにより、支援体制を強化したほか、市内32か所に設置した「あんしんケアセンター」の総合相談機能を拡充するため、三職種（「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師」）の配置を149人に増員しました。

一方で、先にも触れたとおり、生活状況が不安定な状況にあり、相談に至っていない方の存在が想定されるため、市の様々な媒体を活用したさらなる窓口の周知やアウトリーチ等の手法などによる取組みをさらに推進していくことが必要です。

エ 相談機関の連携強化

急速な人口減少や血縁、地縁等の共同体機能の脆弱化等を背景に、行政だけでは対象ごとの安定的な事業運営が難しくなっています。このため、民間支援団体や地縁団体等との連携を図りながら支援を行うことが必要です。

第2期プランでは、支援児童や家庭をそれぞれの状況に応じて適切な支援制度につなげるなどを行う子どもナビゲーターを全区に設置しました。また、福祉まるごとサポートセンターを開設し、複合的な困りごとを抱える相談者に対し、課題の解きほぐしを行い解決に向けての相談支援を実施するとともに、適切な相談支援機関につなぐなど相談機関の連携強化を図りました。

令和6年（2024年）4月24日に公布された生活困窮者自立支援法の改正法においても、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に発見し、

必要な相談支援につなげるため、支援会議の設置や地域の居場所等の連携が努力義務化されるなど、相談機関同士の連携のみでなく、地域との連携が求められるようになりました。

生活困窮者が抱える課題は複雑であり、今後も相談機関やサービス提供機関、地域等のネットワークを一層強化することが必要です。

オ 各種事業の充実

生活困窮者の相談は、経済的な問題から家族問題まで多岐に渡っており、様々な支援が求められます。このため、支援サービスの種類の増加やサービス量の拡大、制度の狭間で支援が十分に届かない方への支援等が必要です。

第2期プランでは、新型コロナウイルスの影響もあり、全市的に様々な取り組みが実施される中、生活困窮者自立支援制度において、住居確保給付金の支給対象者の拡大や家計改善支援事業における家計改善支援員の拡充などを実施しました。

一方で、今後、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた相談の増加が見込まれており、住まいに関する相談支援を包括的に受け止めて支援を実施する必要があります。

様々な事情により働きづらさを抱えている方等については、こうした状況を早期に発見し、個々の適性に合った職につけるように支援することや、障害の特性を理解した上で企業に職場での合理的配慮を提供してもらい、職場への定着を図る取り組みや生活困窮者就労準備支援事業において、新たな支援メニューを充実させていくなどの取り組みが必要です。

また、きめ細やかな相談支援を実施するため、支援が必要な対象者が支援を受けられるように事業を充実していくことが各種連携と同様に必要です。

(2) 地域づくりのための取り組み

ア 地域のネットワークづくり

第2期プランでは、生活自立・仕事相談センターが各保健福祉センターから距離がある地域や生活困窮者が多くいることが想定される地域で出張相談を実施するなど、地域への働きかけを実施するほか、生活困窮者就労準備支援事業において、就労訓練先の開拓を行い、地域における居場所を増やす取り組みを行いました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新規相談受付数が増加したことから、様々なきっかけで生活困窮状態に陥ってしまう世帯が多数あることがわかりました。このような世帯の中には、生活福祉資金の特例貸付の活用などにより一時的な資金需要を満たすことで生活状況が改善され、継続的な支援につながらないケースも多数ありましたが、再び生活困窮状態に陥ってしまう恐れがある世帯の存在も想定されます。地域活動が困難な状況に陥った場合は、特にそのような世帯の変化に気付きにくい状況が発生してしまうことから、平時から支援の必要性の有無を把握するなどの継続

的な見守りに課題があります。また、客観的には支援が必要な状況だと考えられるものの、本人は困りごとを感じることができておらず相談につながらない場合もあると考えられます。そのため、地域の様々な目による見守りを行える取組方法や体制づくりが必要です。

イ 社会資源の把握と開発

第2期プランでは、生活自立・仕事相談センターが毎月開催している相談者に対する支援プランを定めるために様々な関係機関が参加する支援調整会議の場で、イベントを周知するなどの社会資源の共有を行いました。また、複合的な困りごとを抱える相談者の相談窓口として「福祉まるごとサポートセンター」を開設するほか、住宅確保要配慮者への円滑な入居支援の相談体制として「すまいサポートちば」を開設するなど、新たな社会資源となる相談窓口を設置しました。さらに、居住支援協議会では居住支援サービスを提供する居住支援法人等の一覧を作成し、情報提供を行っています。

一方で、コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、フォーマル、インフォーマルを問わず、さらなる社会資源の把握や開発に取り組む必要があるとともに、今まで活用していた既存の社会資源とのさらなる連携が必要です。

ウ 住民の理解促進

第2期プランでは、生活自立・仕事相談センターが地区部会や地域団体の活動の場で説明を実施し、生活困窮者自立支援制度への周知を図るほか、生活支援コーディネーターが主催する協議体やあんしんケアセンターが主催する地域ケア会議において、必要に応じて地域住民の参加を促し、生活困窮世帯への支援体制や相談先の情報を提供しました。

一方で、市民アンケートにおいて、生活自立・仕事相談センターに対する認知度が14.2%であるなど、まだ十分に浸透していないことが課題です。

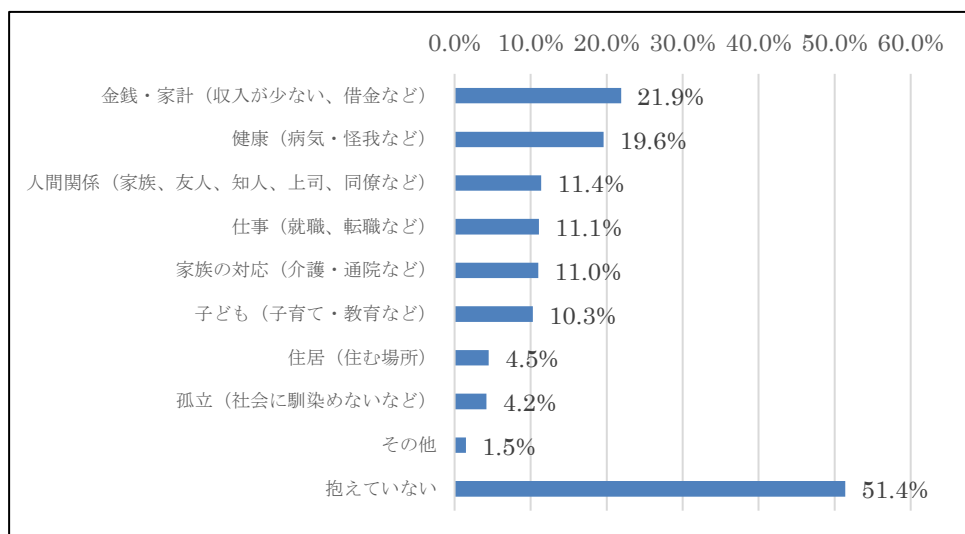
3 市民意識調査及び関係機関等への調査について

(1) 市民意識調査

令和6年(2024年)8月1日から10日まで、千葉市ホームページ上で市内在住・在勤・在学の方を対象に「WEBアンケート」を実施し、1,920人から回答を得ました。

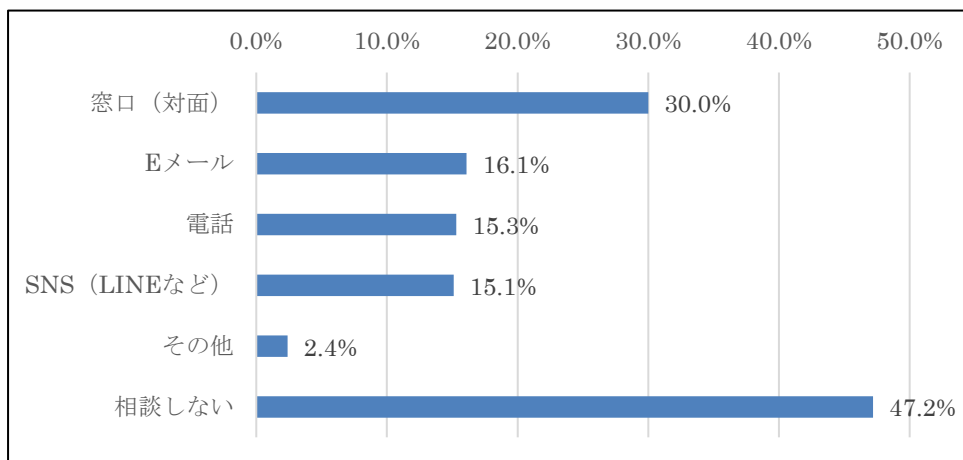
ア 生活の困りごとの内容

生活に困りごとを抱えているか、抱えている場合にどのような困りごとを抱えているかについて調査を行った結果、「抱えていない」が51.4%、となり、困りごとの内訳は次のとおりでした。(複数回答)



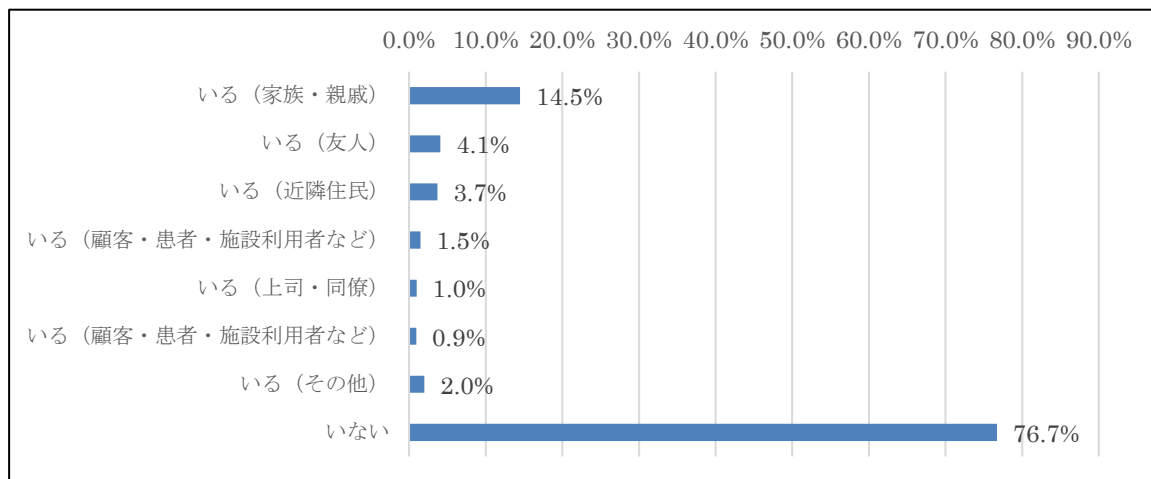
イ 困りごとを抱えた場合の相談方法

生活に困りごとを抱えた場合の相談方法について調査した結果、「窓口での相談」が30.0%、「Eメール」が16.1%、「電話」が15.3%、「SNS(LINE等)」が15.1%となりました。(複数回答可)

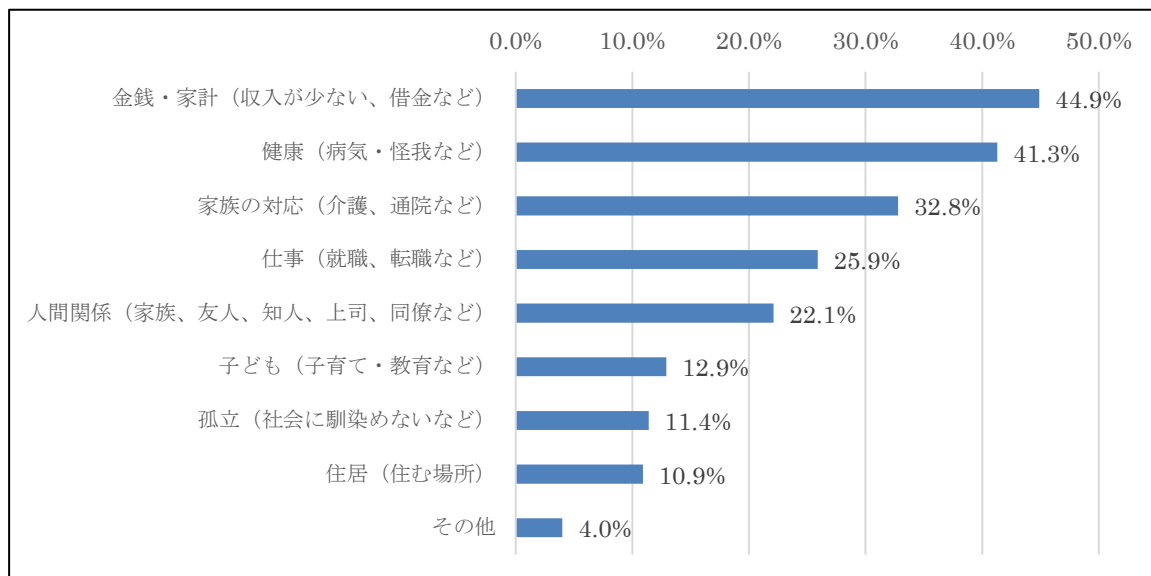


ウ 周囲に困りごとを抱えている方がいるか、いる場合にその内容

周囲に困りごとを抱えている方がいるかについて調査を行った結果、「困りごとを抱えている方はいない」が 76.7%、「家族・親戚に困りごとを抱えている方がいる」が 14.5%となりました。一方で、「近隣住民に困りごとを抱えている方がいる」は 3.7%に留まりました。(複数回答可)

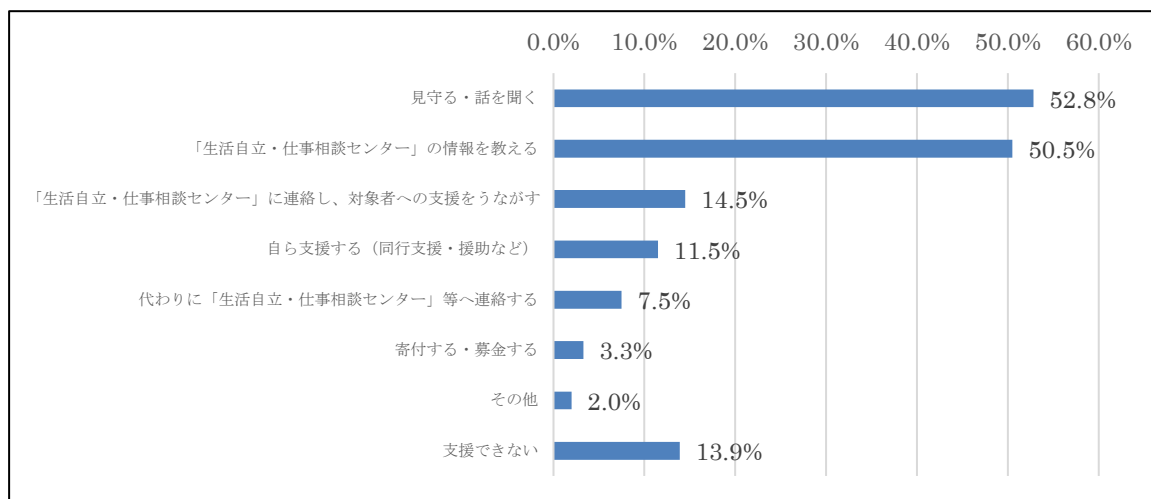


また、困りごとを抱えている方の困りごとの内容は「金銭・家計」が 44.9%、「健康」が 41.3%、「家族の対応」が 32.8%、「仕事」が 25.9%、「人間関係」が 22.1%となりました。(複数回答可)



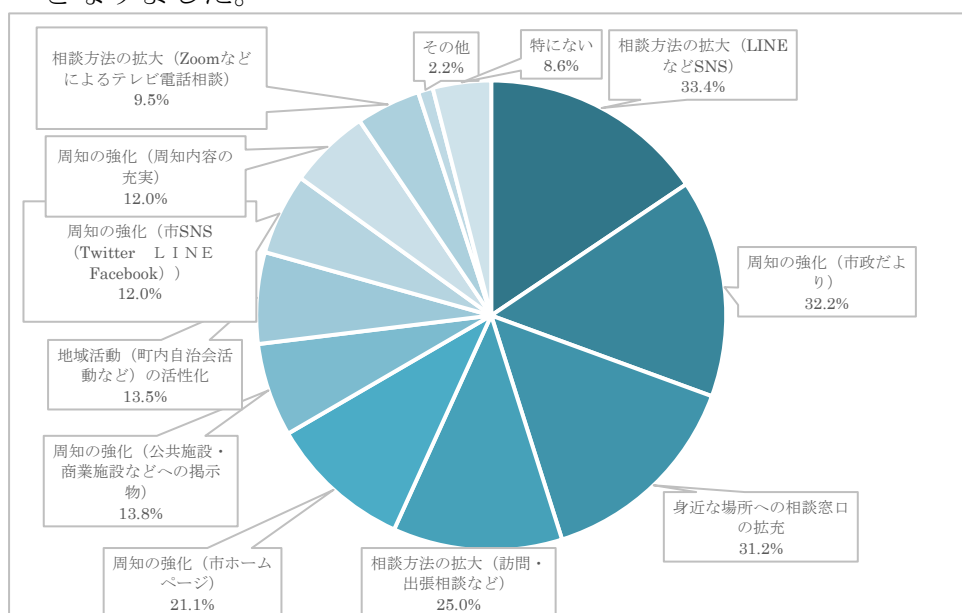
エ 困りごとを抱えている方への支援について

困りごとを抱えている方がいた場合にどのような支援ができるかについて調査した結果、支援方法としては「見守る・話を聞く」が52.8%、「相談機関等の情報提供」が50.5%、「自ら支援する」が11.5%、「相談機関等に連絡等」が11.5%となり、逆に「支援できない」は13.9%となりました。(複数回答可)



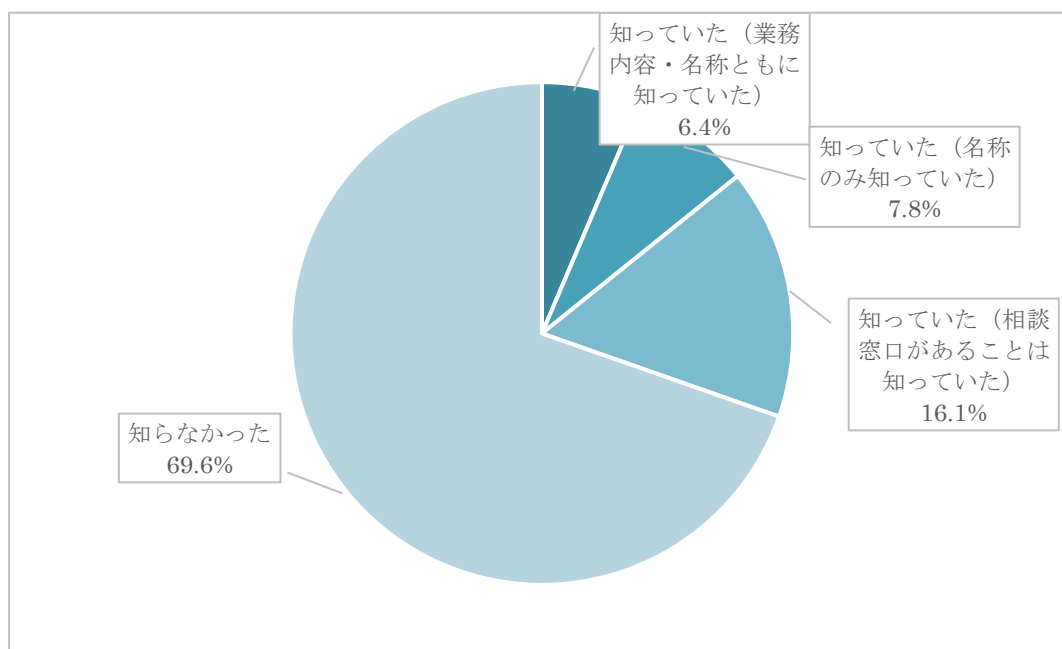
オ 生活に困りごとを抱えている方への今後の支援の在り方

生活に困りごとを抱えている方は、様々な理由で相談支援機関に繋がらないことがあります。このことを解決するために市としてどのような対応が必要か調査した結果、「LINE等のSNSなどの相談方法の拡大」が33.4%、「市政だよりによる周知の強化」が32.2%、「身近な相談窓口の設置」が31.2%、「訪問・出張相談など」が25.0%、「市ホームページによる周知の強化」が21.1%となりました。



カ 生活自立・仕事相談センターの認知度

生活に困りごとを抱えている方への相談窓口である生活自立・仕事相談センターの認知度について調査した結果、「名称・業務とも知っている」及び「名称のみ知っていた」を合わせて 14.2%となりました。一方で、約 70%の方が生活自立・仕事相談センターを含めた困窮者支援の窓口があることを認識していないという結果になりました。



（２）生活自立・仕事相談センターの利用状況等

ア 概要

生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口です。生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行っています。（支援の一例は下記のとおりです。）

千葉市では、生活困窮者自立支援法が施行される前の平成25年（2013年）12月に中央区と稲毛区でモデル的に開始し、平成27年（2015年）4月の施行に向けて支援体制を整えました。また、平成29年（2017年）7月に若葉区に、令和2年（2020年）9月に花見川区に、令和3年（2021年）9月に緑区に、令和4年（2022年）9月に美浜区にそれぞれ設置し、生活困窮者への支援体制を順次強化しました。生活困窮者支援では福祉施策との連携が特に必要となることから、いずれの区も保健福祉センター内に設置し、身近な相談窓口として支援を行っています。

【相談の一例と支援の流れ】

※厚生労働省HPから引用

Aさん（50代男性）
Aさんは母親と2人暮らしだが、両親の介護を理由にひきこもりがち。民生委員さんはかわっていたAさんの母親から男性の様子を聞いており、母親が施設に入ったタイミングで今後の生活に関する相談先として、相談センターを紹介した。その後本人から直接相談が入った。 孤独による精神的な不安と、経済的な不安を抱えていたため、相談センターで、障害年金を受給できるように支援を行った。また、男性が社会と関わりを持てるように、定期的な訪問支援を行っている。

社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先でのトラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思うようになり、特に就職する必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味を湧いてきました。試しに行ってみたところ、互いの苦労をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。始めは、環境に慣れずに休みがちでしたが、職場の理解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘルパーさんに来てもらっており、今では充実した毎日を送っています。

生活自立・仕事相談センターでは、次のような支援も行っています。

- ①各種制度の利用に向けた支援
- ②就労から長期間に渡って離れている方に対する職業訓練や適性検査の実施
- ③収支均衡が取れていない方への家計管理方法のアドバイス等

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1** まずは地域の相談窓口へ。

各自治体の窓口配置されている支援員が応対します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。
- 2** 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。
- 3** あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランと一緒に作ります。
- 4** 支援決定・サービス提供。

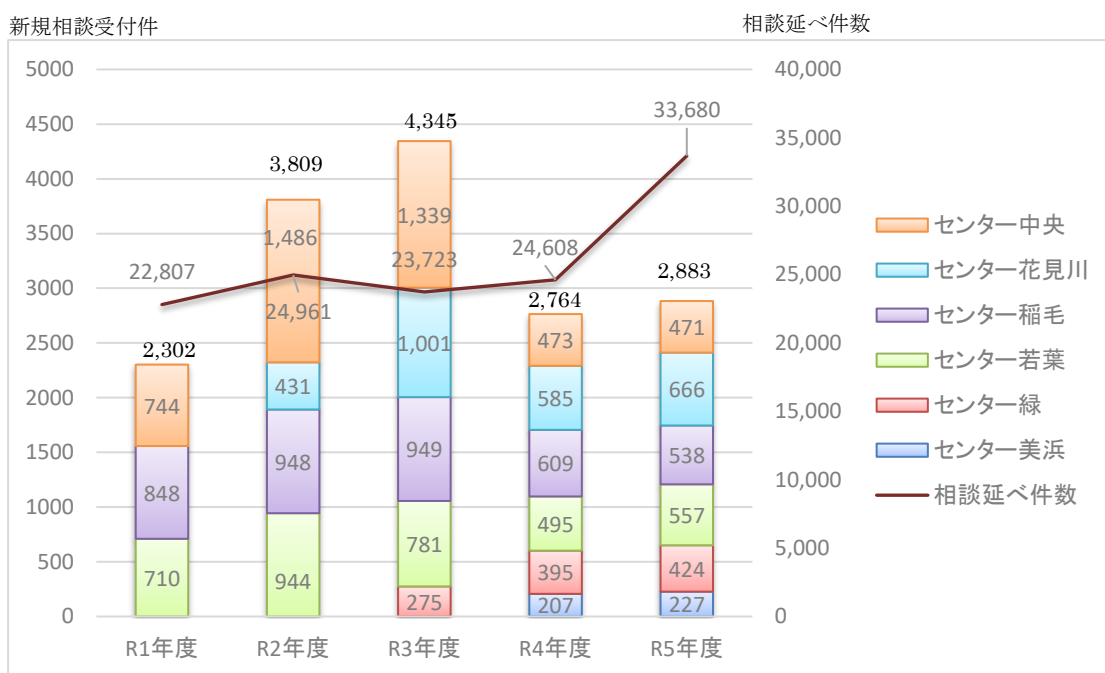
完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。
- 5** 定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。
- 6** 真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

イ 新規相談受付件数の推移

生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数（相談実件数）は、平成28年度（2016年度）以降、毎年増加しており、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）はコロナ禍による社会福祉協議会の総合支援資金の特例貸付をするために生活自立・仕事相談センターへの相談が必要とされていたことから、コロナ禍前の令和元年度（2019年度）に比べ、大幅に増加しました。その後、令和4年度（2022年度）は、生活自立・仕事相談センター開設後、前年度比で初めて減少しましたが、令和5年度（2023年度）は再度上昇に転じました。



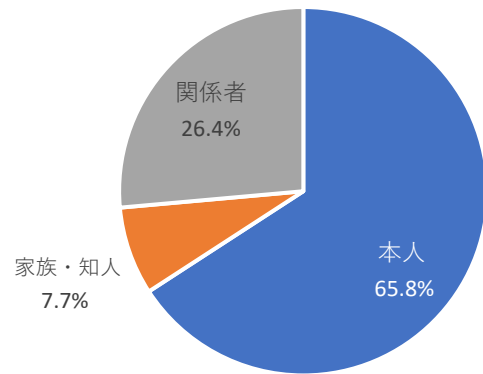
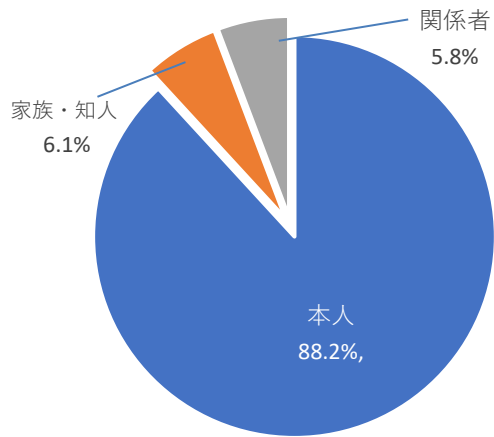
ウ 相談経路と相談内容

令和5年度（2023年度）の相談経路は、「本人」からの相談が、令和2年度（2020年度）時点と同様に最も高く、65.8%（令和2年度（2020年度）88.2%）となりました。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症に伴う総合支援資金貸付にあたり、相談センターへの相談が義務付けられるなどしていたため、割合が高くなっていたと考えられます。また、相談に至るきっかけについて、令和5年度（2023年度）は関係機関等の紹介が53.2%（令和2年度（2020年度）24.9%）と半数以上を占めました。関係機関における相談センターの認知度が高まり、連携が深まってきていると考えられます。そのため、今後も引き続き生活困窮者の早期発見に向けて、関係機関とより一層連携していくことが重要です。

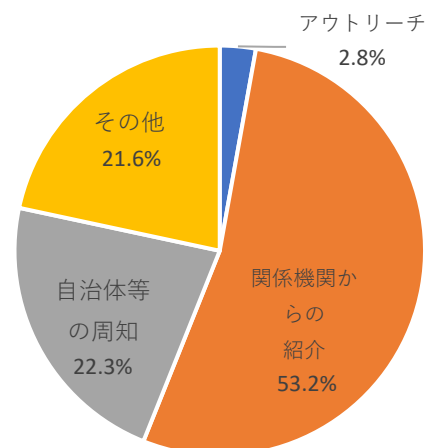
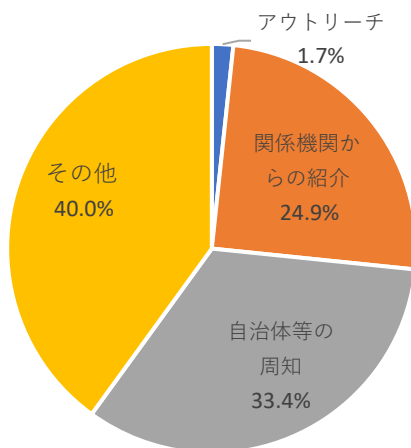
令和 2 年度（2020 年度）

令和 5 年度（2023 年度）

【相談に来る方】

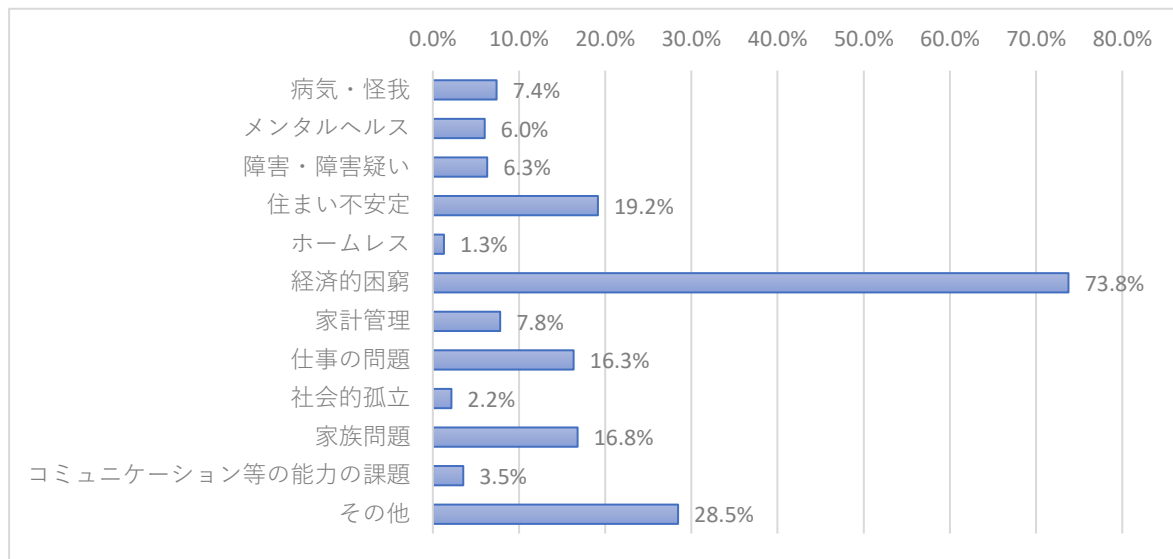


【相談のきっかけ】

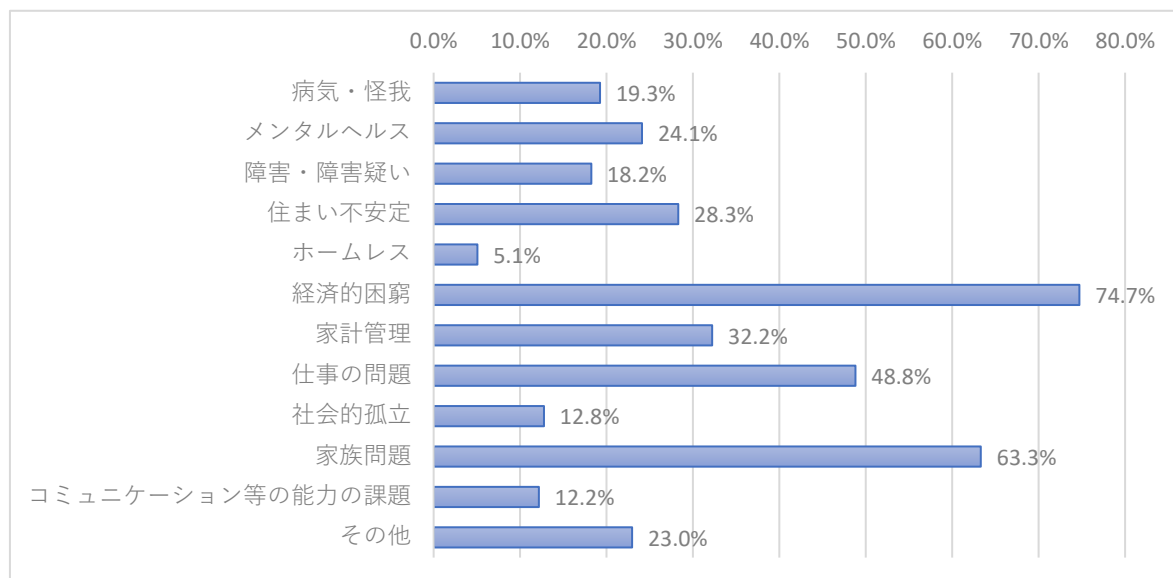


相談内容は、令和 2 年度（2020 年度）と令和 5 年度（2023 年度）のいずれも「経済的困窮」「家族問題」「仕事の問題」の順に割合が高いという結果になりました。相談内容が多岐に渡ることから、相談を一旦受け止めた上で、必要に応じて関係機関に繋ぐ等、関係機関とのより一層の連携が必要です。

令和2年度（2020年度）



令和5年度（2023年度）



エ 支援の効果

相談に訪れた方への対応は、「情報提供や他機関への繋ぎ等で支援が終了する場合」と「支援プランを作成し、継続的な支援を行う場合」に大きく分かれます。支援プランを作成した場合は、一定期間経過後に評価を行い、支援による変化を確認しています。令和5年度（2023年度）は、1,268件の評価を行った結果、住まいの確保・安定436件（34.5%）、就労開始等263件（20.8%）、自立意欲の向上等190件（15.0%）、家計の改善180件（14.2%）、精神の安定177件（14.0%）等となり、相談者が抱える課題の解決に寄与し、生活保護に陥る

前の第2のセーフティネットとしての機能を果たすことができました。

一方で、令和5年度（2023年度）の支援決定・確認件数が1,322件であるのに対し、支援を終結した件数は821件に留まっており、支援が長期化している実態がわかります。このため、更なる支援体制の強化が必要です。

生活自立・仕事相談センターにおける支援結果等（令和5年度）

			令和5年度							
			合計		内訳					
			件数	割合	センター中央	センター花見川	センター稲毛	センター若葉	センター緑	センター美浜
新規相談受付件数			2,883		471	666	538	557	424	227
	支援決定・確認件数(再プランを含む。)		1,322		258	311	257	229	129	138
R5年度中に評価を実施した件数(再プランを含む。)			1,268		265	295	242	249	83	134
評価結果	終結		821		167	191	120	194	59	90
	再プランして継続		444		98	104	121	53	24	44
	中断		3		0	0	1	2	0	0
支援により見られた変化（令和5年度中に評価を実施した者のうち中断をした者を除いた者についての変化）										
評価の内訳 (重複回答有り)	就職開始等		263	20.8%	106	19	41	31	35	31
	内訳	就労開始(一般就労)	46	3.6%	34	0	0	0	0	12
		就労開始(中間的就労)	7	0.6%	6	0	0	0	0	1
		就労収入増加	33	2.6%	24	0	0	0	0	9
		就職活動開始	88	7.0%	21	9	19	20	17	2
		職場定着	89	7.0%	21	10	22	11	18	7
	住まいの確保・安定		436	34.5%	124	95	64	97	41	15
	家計の改善		180	14.2%	34	25	39	46	25	11
	債務の整理		109	8.6%	20	21	21	28	14	5
	自立意欲の向上・改善		190	15.0%	24	54	34	26	52	0
	精神の安定		177	14.0%	16	41	38	51	31	0
	健康状態の改善		77	6.1%	4	7	14	27	21	4
	社会参加機会の増加		55	4.3%	5	13	10	7	20	0
	生活習慣の改善		57	4.5%	9	10	15	11	12	0
	対人関係・家族関係の改善		114	9.0%	2	32	20	25	35	0
	孤立の解消		124	9.8%	17	26	30	16	35	0
	医療機関診断開始		61	4.8%	9	7	19	13	10	3
	障害手帳取得		45	3.6%	11	5	12	5	10	2
	職業訓練の開始、就学		14	1.1%	5	0	1	3	5	0
	生活保護適用		181	14.3%	18	31	30	63	20	19
	その他		82	6.5%	6	20	20	14	21	1

オ 支援にあたっての課題等

令和5年度（2023年度）における新規相談受付件数は、年間2,883件となる等、生活困窮者自立支援法が施行された平成27年度（2015年度）から大幅に増加しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、住居確保給付金の新規相談受付件数が令和元年度（2019年度）の106件から令和2年度（2020年）に1,835件に急増したことや同じ頃に生活自立・仕事相談センターへの相談件数も急増したこと等から不安定な生活状況にある方が潜在しており、家賃の支払いなどが困難な状況に陥ってしまったということが想定されます。そのため、住まいに関する支援について、その要因をしっかりとアセスメントし、支援を実施していく

体制の構築などが必要と考えられます。

また、自尊感情や相談する力の低下等から相談に至っていない方もいることが予想され、支援を届けていく体制をより一層強化することが必要です。このため、全区に設置した生活自立・仕事相談センターに配置したアウトリーチ支援員を活用し、出張相談など地域に出向いて相談を受ける体制や様々な広報媒体から相談の端緒を見つけ、相談につなげていくなどの相談アクセスのさらなる向上のための取組みが必要です。

生活自立・仕事相談センター【新規相談受付件数の同月比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	178	281	208	160	173	158	189	163	142	181	181	288	2,302
R2年	370	287	229	324	389	567	325	323	259	185	247	304	3,809
R3年	370	465	533	432	463	431	323	340	277	205	235	271	4,345
R4年	202	183	206	216	230	243	234	297	192	254	255	252	2,764
R5年	228	218	228	223	266	247	236	255	232	267	232	251	2,883

住居確保給付金【申請件数の同月比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	8	12	3	11	8	8	14	7	3	8	8	16	106
R2年	159	443	297	169	129	97	74	47	53	64	148	155	1,835
R3年	78	93	94	65	71	62	56	52	36	43	40	54	744
R4年	43	42	50	44	37	40	41	19	29	38	23	24	430
R5年	13	19	14	16	12	14	14	13	16	14	17	11	173

※申請件数は、再支給申請（特例による再支給は令和4年度末で終了）を含む。

カ 他の相談機関の状況と連携等について

(ア) ひきこもり地域支援センター

千葉市では、平成28年（2016年）2月に、ひきこもり状態にある方やその家族等を支援するため、ひきこもり地域支援センターを設置しました。令和2年度（2020年度）以降、ひきこもり地域支援センターでは、ひきこもり支援コーディネーターを6人配置して支援を実施しています。

ひきこもりの状態にある方は、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至ってなくても、その生活状況から将来的に生活困窮に陥るリスクが高い方も含まれます。

このため、困りごとを抱えた方の早期発見、早期支援という観点からは、ひきこもり地域支援センターにおける支援と生活自立・仕事相談センターにおける支援とが対象者本人の状態や意向、各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要になります。例えば、ひきこもり地域支援センターの支援を通じて、ひきこもりの状態から脱却した後に生活自立・仕事相談センターによる自立支援に切れ目なく繋げることや当初から双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられます。

このように、相談の窓口はその属性等に応じて別れていますが、早期発見、

早期支援の観点や、切れ目のない支援を行うといった観点から、引き続き相談支援機関の連携を強化することが必要です。

【相談・問合せ延べ件数(単位:件)】

年度	計
R5年度	2,436
R4年度	1,739
R3年度	1,761

(イ) 千葉市こころと命の相談室

厚生労働省の統計資料によれば、働き盛りの40代、50代の男性の自殺割合が高いとされています。千葉市では、「こころと命の相談室」を開設し、平日の夜間（月・金曜の午後6時から9時まで）及び土曜（月2回）・日曜（月1回）の日中（午前10時から午後1時まで）に、産業カウンセラー等の専門職が、こころの健康、職場の人間関係、生活の不安等、様々な相談に応じています。

自殺の背景には、病気の悩み等の健康問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因が複雑に関係していることが知られています。自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要になります。

千葉市の令和5年（2023年）の原因・動機別の自死（自殺）者数の割合は、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題の順（自殺統計に基づく自殺者数 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省））となっており、自殺の危険性が高い方は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮状態に至る可能性のある方もいると考えられます。逆に、生活困窮状態にある方又は生活困窮に至る可能性のある方が、生活困窮状態や他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

このため、生活自立・仕事相談センターと自殺対策を担う機関とが、対象者本人の状態や意向、各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要です。

【年齢層別内訳】

	R1	R2	R3	R4	R5
20歳未満	17	10	9	8	4
20歳代	48	69	82	80	96
30歳代	95	84	118	178	143
40歳代	115	125	152	158	120
50歳代	103	73	70	78	106
60歳代	19	54	49	64	52
70歳代	0	0	31	22	23
不明	0	2	0	0	0
計	397	417	511	588	544

【職業別等による内訳】

	R1	R2	R3	R4	R5
会社員等	148	154	217	245	177
非正規職員	61	46	62	56	55
パート・アルバイト	47	66	82	84	79
自営業	0	15	9	0	14
無職	87	78	95	165	164
主婦・主夫	34	28	25	32	34
学生	20	28	19	4	17
不明	0	2	2	2	4
計	397	417	511	588	544

【相談内容内訳】

	R1	R2	R3	R4	R5
自分自身のこと(性格、人間関係等)	177	225	233	283	237
職場の問題	144	162	219	188	164
キャリアの問題	86	49	58	90	100
病気のこと	171	204	216	269	179
家族の問題	101	100	164	134	150
経済の問題	5	6	8	16	9
その他	4	7	6	5	8
計	688	753	904	985	847

(ウ) あんしんケアセンター

千葉市あんしんケアセンターは、地域で暮らす高齢者の方のための身近な相談窓口です。いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、市内32か所（出張所含む。）に設置し、介護、福祉、健康、医療等、様々な面から総合的に支えています。

令和5年度（2023年度）の相談実人数は21,339人で、高齢者人口257,791人（令和6年（2024年）3月末日現在）の8.3%となっています。また、相談者延人数は83,544人と令和4年度（2022年度）の71,084人と比べ12,460人増え、対前年比17.5%の増加となっています。

また、相談件数は、123,359件と令和4年度（2022年度）の114,384件から8,975件増え、対前年比で7.8%増加しました。相談内容別では、「介護保険制度に関すること（60,882件）」が総合相談全体の49.4%を占め、続いて「認知症等に関すること（12,345件）」、「医療・保健に関すること（11,442件）」、「施設入所に関すること（6,248件）」となっています。

「経済的問題」についての相談も3,498件と増加傾向にあり、千葉市あんしんケアセンターと生活自立・仕事相談センターとが相互に連携し、包括的な支援を実施していくことが重要です。

(エ) 子ども・若者総合相談センター（L i n k）

子ども・若者総合相談センター（L i n k）では、ニートや不登校、その他社会生活を営む上で困難を抱えている子どもや若者の相談を受け、助言、情報の提供、専門機関の紹介を行っています。

生活自立・仕事相談センターでは、複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、適切な支援を包括的に提供することとしていますが、いずれの相談機関も相談者の状況に応じて支援を提供することを目的としており、各々の専門性を活かして相互に連携することで、より一層効果を発揮します。このため、複合的な課題を抱える相談者に対し、子ども・若者総合相談センター（L i n k）から生活自立・仕事相談センターに繋ぐ等、日頃から連携を密にしていくことが重要です。

新規相談者数と対象者年代

		0～14歳	15～19歳	20代	30代	不明	対象外	合計
R4年度	人数	44	46	26	8	11	1	136
	割合	32.4%	33.8%	19.1%	5.9%	8.1%	0.7%	100%
R5年度	人数	55	68	34	10	19	0	186
	割合	29.6%	36.6%	18.3%	5.4%	10.2%	0.0%	100%

主な連携先（令和5年度）

	千葉市教育委員会	教育センター	児童相談所	区子ども家庭課	生活自立・仕事相談センター	ひきこもり地域支援センター	小・中・高等学校	子どもナビゲーター	その他
延べ件数	149	67	23	5	97	51	142	36	76

(オ) 子どもナビゲーター

子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現していくため、「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」に基づき、生活自立・仕事相談センターに併設する形で子どもナビゲーターを配置しています。関係機関が連携しながら家庭環境等から基本的な生活習慣が身に付いていない子どもとその家庭に寄り添い、生活習慣や生活環境の改善を直接働きかけるとともに、各種の支援につなげています。

こうした課題を抱える家庭では、経済的な課題を抱えている場合もあることから、生活自立・仕事相談センターと子どもナビゲーターとが相互に連携して支援をしていくことが重要であり、今後も連携をしながら包括的な支援を行う必要があります。

（３）生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果

令和６年（２０２４年）７月に生活自立・仕事相談センターから、相談者の傾向や関係機関等との連携状況について、意見を聴取しました。

ア 相談者の傾向

（ア）相談の傾向

障害を抱える方やその疑いがある方、高齢の方からの相談は継続して多い状況が続いていますが、最近では子育て世帯からの相談が増えていると感じている相談センターが多くなっています。また、相談者の世帯全体として捉えた時に世帯員それぞれが抱えている課題が異なっており、複雑化・複合化している事例が多くなっている傾向も見受けられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大してからは、総合支援資金の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金など、生活困窮者自立支援制度につながるような制度を国が打ち出したこともあり、今まで４０歳から５０歳代の方が相談の中心でしたが、新たに子育て世帯や２０歳から３０歳代の方も来所する機会が増えてきました。

その中には、妊婦の方や精神疾患が疑われる方もおり、これらの方は区役所のこども家庭課や健康課との相談から相談センターにつながるが増えてきました。

また、メンタル面での不調により、仕事が続かないなどで生活状況が苦しくなってしまう方については、相談センターと障害者基幹相談支援センターが連携を図り、手帳の取得に向けて協力する機会もあります。

（イ）相談方法

相談者本人からの相談が多い傾向にありますが、関係機関や保健福祉センターの各部署との連携により支援に繋がるケースが増加しています。保健福祉センター内の各課やあんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター等の相談機関からの繋ぎにより支援に至ったケースは多く、引き続き、関係機関との連携を強化し、支援を届けることが重要です。

イ 連携状況

（ア）庁内各課との連携状況について

相談センターに対し、庁内各課（主に保健福祉センター）との連携状況について確認したところ、開設当初に比べこども家庭課や健康課との連携が増えてきていると回答していました。

これは、相談センターが各保健福祉センター内にあることや、新設された花見川区や緑区の相談センターにおいて、庁内連携会議を実施するなどの取り組みをしていることによるものと考えており、定期的に相談センターの事業内容などを庁内に周知していくことは重要です。

（イ）関係機関等との連携状況について

相談センターと連携する機会が多いあんしんケアセンターや障害者基幹

相談支援センター等と連携状況を確認したところ、各相談支援機関につながるときや、同一世帯に対する支援を共に実施する場合に連携しやすくなったと回答していました。

また、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等の相談支援機関からご意見をいただいたところ、相談センターの対応について、概ね満足していると回答がありました。

これは、相談者の支援プランを決定する支援調整会議に参加してもらうことや普段の活動により、お互いに顔の見える関係性が構築されてきたことによるものです。

連携により支援が順調に進む事例について聞いたところ、相談者の支援にあたり役割分担を明確にできた場合に支援を滞りなく行うことができていると感じる場合が多いようです。このため、複合的な課題のある世帯に対する支援にあたる際は、お互いに情報共有をしておくことや支援会議を活用して、あらかじめ役割分担を明確にしておくことなどが有効であると考えられます。

(ウ) 地域との連携状況について

第2期プランにおいて、相談センターが地区部会や各自治会へ生活困窮者自立支援制度を周知するための働きかけを実施してきましたが、地域との連携については課題と感じている相談センターは多いようでした。

どの相談センターも生活に困りごとを抱えている方は、まだまだ地域に潜在していると考えており、地域の方々からの情報提供が重要です。また、市内全区に相談センターが設置され、アウトリーチ支援員が配置されたことに伴い、地域に対して生活困窮者自立支援制度や相談センターを知っていただくための働きかけを推進することが、地域との連携を進めるために重要です。

また、地域に根付いている企業などと協力し、相談センターの広報活動を行っていくことも重要です。

ウ 今後の支援の在り方

(ア) 生活困窮者の把握

生活困窮者支援において、生活に困窮している方を早期に発見することは大きな課題です。

生活に困りごとを抱えている方が、必要な時に自ら支援機関を頼れるよう相談センターをアピールしていく必要があります。しかし、そのような方の中には、自ら支援を求める力が低下している場合があります。また、自分自身では生活に困っていると感じる事ができていないまま生活をしている場合もあり、市の支援につながっていないことがあります。相談センターは、そのような方々に対しても支援を届けられるように、引き続き取り組んでいく必要があります。

そのためには、様々な媒体や機会を通じて、生活困窮者自立支援制度や相

談センターを知ってもらうための取組みやアウトリーチなどの方法により自ら生活困窮者の情報を収集する取組みなどが必要です。

また、地域の方々の普段の支え合いや見守り等により、地域において生活困窮者の情報を把握していただくほか、生活困窮者の情報を共有していく取組みも重要です。

(イ) 多様な相談者層への対応

相談センターに寄せられる相談者層は多様化しており、相談センターはどのような様々な相談者に対応していくことが求められます。また、それにより相談内容も多様化することから、相談センターの対応力の強化が必要です。

そのためには、相談センターの各相談支援員の個々のスキルアップはもちろん、相談支援員が一人で相談を抱え込まず、相談センターとして支援を実施していく体制が必要です。

また、多様化した相談に対応するためには、多様な相談者のニーズを把握し、様々な社会資源を提供することや、それが無い場合は創設していくことも必要です。

(ウ) 複雑化・複合化した相談への対応

相談センターに来所する方々が抱えている課題は一つではなく、複数ある場合もあります。そして、課題が複数ある場合、それらが複雑に絡み合い、相談者の自立を妨げる要因となっています。

そのような場合には、相談センター単独での支援が困難であることから、庁内の関係各課や関係機関と連携して支援する体制を構築していく必要があります。

また、複雑化・複合化した相談は、すぐに自立につながらない場合もあるため、様々な制度が切れ目なく相談者を支えていけるように制度間の連携も重要です。

(4) 相談センターの取組事例

本市では、6区の生活自立・仕事相談センターを4つの事業者が実施しています。各事業者は、自分たちの法人としての強みを生かし、様々な活動を実施しています。そのような取組事例を紹介します。

○出張相談会

相談センターは市内の全ての区の保健福祉センター内に設置されましたが、保健福祉センターから離れた地区もあります。そのため、そのような地区の相談対応を実施するため、公民館やいきいきプラザで出張相談を実施しています。

出張相談のチラシの例



公民館での出張相談



いきいきプラザでの出張相談



飲料水などを配布する時もあります。



また、市営住宅やUR団地の集会所や商業施設のスペースを間借りして実施することもあります。

市営住宅



UR 団地



出張相談では、色々な制度のパンフレットも配布しています。

フードバンクから食料などを提供いただいています。

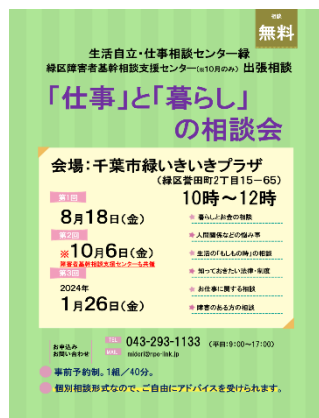
市内商業施設



○関係機関と連携した取り組み

あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターは、生活自立・仕事相談センターとの関わりがとても深い関係機関です。そのような関係機関と合同で相談会や研修会を開催しています。

合同相談会のチラシの例



合同出張相談会の様子



8050問題に関する講演会
の様子



また、コロナ禍において、社会福祉協議会で総合支援資金の特例貸付を実施しました。既にその償還が始まっていますが、貸し付けを受けた世帯には、いまだに困窮している世帯が数多くいることが想定されるため、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」と言います。）や千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」と言います。）、相談センターが合同で相談会を実施しました。県社協が参加しているため、償還猶予や免除に関する相談も受け付けることができました。

コロナ特例貸付借受人のための生活相談会（市社協と合同で実施）



○地域と連携した取組み

生活に困りごとを抱えている方を早期に発見するためには、地域の方々の協力が必要です。そのために地域の方々と一緒に地域づくりに取り組んだ事例もあります。

まちスポ稲毛



さろん花園



区民祭り



区内の社会資源をマッピングするというグループワークをしています。

区民祭りの会場内を支援員が練り歩いています。

また、成人年齢引き下げに伴い、高校生のうちに成人年齢を迎えることになることから、校長先生にご協力いただいている高校に伺い、お金に関する出前講座を実施しました。

高校への出張



生徒の皆さんを集めて、家計改善支援事業の事業者とお金について学ぶ講座を実施しました。

校長カフェで生徒の方にチラシや飲み物、お菓子を配布しました。



○企業と連携した取組み

株式会社ファミリーマートが実施しているフードドライブの活動の「協力パートナー」として、その活動に協力しています。

ファミリーマートの店舗でのフードドライブの様子



○広報活動に対する取組み

民生委員・児童委員の方々に相談センターを知っていただくために、民児協だよりに相談センターの周知記事を掲載するほか、市民の方々に知っていただくため、市の掲示板や、商業施設内に設置されているデジタルサイネージ（広報広聴課が管理）を活用するなどして、広報活動を実施しています。

民児協だよりに掲載された

事業紹介



相談センターのチラシを掲示した

地域の掲示板



民児協での事業説明の様子



デジタルサイネージによる広報例



○その他の取組み

その他にも地域のワークショップに参加したり、居場所づくりなどの取組みも実施しています。

居場所づくりの取組み

団地のワークショップにも参加しました。



全区に相談センターが設置されたことにより、各相談センターにおいて地域の特性を考慮しながら、受託法人の特徴や強みを生かした取組みが実施されるようになってきました。

現状は、各区の相談センターにおける独自の取組みを地域の実情に合わせ、各センターに取り入れることにより、各取組を広げていくことが必要です。

4 これまでの取り組みから見える課題の整理

第2期プランにおける取組内容は、着実に実施されていますが、その取組みは今後も継続していく必要があります。一方で、複合的な課題に対応していくための関係機関等との連携の強化・推進については、改めて取組みを推進していかなければなりません。

また、令和6年度に公布された生活困窮者自立支援法の改正内容についても対応しなければなりません。

(1) 包括的・早期的な支援に向けた取組み

ア 予防的施策の充実

(ア) 傷病状態に陥るリスクを低減させるための施策の必要性

生活保護の開始理由では「世帯主の傷病」が3番目に多く、9.1%となっています。「貯金等の減少や喪失」が最も高い割合で56.5%となりましたが、貯金等の減少や喪失に至る要因としては世帯主の傷病による離職、収入減少等が考えられます。

したがって、生活困窮状態に陥らないためには、傷病状態に陥るリスクを低減させることが重要であり、そのための取組みが必要です。

生活保護の開始理由

	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死別や離別等	働きによる収入の減少	社会保険給付金や仕送り等の減少や喪失	貯金等の減少や喪失	その他
R3年度	3,267	299	15	26	401	47	1,563	916
		9.2%	0.5%	0.8%	12.3%	1.4%	47.8%	28.0%
R4年度	3,067	287	19	23	328	48	1,694	668
		9.4%	0.6%	0.7%	10.7%	1.6%	55.2%	21.8%
R5年度	3,028	276	17	20	304	61	1,711	639
		9.1%	0.6%	0.7%	10.0%	2.0%	56.5%	21.1%

(イ) 望まない非正規労働を強いられている方等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症に伴い、住居確保給付金の申請件数が令和元年度（2019年度）の106件から令和2年（2020年）1,835件に急増する等、生活状況が不安定な状況にある方の存在が浮き彫りになりました。この中には、就職氷河期世代など多様な求職者のうちで望まない非正規労働を強いられている方等も想定されます。このため、望まない非正規労働を強いられている方等への就労支援等の取組みが必要です。

また、ひきこもり状態にある方は、将来、生活困窮状態に陥るおそれもあり、

ひきこもり状態からの脱却に留まらず、その後の切れ目のない支援を行うことが必要です。しかし、そのような方がいきなり一般就労をし、うまくいかなかった場合、またひきこもり状態になってしまうなどのおそれがあります。そのため、就労準備支援事業（離職期間等が長い方等で直ちに就労することが困難な方に対して適性検査による自己分析や就労体験・就労訓練等を通した就労に向けた準備支援）の支援メニューにおいて、その方の段階に沿ったより適切な支援を実施できるよう、提供する支援メニューをさらに充実させていくことや就労訓練事業所をさらに開拓していくことが必要です。

【参考】令和4年度（2022年度）に新型コロナウイルス感染症に伴う相談件数は落ち着きを見せているが、新型コロナウイルス感染症の影響前である令和2年度（2020年度）の実績と比較すると増加傾向にあり、生活状況が不安定な状況にある方の存在が想定されます。

生活自立・仕事相談センター【新規相談受付件数の同月比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	178	281	208	160	173	158	189	163	142	181	181	288	2,302
R2年	370	287	229	324	389	567	325	323	259	185	247	304	3,809
R3年	370	465	533	432	463	431	323	340	277	205	235	271	4,345
R4年	202	183	206	216	230	243	234	297	192	254	255	252	2,764
R5年	228	218	228	223	266	247	236	255	232	267	232	251	2,883

住居確保給付金【申請件数の同月比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	8	12	3	11	8	8	14	7	3	8	8	16	106
R2年	159	443	297	169	129	97	74	47	53	64	148	155	1,835
R3年	78	93	94	65	71	62	56	52	36	43	40	54	744
R4年	43	42	50	44	37	40	41	19	29	38	23	24	430
R5年	13	19	14	16	12	14	14	13	16	14	17	11	173

※申請件数は、再支給申請（特例による再支給は令和4年度末で終了）を含む。

（ウ）生活困窮状態に陥るリスクの高い方への支援の充実

ひとり親家庭等で不安定な生活を強いられている方やひきこもり状態にある方は、将来、生活困窮状態に陥るおそれがあります。そのような生活困窮状態に陥るリスクの高い方に対して、生活困窮状態に陥らないように、きめ細かな相談支援を行うことが必要です。

イ 早期発見・早期支援に向けた支援の充実

（ア）早期発見に向けた取組み

庁内連携等を進めた結果、「生活自立・仕事相談センター」における令和5年度（2023年度）の新規相談受付件数は、年間2,883件（令和2年度（2020年度）3,809件）となる等、新型コロナウイルス感染症の影響から少し落ち着きを見せているものの、令和元年度（2019年度）から比較すると増加傾向

にあると考えられます。

一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮者の相談件数の急増等を踏まえると、千葉市においては、生活が不安定な状況にある方やちょっとしたきっかけにより生活が不安定な状況に転じてしまう方が潜在していることが想定され、更なる取組みが必要と考えます。また、相対的貧困率等を前提にすると、自尊心や支援を求める力の低下等から相談に至っていない方がいることが想定され、「支援を必要とする方に支援を届ける」体制のより一層の推進を図ることが必要です。

(イ) 相談アクセスの向上

生活困窮者の中には、支援を求める力の低下等から対面型での相談ができない方の存在が想定されます。令和6年(2024年)8月に行ったWEBアンケート調査でも「相談しやすくするためには、市として主にどのように対応が必要だと思いますか。」との質問に対し、「相談方法の拡大(LINE等のSNS)」が33.4%、「身近な場所への相談窓口の拡充」が31.2%、「相談方法の拡大(訪問・出張相談など)」が25.0%となったように、相談アクセスの向上には、訪問や出張相談などを行うことも含めた、身近な場所で相談を受けることができるようになることが必要です。

(ウ) 相談窓口の周知

前述のWEBアンケート調査では、生活に困りごとを抱えている方への相談窓口である生活自立・仕事相談センターの認知度について、「名称・業務とも知っている」「名称は聞いたことがある」は合わせて14.2%に留まる一方で、69.6%の方が生活自立・仕事相談センターを含めた困窮者支援の窓口の存在を認識していない状況にあり、生活に困窮している方を早期に発見するためには、市政だよりや市ホームページなどを活用し、相談窓口のさらなる周知が必要です。

ウ 相談体制の充実

(ア) 断らない相談支援

生活困窮者の相談は、経済的な困窮から家族問題まで多岐に渡っており、属性によらない包括的な相談支援が必要です。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ余裕がない場合や虐待やいじめ等の結果、他者を信頼することができずに支援を求める力が低下している場合等、一人では相談窓口まで辿り着くことができない方もいます。このため、各相談窓口では、相談者の属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐといった対応ができる体制を引き続き継続していくことが必要です。

(イ) 身近な相談窓口の設置

前述のWEBアンケート調査では「相談しやすくするためには、市としてどのように対応が必要だと思うか」との質問に対し、「相談方法の拡大（LINE等のSNS）」が33.4%と最も高く、続いて「身近な場所への相談窓口の拡充」が31.2%となりました。

令和4年度（2022年度）までに相談センターが全区に設置され、平成25年度（2013年度）の制度開始当初と比較すると物理的に「身近な相談窓口」と近づけることができましたが、今後は訪問や出張相談などによるより身近な窓口となる必要があります。また、困ったことがあった場合に、身近なツールから相談につながるができるように、様々な方法で相談センターにアクセスできるようにしていく必要があります。

エ 相談機関の連携強化

生活困窮者が抱える課題は、経済的な問題、仕事の問題、家計管理の問題、住まいの問題、傷病、メンタルヘルスに関する問題等、複雑多様な状況にあり、一つの相談窓口では十分な支援が出来ないことが想定されます。

また、生活困窮者は、日々の生活に追われ余裕がない場合や過去の虐待やいじめ等の結果、支援を求める力が低下していることがあり、相談に行くことが難しい方も想定されます。

このため、支援にあたっては、全ての窓口が、高齢、障害、こども、困窮といった属性にかかわらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する、又は関係機関につなぐとともに、相談窓口同士が相互に関わる必要があります。また、自ら支援を求めることが困難な場合や、客観的には支援が必要であっても自ら支援を必要と感じておらず相談につながない生活困窮者に対し、アウトリーチなどの手法により地域と連携しながら支援につなげていくことが必要です。

オ 各種事業の充実

生活困窮者が抱える課題は、前述のとおり、複雑多様な状況にあります。

また、生活困窮者の状況によっては、既存制度や既存の体制のみでは十分な支援が出来ないことが想定されます。

そのため、生活困窮者自立支援制度では、住居確保給付金、家計改善支援事業、就労準備支援事業などがあり、これらの事業における支援メニューの充実を図ることが重要です。

例えば、不測の事態に伴う急激な収入減少や失業等に対する一時的な家賃相当額の支給等の支援をする他、低廉な家賃の家に転居することにより、収支のバランスが安定することにより自立した生活が可能となる場合は、転居費用を支出することができるようにすることが必要です。また、住宅確保要配慮者について民間賃貸住宅への円滑に入居できるようにするための支援も重要です。

また、生活困窮者を取り巻く状況は、個人によって異なるため、受けられる

サービスや必要なサービスをお知らせしてくれるサービスや、高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする支援など、各種事業を充実させることが重要です。

様々な理由で働きづらさを抱えている方に対して、適性検査の実施や就労体験機会の提供等を行うことや、就労しやすくするための支援や就労を定着させるための支援などを実施していくことも必要です。

このように、生活困窮者が抱える課題は複雑多様であり、課題に対応するためには既存制度や既存の体制の見直しや拡充するとともに各種事業の充実が必要です。

（２）地域づくりのための取組み

ア 地域のネットワークづくり

生活困窮者への支援では、早期発見・早期支援が重要になります。そして、生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握する上では、日頃から地域においてお互いに気に掛け合う関係性が育まれていることが重要です。こうした関係性が育まれることで社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも繋がります。

また、生活困窮者が一旦経済的な自立を果たしたとしてもその生活を維持することは簡単ではありません。しかし、地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。

このように地域のネットワークとしては、「生活に困りごとを抱えている方に地域で気付き、気に掛け合うためのネットワーク」、「地域で支える、支え合うためのネットワーク」といった地域共生社会を見据えた視点が必要です。

そして、行政機関には、こうした取り組みが地域住民の創意や主体性を源として進むような環境を整える役割が求められます。

イ 社会資源の把握と開発

生活困窮者への支援では、本人・世帯のニーズに合わせた支援が必要です。地域共生社会の観点から地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、本人・世帯のニーズに基づき、支援に必要な社会資源やインフォーマルな支援が地域で創出され、これらと支援対象者とが結びつき、継続的な支援に繋がるといった環境が育まれていくことが必要です。

例えば、相談センターが開催する支援調整会議の場等を活用し、地域の関係団体等と連携し、本人・世帯のニーズに基づく社会資源やインフォーマルな支援が把握・開発されていく環境を整えていくこと等が考えられます。また、相談センターが地域住民と一緒にあって、相談センターや関係機関だけでは把握できていない又は社会資源と認識していなかったような社会資源を発掘する取

組みを後押ししていく必要があります。

そして、本人・世帯のニーズに合わせた支援に組み込んでいくことが重要です。

ウ 住民の理解促進

生活困窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと断らない相談支援や支援を届けるアウトリーチ等が相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がります。

こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係団体等のあらゆる方が生活に困りごとを抱えている方に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていく必要があります。

(3) その他

これらの課題のほか、改正後の生活困窮者自立支援法の内容に対応していく必要があります。

ア 居住支援への取り組み

相談センターへの相談には、「住む家がない」、「家賃が払えなくなった」「家を退去しなければならなくなりそう」などの住まいに関する相談が一定数あります。このような課題を掘り下げていくと、仕事をしていた世帯員が傷病により仕事ができなくなり収入が減少していた場合や経済的なDVなど、その世帯における別の課題が見えてくる場合があります。

そのため、住まいに関する相談を支援していくには、その根底にある別の課題を見つけ、関係機関と連携しながら支援していくことが重要です。

一方で、「住まいに関する課題」は緊急性を伴う場合が多く、居住支援協議会や民間の不動産会社との連携や、居宅生活が難しい場合には、施設への入所支援など多岐に渡る支援が必要です。

イ 生活保護制度との連携

被保護世帯は、経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えている場合があります。しかし、経済的な困窮に関する課題がそれ以外の課題より早く改善されてしまうと、他の課題が解決されないまま生活保護廃止となり、支援が途切れた結果、再度生活保護に陥ってしまう場合などがあります。

また、相談センターに相談した生活困窮世帯が、経済的に困窮しているため、生活保護を頼らざるを得ない場合、相談センターの関わりが途切れてしまい、専門的な支援が受けられないことが生じてしまう場合も想定されます。

そのため、生活保護につないだ世帯や生活保護廃止が見込まれる世帯に対し、支援を途切れさせないようにしていくことが重要です。

【参考】

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



- ① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



- ① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】
- ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】
- ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



- ① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】
- ④ 一時生活支援事業の強化
 - ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】
 - ・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度～】
 - ・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】
- ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



- ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

3

出典：厚生労働省「令和6年生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド②（令和6年9月6日実施）」より抜粋

第3章 貧困対策を推進するための施策

【貧困対策を推進するための施策体系】

令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法改正法の理念を踏まえ、全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会に向けて、第2期プランの2本の柱である「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」に加え、「多機関が機能的に連携するための取組み」を推進します。

全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出

1 包括的・早期的な支援に向けた取組み

「支援を必要とするものに支援を届ける」とともに、包括的・集中的な支援を届け、すべての個人が自立と尊厳を確保できるような社会を創る。

(1) 予防的施策の充実	○生活習慣病等の早期治療開始に向けた支援の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ○多様な求職者に対する就労・転職支援 等
(2) 早期発見・早期支援に向けた支援の充実	○アウトリーチ支援機能の強化 ○生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見 ○情報共有体制の推進 ○困窮リスクを抱えた方への周知・啓発 等
(3) 相談体制の充実	○生活困窮者への相談体制の充実 ○あんしんケアセンターの総合相談機能の充実 ○障害者基幹相談支援センターの実施 ○各種相談窓口の実施 等
(4) 各種事業の充実	○生活困窮者自立支援制度（家系改善支援事業・就労準備支援事業等）の充実 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加 ○障害者及び重度障害者の社会参加促進及び就労支援 等

2 地域づくりのための取組み

生活困窮者を早期に発見するために地域のネットワークづくりを行うとともに、生活困窮者が自立した生活を継続できるようにするため、社会資源の整備等を行う。

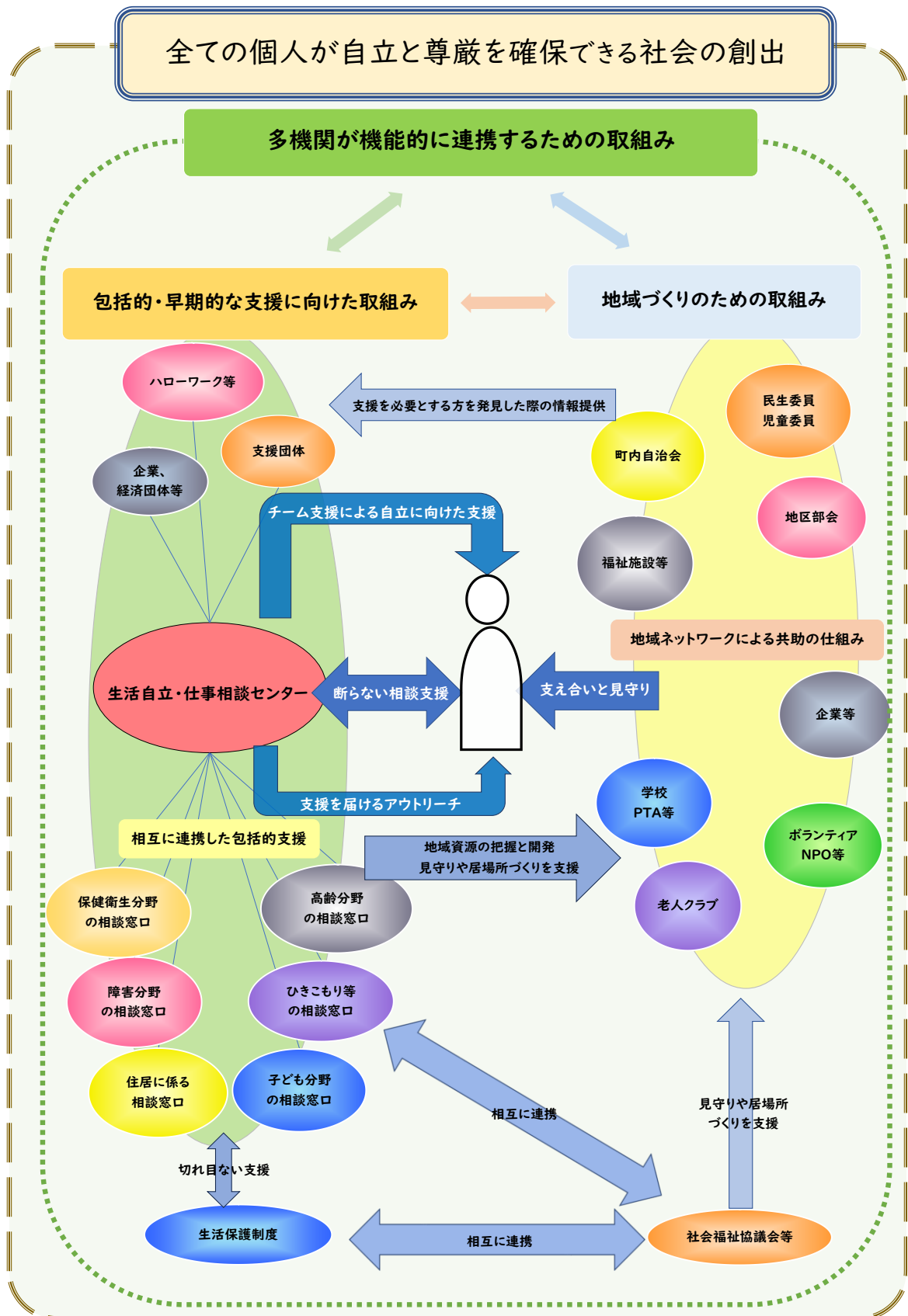
(1) 地域のネットワークづくり	○地域住民等の変化に気付く意識の醸成 ○住民主体による見守りや居場所づくりの促進 ○区役所を中心とした「地域支援プラットフォーム」の構築 等
(2) 社会資源の把握と開発	○支援調整会議の充実 ○コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じた社会資源の開発 ○重層的・包括的支援体制の構築による社会参加及び地域づくり
(3) 住民の理解促進	○地域住民等への生活困窮者自立支援制度の周知 ○民生委員・児童委員への相談機能の周知 ○地域ケア会議を活用した連携した支援体制の推進 ○地域資源の立ち上げと情報発信 等

3 多機関が機能的に連携するための取組み

複合的な課題を抱えていることにより、自身の状況把握が困難となり、自ら必要な支援を求めることができない状態に陥っている生活困窮者に対し、各相談機関等が相互に連携して支援していく体制を構築する。

(1) 庁内や相談機関同士の連携強化	○庁内各課、関係機関との関係づくり ○支援会議等の活用による相互連携の実施 ○相談機関間の連携による包括的支援の実施 ○福祉まるとサポートセンターの運営 ○消防機関との情報共有体制の構築 等
(2) 相談機関と地域の連携	○民生委員等との連携による生活困窮者の早期発見 ○市民団体や社会福祉法人等における公益的な取組を提案する市社協の取組事例の広報 ○公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進
(3) 居住に関する支援の連携	○住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施 ○千葉市居住支援協議会の運営 ○住まいに関する相談支援体制の構築 ○入居から入居後までの一貫した居住支援の実施 等
(4) 生活保護との連携	○生活保護と生活困窮者自立支援制度における切れ目のない支援の実施 ○調整会議等の活用による相互連携の実施 ○被保護世帯に対する学習・生活支援事業等への参加勧奨 等

【貧困対策推進のための施策のイメージ図】



【施策の一覧(概要)】

(1) 包括的・早期的な支援に向けた取組み

1 - (1) 予防的施策の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援の実施	○	就労世代の生活習慣病やがん等の疾病を早期に発見・把握し治療を開始することで、治癒や重症化予防、疾病との共存を図ります。	健康支援課	P63
2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		高齢者の健康寿命の延伸を図るため、各区に医療専門職を配置し、フレイルの疑いがある後期高齢者に対して、疾病の重症化予防と心身機能低下予防のための保健指導及び生活機能改善のための介護予防事業への参加を促す取組みを実施します。	健康推進課	P64
3	多様な求職者に対する就労・転職支援	○	多様な求職者の就労・転職を支援するため、相談・スキルアップ・マッチング会の実施等により一貫したサポートに取り組みます。	雇用推進課	P64
4	就労訓練等の就労開始に向けた支援の充実		生活困窮者に限らず、離職期間が長い方等に対し、適性検査による自己分析や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた支援を充実します。	保護課	P65
5	シルバー人材センターによる雇用開拓		高齢者の就業機会創出のため雇用開拓を更に進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく介護保険の生活援助型訪問サービスを提供します。	高齢福祉課	P65
6	障害者雇用の促進		障害者の雇用を促進するため、実習事業の拡充や企業に対する研修会等の開催により、企業と障害者のマッチングを促進します。	障害者自立支援課	P66
7	ひきこもり地域支援センターによる支援の実施		ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないための支援を行います。	精神保健福祉課	P66

8	若い世代への妊娠等に関する支援の実施		予期せぬ妊娠により経済的困窮に陥る場合や、高校や大学を退学せざるを得ない状況が発生しており、それらを回避するための支援を行います。	健康支援課	P67
9	障害年金についての周知		障害年金を受けられる方が適切に年金を受給できるように支援を行います。	障害者自立支援課	P67
10	生活困窮者への相談窓口の周知・啓発		市営住宅の使用料等を滞納する等、生活に困りごとを抱えた際に、早期に相談窓口にご相談できるよう、相談窓口の周知・啓発活動を行います。	保護課	P67

1－(2) 早期発見・早期支援に向けた支援の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	アウトリーチ支援機能の強化		生活に困りごとを抱えた方を早期に発見し支援を届けるため、生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援機能を強化します。	保護課	P68
2	アウトリーチによる支援の実施		あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、アウトリーチ(訪問相談)により支援を届けます。	地域包括ケア推進課	P68
3	生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見		生活習慣の改善が必要な児童等に対し、生活習慣の改善に向けた働きかけ等を行います。	こども家庭支援課	P69
4	情報共有体制の推進		生活に困りごとを抱えた方への早期支援・包括的支援を実現するため、庁内関係各課による連携体制のより一層の推進を図ります。	保護課	P69
5	保護司等への相談窓口の周知		犯罪をした人の困りごとに早期に対応できるように各種相談窓口の周知を図ります。	地域福祉課	P69
6	生活困窮者への周知啓発		市営住宅の使用料等の滞納をSOSと捉え、生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、生活自立・仕事相談センターの周知・啓発活動を行います。	保護課	P70
7 ～ 9	生活困窮者への周知啓発		生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。	健康保険課 東部・西部 児童相談所 介護保険管理課	P70 ～ P71

1 - (3) 相談体制の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活困窮者への相談体制の充実		生活に困りごとを抱えた方を早期的な支援に繋げるとともに、包括的・継続的な支援を実施するため、各区保健福祉センター内に設置した生活自立・仕事相談センターで相談を実施します。	保護課	P72
2	労働に関する各種相談の実施		労働相談に加え、公共職業安定所と連携し、職業紹介・職業相談を実施します。	雇用推進課	P72
3	消費生活相談の実施		悪質商法や契約のトラブルなどによる消費者被害救済のため、消費生活相談を実施します。	消費生活センター	P73
4	多重債務者特別相談の実施		弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。	消費生活センター	P73
5	あんしんケアセンターの総合相談機能の充実		高齢者人口の増加に併せて、あんしんケアセンターの総合相談機能を充実します。	地域包括ケア推進課	P74
6	障害者基幹相談支援センターの実施		障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。	障害福祉サービス課	P74
7	ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施		ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方への家庭訪問や同行支援等の支援を行います。	精神保健福祉課	P74
8	こころと命の相談室における支援の実施		こころの健康、職場の人間関係、生活の不安等に対する相談窓口として、「こころと命の相談室」を自殺のリスクが高い就労世代や学生等の若い世代が利用しやすい時間帯に実施します。	精神保健福祉課	P75
9	精神保健福祉相談の実施		医療機関や自助グループ、家族会等の情報提供や精神科医師による相談（予約制）、司法書士、精神保健福祉士によるギャングブル等依存症相談（予約制）を実施します。	こころの健康センター	P75
10	こころの電話（傾聴の電話）の実施		心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。	こころの健康センター	P75
11	依存症者等への支援推進		依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。	こころの健康センター	P76

12	妊婦の不安等の問題解決に向けた支援		母子健康包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	健康支援課	P76
13	女性のためのつながりサポート事業の実施		経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPO等の知見やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。	男女共同参画課	P76
14	ハーモニー相談の実施		電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行います。	男女共同参画課	P77
15	男性相談の実施		電話により、男性の悩みや不安について、男性の専門相談員による相談を行います。	男女共同参画課	P77
16	LGBT専門相談の実施		日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、LGBT専門の相談を行います。	男女共同参画課	P77
17	スクールソーシャルワーカーの配置		困難な状況にある児童生徒一人ひとりに対して的確に支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育支援課	P78
18	こどもや家庭の問題解決に向けた支援の実施		こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、こども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行うこども家庭総合支援拠点を各区に設置します。	こども家庭支援課	P78
19	若年性認知症支援の実施		若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症（65歳未満で発症した認知症）の方やそのご家族、また、若年性認知症の方を雇用している企業などを対象とした相談窓口を設置します。	地域包括ケア推進課	P79
20	外国人総合相談窓口の実施		外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。	国際交流課	P79

1－（４）各種事業の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	家計改善支援事業の実施		家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。	保護課	P80
2	学習・生活支援事業の充実	○	生活困窮世帯等の中学２、３年生に対し、学習支援と生活支援を実施することで世帯状況によって学びに差が生じないように支援を行います。また、生活保護を受給している中学１年生がいる世帯に対し、学習支援への参加勧奨を行います。	保護課	P80
3	就労準備支援事業の充実		様々な理由で働きづらさを抱えている方等に対し、適性検査の実施や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた準備支援を充実します。	保護課	P81
4	高齢者に対する外出支援		階段昇降が困難な高齢者等の外出支援や、在宅復帰、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機を活用した支援を行う訪問介護事業者等に、階段昇降機の導入等に要する経費を助成します。	高齢福祉課	P81
5	就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。	障害福祉サービス課	P81
6	重度訪問介護利用者の大学修学支援		重度障害のある方が修学するに当たり、大学等が修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供し、障害のある方の社会参加を促進します。	障害福祉サービス課	P82
7	重度障害者等就労支援		就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。	障害福祉サービス課	P82
8	農福連携の推進		障害者の就労や生きがいがいつくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。	障害者自立支援課	P82

9	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加を図ります。	住宅政策課	P83
10	収入が減少した市営住宅入居者への住居支援		市営住宅にお住まいの収入が減少した方に対し、家賃減免による支援を行います。	住宅整備課	P83
11	住宅確保要配慮者円滑入居支援補助制度の運用		高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等を助成します。	住宅政策課	P83
12	キャリア教育の推進		児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して自分らしい生き方を考えます。職業体験学習や様々な人と関わる学習を通して、自分のよさや可能性に気づき、夢や目標、希望に向けて、主体的に行動できる児童生徒を育成します。	教育改革推進課	P84
13	あなたが使える制度お知らせサービス～For You～		各種手当の受給や健康診査などの利用について、市民が自ら検索や問合せを行う負担を軽減するため、市が保有する住民情報を活用し、受給対象となる可能性のある方へ、LINE のメッセージやメールでお知らせします。	業務改革推進課	P84
14	日常生活自立支援事業の支援		高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々も、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、市社協が実施する日常生活自立支援事業を支援します。	地域福祉課	P85

(2) 地域づくりのための取組み

2ー(1) 地域のネットワークづくり					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	地域住民等の変化に気付く意識の醸成		日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会（町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。）、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等との連携を推進します。	保護課	P86
2	住民主体による見守りや居場所づくりの促進		市社協と連携し、地域住民を主体とした見守りや居場所づくりの活動を促進します。	地域福祉課	P86
3	地域見守り活動支援事業		地域住民が主体となった見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域の見守り活動等を促進します。	高齢福祉課	P87
4	区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築		住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、区役所が主体となって地域活動の支援を行う「地域支援プラットフォーム」の構築に向けた取組みを進めます。	市民自治推進課	P87
5	ひきこもりサポーターの養成		ひきこもりサポーターを養成し、地域に潜在するひきこもり状態にある方への早期支援を行います。	精神保健福祉課	P88
6	独りにさせないための居場所づくり		生活自立・仕事相談センターが実施している居場所に関する取り組み、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援事業を活用した就労や訓練先等の開拓による居場所づくり、NPO法人等の他機関との連携により、地域の居場所を増やします。	保護課	P88

2－（２）社会資源の把握と開発					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	支援調整会議の 充実		生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。	保護課	P89
2	コミュニティソー シャルワーカー等の活動を通 じた社会資源の開 発		市社協における、コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じた地域住民や様々な関係機関間の連携促進や、新たな社会資源の開発を支援します。	地域福祉課	P89
3	重層的・包括的 支援体制の構築 （参加支援事 業・地域づくり 支援事業）	○	支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援を行うとともに、それらと相談支援とを一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉課	P90

2－（３）住民への理解促進					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	地域住民等への生活困窮者自立支援制度の周知		地区部会への事業説明や地域のイベントへの参加、出張相談の実施などにより、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。	保護課	P91
2	地区部会活動従事者への相談機関の周知		市社協が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。	地域福祉課	P91
3	民生委員・児童委員への相談機関の周知		民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施出来るよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	地域福祉課	P92
4	講座、シンポジウム開催等による住民の理解促進		市役所内の各課や関係団体からの求めに応じ、講座、シンポジウム等の会場として、公民館の諸室を貸出します。	生涯学習振興課	P92
5	地域ケア会議の活用による連携した支援体制の推進		地域ケア会議において、貧困等複合的な問題を抱える家庭について、関係機関等と連携した支援体制を推進していきます。また、必要に応じて、地域住民等も含めた支えあう地域づくりの推進を目指します。	地域包括ケア推進課	P92
6	地域資源の充実と情報発信		生活支援コーディネーターが、地域関係者等と連携し、地域資源の充実を推進するとともに、地域資源情報の発信を行います。	地域包括ケア推進課	P93

(3) 多機関が機能的に連携するための取組み

3 - (1) 庁内や相談機関同士の連携強化					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活自立・仕事 相談センター間 の関係づくり		各生活自立・仕事相談センターの相談支援の質を向上するため、生活自立・仕事相談センター等が情報交換会に参加するとともに合同研修などを実施します。	保護課	P94
2	庁内各課、関係 機関との関係づ くり		庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通して、相互の業務を理解し、生活困窮者支援における断らない相談支援に向けた体制を整えます。また、勉強会を通じた関係づくりを進めます。	保護課	P94
3	支援会議等の活 用による相互連 携の実施	○	相談機関同士が相互に連携し、生活困窮者への支援を充実させるため、支援会議等を活用した連携体制を構築します。	保護課	P95
4	相談機関間の連 携による包括的 支援の実施		生活に困りごとを抱えた方に対し、相談機関間の連携により包括的支援を行います。	地域包括 ケア推進 課	P95
5	福祉まるごとサ ポートセンター の運営		複雑化・複合化する地域生活課題に対し、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や内容を問わず、相談をまるごと受けとめ、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉 課	P96
6	子どもナビゲー ターによる関係 機関と連携した 支援の実施		子どもナビゲーターが関係機関と連携することで対象児童等に対し、必要な支援を行います。	こども家 庭支援課	P96
7	ヤングケアラー 支援体制の強化		ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、ヤングケアラーに関する認知度向上を図るとともに、関係機関と連携し支援を行います。	こども家 庭支援課	P97

8	連絡協議会の設置による関係機関との連携強化と包括的支援の実施		医療・保健・福祉・教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置することで関係機関との連携強化を図り、包括的な支援体制の確保に努めます。	精神保健福祉課	P97
9	コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援等の実施		市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーカーにおいて、様々な生活課題を抱える要支援者に対し、地域や関係機関とともに必要な支援（個別支援）を行います。	地域福祉課	P98
10	生涯現役応援センターの活用		生涯現役応援センターにおいて、高齢者の就労に向けた支援等を行います。	高齢福祉課	P98
11	生活再建に向けた支援		市債権の相手方が生活困窮者である場合は債権放棄等を検討し、生活再建に向けた支援を行います。	納税管理課	P99
12	消防機関との情報共有体制の構築	★	生活困窮者として支援を希望する申し出があった傷病者や119番通報を頻回に要請し、要請の原因が生活困窮であると、消防機関が判断した傷病者について、関係機関へ情報提供を行います。	救急課	P99

3－（２）相談機関と地域の連携					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見		民生委員等との連携により支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援が受けられるようにします。	地域福祉課	P100
2	地域の団体との交流		生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援員等を通じて、その地域で活動しているNPO法人や団体と地域のイベントなどを通じた交流を行います。	保護課	P100
3	社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の支援		地域のニーズに対応して、社会福祉法人が自主的に行う「地域における公益的な取組み」について、市社協の提案・支援に関する取組事例を広報するなど、市内に「地域における公益的な取組み」が広がるように努めます。	地域福祉課	P101
4	地域運営委員会の設置促進及び活動支援		住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、地域運営委員会の設立を促進するとともに、活動を支援します。	市民自治推進課	P101
5	公益活動団体の連携促進		千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	市民自治推進課	P102

3－（３）居住に関する支援の連携					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	すまいのコンシェルジュによる居住支援		賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、不動産関係団体の協力のもと、民間賃貸住宅の情報提供を行います。	住宅政策課	P103
2	市営住宅の一時使用による住居支援		解雇等により住居の退去を余儀なくされる方へ市営住宅の一時使用による住居支援を行います。	住宅整備課 保護課	P103
3	住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施		離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給するとともに、就労支援を実施する等、自立に向けた支援を行います。また、自立の効果が見込める方に対し、転居に係る初期費用を支給します。	保護課	P104
4	千葉市居住支援協議会の運営	○	居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するとともに専用の相談窓口（すまいサポートちば）を運営します。	住宅政策課	P104
5	住まいに関する相談支援体制の構築	★	生活自立・仕事相談センターとすまいサポートちば等の連携を強化し、住まいの様々な相談に対応可能な支援体制を構築します。	保護課	P105
6	施設等への入所支援		生活自立・仕事相談センターにおいて、高齢者向けや障害者向けの施設等へ入所希望があった場合などについて、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携して支援する体制を構築します。	保護課	P105
7	入居から入居後までの一貫した居住支援の実施	★	居所のない又は失うおそれのある生活困窮者に対し、一時的な居所を提供します。また、課題を抱えた生活困窮世帯が地域で安定した生活を送ることができるよう、定期的な見守りなどの支援を実施します。	保護課	P106

3－（４）生活保護との連携					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活保護の申請や生活保護に至らない方に対する助言や支援	★	生活自立・仕事相談センターにおいて、生活保護申請のための支援を行うとともに、生活保護の申請窓口において生活保護受給が困難と考えられる方の相談を引継ぎます。	保護課 各区社会援 護（第一・ 第二）課	P107
2	生活保護と生活困窮者自立支援制度における切れ目ない支援の実施	★	被保護者が生活保護を脱却した後、再び生活保護を利用しないで済むように、生活保護受給中から生活困窮者自立支援制度による必要な支援を実施します。	保護課 各区社会援 護（第一・ 第二）課	P107
3	調整会議等の活用による相互連携の実施	★	被保護者への支援を充実させるため、また、庁内関係各課や関係機関による調整会議等を活用し、被保護者が生活保護を脱却するための支援体制を構築します。	保護課 各区社会援 護（第一・ 第二）課	P108
4	被保護世帯への進学等に関する情報提供 （子どもの進路選択支援事業）	★	中学校を卒業した子どもがいる被保護世帯の進学や就職などの進路について、必要な情報を得られるように支援するとともに、進学の際に必要な奨学金に関する情報提供や手続きの支援を実施します。	保護課 各区社会援 護（第一・ 第二）課	P108
5	被保護世帯への学習・生活支援事業への参加勧奨（子どもの学習・生活支援事業）	○	中学生のいる被保護世帯の子どもが自らの望む進路に進むことができるよう、学習や生活上の課題に対する支援を行う学習・生活支援事業への参加勧奨を行います。	保護課 各区社会援 護（第一・ 第二）課	P109

【施策の一覧（具体的な取組内容）】

1 包括的・早期的な支援に向けた取組み

（１）予防的施策の充実

生活困窮状態に陥らないようにするため、生活習慣病等の疾病の早期治療開始に向けた支援や、多様な求職者やひきこもりの方への支援のほか、多様な求職者に対応する雇用開拓等を実施します。

【NO1】

生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援の実施		健康支援課
就労世代の生活習慣病やがん等の疾病を早期に発見・把握し治療を開始することで、治癒や重症化予防、疾病との共存を図ります。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
特定健康診査やがん検診の受診率向上を図るとともに、健診受診後の要医療や精密健診対象者への受診勧奨、保健指導を実施します。	受診率 特定健康診査 (R4年度)33.1% がん検診 (R4年)49.8%	特定健康診査やがん検診の受診率を向上させます。特定健康診査の受診率の目標は46%、がん検診の受診率の目標を60%とします。

【NO2】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		健康推進課
高齢者の健康寿命の延伸を図るため、各区に医療専門職を配置し、フレイルの疑いがある後期高齢者に対して、疾病の重症化予防と心身機能低下予防のための保健指導及び生活機能改善のための介護予防事業への参加を促す取組みを実施します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
各区健康課に医療専門職（保健師（常勤）・保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員））を配置し、住民主体の通いの場へのフレイルに関する知識の周知を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、支援が必要な者について地域関係機関（医療機関、あんしんケアセンター）等と連携した支援を行う。 また、健診結果から把握した、フレイルの疑いがある高齢者及び健康状態未把握者に対し、状態の改善に向けた個別支援（保健指導）を実施する。	6区の健康課に専属の医療専門職（保健師（常勤）・保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員））を配置。 保健師（常勤）：6人 保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員）：18人	6区の健康課に専属の医療専門職（保健師（常勤）・保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員））を配置。 保健師（常勤）：6人 保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士（会計年度任用職員）：18人

【NO3】

多様な求職者に対する就労・転職支援		雇用推進課
多様な求職者の就労・転職を支援するため、相談・スキルアップ・マッチング会の実施等により一貫したサポートに取り組みます。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
本市の既存の就労支援窓口やハローワークとの連携を強化し、相談から就職まで一貫した就労支援を行います。	就職氷河期世代向け事業として、ものづくりセミナーや企業交流会、職場体験・見学を実施し、求職者の就労・転職を支援しています。	多様な求職者の就労・転職を支援するため、相談・スキルアップ・マッチング会の実施等により一貫したサポートに取り組みます。

【NO4】

就労訓練等の就労開始に向けた支援の充実		保護課
生活困窮者に限らず、離職期間が長い方等に対し、適性検査による自己分析や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた支援を充実します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業を活用し、生活に困窮するおそれがある方に対しても、適性検査や就労訓練、定着支援等を通した支援を実施します。	生活困窮者に対して生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業を実施しています。	引き続き、生活に困窮するおそれがある方等、現に生活に困窮していない方に対しても支援を行います。

【NO5】

シルバー人材センターによる雇用開拓		高齢福祉課
高齢者の就業機会創出のため雇用開拓を更に進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく介護保険の生活援助型訪問サービスを提供します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
高齢者向けの就労先として介護、清掃、マンション管理等の分野で提携先を開拓します。また、シルバー人材センター内で会員のスキルアップの推進を目的とした講習・研修を行います。	○会員の増強 高齢者が就業を通して、生活の充実や地域社会に貢献するとともに、新規会員の拡大や退会の抑制など『会員の増強』に取り組む。 ○就業機会の拡大 働く意欲と能力のある高齢者に、その能力や経験を活かし活躍できる場を提供するため就業開拓の強化や就業提供・マッチングの強化に努める。 ○講習・研修の実施 入会時の不安払しょくに役立てるため、入会前の市民を対象とした就業体験（県連合と合同）を実施し、会員向けには技能向上や人材育成のための講習・研修する。	○会員の増強 高齢者が就業を通して、生活の充実や地域社会に貢献するとともに、新規会員の拡大や退会の抑制など『会員の増強』に取り組む。 ○就業機会の拡大 働く意欲と能力のある高齢者に、その能力や経験を活かし活躍できる場を提供するため就業開拓の強化や就業提供・マッチングの強化に努める。 ○講習・研修の実施 入会時の不安払しょくに役立てるため、入会前の市民を対象とした就業体験（県連合と合同）を実施し、会員向けには技能向上や人材育成のための講習・研修する。

【NO6】

障害者雇用の促進		障害者自立支援課
障害者の雇用を促進するため、実習事業の拡充や企業に対する研修会等の開催により、企業と障害者のマッチングを促進します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
障害者の雇用を促進するため、実習事業の拡充や企業に対する研修会等の開催により、企業と障害者のマッチングを促進します。	千葉障害者就業支援キャリアセンターと連携し、職場実習事業の受け入れ先となる企業の拡充および企業に対する研修会等の開催によって、障害者の経済的自立を促進する。	現行の取り組みを継続します。

【NO7】

ひきこもり地域支援センターによる支援の実施		精神保健福祉課
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないための支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないために、定期的に電話、家庭訪問等による支援を実施して状況の把握に努めるとともに、本人や家族等のニーズを踏まえつつ、早急に生活自立・仕事相談センターやハローワーク等の適切な機関に「つなぐ」ことで自立への支援を行います。	ひきこもり本人や家族等に対し、定期的に電話・家庭訪問等による支援を実施し、早急に適切な支援機関につなぐ支援を行っています。	ひきこもり本人や家族が生活困窮に陥らないために、社会参加及び自立を促進する支援体制を整えます。

【NO8】

若い世代への妊娠等に関する支援の実施		健康支援課						
予期せぬ妊娠により経済的困窮に陥る場合や、高校や大学を退学せざるを得ない状況が発生しており、それらを回避するための支援を行います。								
取組内容	現況	令和 11 年度末目標						
妊娠・出産・不妊に関する正しい知識を得て、予期せぬ妊娠により生活困窮に陥ることを予防するために、市内の大学や高校等に通う学生に向けてリーフレットを配付し、知識の普及啓発を行います。	妊娠・出産・不妊に関する正しい知識を得て、予期せぬ妊娠等を予防するため啓発用のリーフレットを作成し配付しました。 R6 年度 <table> <tr> <td>高校</td> <td>34 ヶ所</td> <td>11,000 部</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>10 ヶ所</td> <td>1,200 部</td> </tr> </table>	高校	34 ヶ所	11,000 部	大学等	10 ヶ所	1,200 部	支援対象を市内の大学、短大、高校に加え、中学校の学生まで範囲を拡大します。
高校	34 ヶ所	11,000 部						
大学等	10 ヶ所	1,200 部						

【NO9】

障害年金についての周知		障害者自立支援課
障害年金を受けられる方が適切に年金を受給できるように支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
障害手帳交付時や等級変更時に「障害者福祉の案内」の年金のページや日本年金機構発行の「障害年金ガイド」等を活用し、障害年金の申請漏れがないようにします。	現行の取り組みを継続し障害手帳交付時や等級変更時に案内を実施しています。	現行の取り組みを継続します。

【NO10】

生活困窮者への相談窓口の周知・啓発		保護課
市営住宅の使用料等を滞納する等、生活に困りごとを抱えた際に、早期に相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターのカードチラシの配布や市政だより等の広報誌のほか、市の SNS など様々な媒体を活用して周知・啓発活動を行います。	R6 年度に実施した市民 WEB アンケートでは、「名称・業務とも知っている」及び「名称のみ知っていた」を合わせて 14.2%、「窓口があることは知っていた」を合わせて、30.3% の認知度であった。	市の様々な広報媒体を活用し、市民認知度の向上を図ります。

（２）早期発見・早期支援に向けた支援の充実

生活困窮者を早期に発見し、早期に支援するため、アウトリーチ支援機能の強化や相談アクセスの向上等に取り組みます。

【NO１】

アウトリーチ支援機能の強化		保護課
生活に困りごとを抱えた方を早期に発見し支援を届けるため、生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援機能を強化します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターに配置しているアウトリーチ職員により、アウトリーチによる支援機能を強化します。	各区に設置している全ての生活自立・仕事相談センターにアウトリーチ支援員を配置していますが、さらなるアウトリーチによる活動をより活発化する必要があります。	各区に配置したアウトリーチ支援員により、生活に困りごとを抱え、支援を求める方に支援が届くようにします。

【NO２】

アウトリーチによる支援の実施		地域包括ケア推進課
あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、アウトリーチ（訪問相談）により支援を届けます。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、必要に応じて、アウトリーチ（訪問相談）による支援を行う等、支援を届けます。	過去 3 か年のアウトリーチ（訪問相談）の延べ件数は、令和 3 年度：12,858 件、令和 4 年度：13,782 件、令和 5 年度：15,056 件と増加傾向にあります。	今後もあんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、必要に応じて、アウトリーチ（訪問相談）による支援を行う等、支援を届けます。

【NO3】

生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見		こども家庭支援課
生活習慣の改善が必要な児童等に対し、生活習慣の改善に向けた働きかけ等を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
学校や保健福祉センター等からの情報提供をもとに、対象となる児童等へ子どもナビゲーターがアウトリーチによる支援を行い、生活習慣改善に向けた働きかけや適切な支援機関へつなぐことで必要な支援を受けられるようにします。	R5 に全区への子どもナビゲーターの配置が完了し、支援件数は増加しています。支援対象児童の中には改善がみられる児童もありますが、基本的な生活習慣の定着には至っていません。	引き続き、生活習慣の改善が必要な児童等に対し、生活習慣の改善に向けた働きかけ等を行います。

【NO4】

情報共有体制の推進		保護課
生活に困りごとを抱えた方への早期支援・包括的支援を実現するため、庁内関係各課による連携体制のより一層の推進を図ります。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
各生活自立・仕事相談センターにおいて、庁内向けの説明会や勉強会、支援会議の実施等により、庁内連携体制のより一層の推進を図ります。	一部の生活自立・仕事相談センターで庁内連携会議を開催し、庁内連携体制の推進を図っていますが、全ての生活自立・仕事相談センターで実施できていない状況です。	すべての生活自立・仕事相談センターで庁内連携会議を実施することにより、庁内関係各課による連携体制を構築するとともに、必要に応じて支援会議を活用し、支援に至る前の段階の情報共有することにより、困りごとを抱えた方に確実に支援を届けます。

【NO5】

保護司等への相談窓口の周知		地域福祉課
犯罪をした人の困りごとに早期に対応できるように各種相談窓口の周知を図ります。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
犯罪をした人の困りごとに対応できるように各種相談窓口を記載したリーフレットを作成し、保護司等に配布することで周知を図ります。	保護観察所を通し、作成したリーフレットを保護司等に配布することで相談窓口の周知を図っています。	引き続き各種相談窓口の周知活動を行い、犯罪をした人が生活に困りごとを抱えた際に早期に相談出来るようにします。

【NO6】

生活困窮者への周知啓発		保護課
市営住宅の使用料等の滞納をSOSと捉え、生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、生活自立・仕事相談センターの周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
督促状を送る際にカードチラシの同封や2次元コードなどを活用した情報提供を行う等して、周知・啓発活動を行います。	督促状を送る際に一部でカードチラシを同封する等していますが、十分な周知が出来ていない状況にあります。	様々な機会を通して周知・啓発活動を行い、生活に困りごとを抱えた際に早期に相談出来る状況にします。

【NO7】

生活困窮者への周知啓発		健康保険課
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
各区役所の市民総合窓口課において、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料の減免申請や相談時に、必要に応じて、生活自立・仕事相談センターや関係各課等の相談窓口に係る情報提供を行います。	生活自立・仕事相談センターについて、カードチラシの窓口配架、国民健康保険料督促状に同封するチラシでの案内等により、情報提供に努めております。また、窓口相談時には生活困窮者の状況に応じて適切な相談窓口を案内しています。	引き続き、生活自立・仕事相談センターについて、カードチラシ配架、国保料督促状に同封するチラシでの案内を実施するとともに、保険料の減免申請や相談時に、生活に困りごとを抱え支援を求める方に対し、必要に応じて相談窓口の情報提供を行うことで、支援に繋がります。

【NO8】

生活困窮者への周知啓発		東部児童相談所 西部児童相談所
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
世帯の貧困を背景としてネグレクト等の虐待に繋がっている場合には、保護者に生活保護の受給や生活自立・仕事相談センターの利用等について、情報提供等を行います。 また、自立期の児童で虐待等の理由から単身世帯にならざるを得ない場合には、自立援助ホーム等の支援体制の活用や児童の生活保護の申請手続の支援等を行います。	ケースワークの中で、該当すると思われる方には、情報提供や各種手続きの支援等を行っています。	引き続き、該当者には漏れなく情報提供や各種手続きの支援等を行います。

【NO9】

生活困窮者への周知啓発		介護保険管理課
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
各区介護保険室において、介護保険料の減免申請や納付相談があった際に、必要に応じて、生活保護の相談窓口や生活自立・仕事相談センター等の窓口に係る情報提供を行います。	介護保険料の決定通知書に同封する「介護保険料のしおり」において、生活自立・仕事相談センターの案内を掲載していますが、十分に周知がされていない状況にあります。	様々な機会を通して周知・啓発活動を行い、生活に困りごとを抱えた際に早期に相談出来る状況にします。

（３）相談体制の充実

生活困窮者への相談体制の充実を図るため、全区に設置した生活自立・仕事相談センターを継続するほか、様々な相談に対応することができるよう体制の充実に取り組みます。

【NO１】

生活困窮者への相談体制の充実		保護課
生活に困りごとを抱えた方を早期的な支援に繋げるとともに、包括的・継続的な支援を実施するため、各区保健福祉センター内に設置した生活自立・仕事相談センターで相談を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
各区に設置している生活自立・仕事相談センターで、生活に困りごとを抱えた方の包括的・継続的な支援を実施するための相談を受け付けます。	各区の保健福祉センター内に設置している生活自立・仕事相談センターにおいて、包括的・継続的な支援を実施するための相談を受け付けていますが、保健福祉センターから離れた地域などへの相談に十分に対応できていない状況です。 新規相談受付件数 R5 2,883 件	各区の保健福祉センターから離れた地域にある相談にも対応できるよう出張相談などを実施します。

【NO２】

労働に関する各種相談の実施		雇用推進課
労働相談に加え、公共職業安定所と連携し、職業紹介・職業相談を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
労働相談窓口を設置し、各種相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談を実施します。	労働相談窓口を設置し、各種相談に対応するとともに、ふるさとハローワークにおいて、就職困難者等に対する就労・生活相談と求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を一体的に実施し、地域住民の福祉の向上及び就職促進を図っています。	引き続き労働相談や職業紹介・職業相談を実施します。

【NO3】

消費生活相談の実施		消費生活センター
悪質商法や契約のトラブルなどによる消費者被害救済のため、消費生活相談を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
消費者安全法の規定に基づき消費生活相談員が、市民（消費者）からの消費者被害などについての相談に応じ、助言やあっせんを行い、被害回復を図ります。また相談終了時には、相談者が今後の生活において再度被害に遭わないように、適切な啓発を行います。	社会のデジタル化の急速な進展、高齢化の進行及び成年年齢の引下げを背景とする消費者と事業者間の情報力・交渉力の格差拡大を背景に、消費者被害の増加が懸念され、消費生活相談などの消費者行政がより重要となっています。	引き続き市民（消費者）からの消費者被害などについての相談に応じ、助言やあっせんを行い、被害回復を図っていきます。

【NO4】

多重債務者特別相談の実施		消費生活センター
弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
多重債務者に対し、弁護士による多重債務者特別相談を月 2 回実施し、助言または債務整理へ誘導し、生活再建への端緒とします。	多重債務問題が大きな社会問題となっていることに鑑み、住民にとって身近な存在である市においても、債務整理などについて相談を受ける必要があります。	引続き関係各課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者からの相談に応じ、助言又は債務整理へ誘導を行います。

【NO5】

あんしんケアセンターの総合相談機能の充実		地域包括ケア推進課
高齢者人口の増加に併せて、あんしんケアセンターの総合相談機能を充実します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
あんしんケアセンターにおける総合相談をきめ細やかに行うため、高齢者人口の増加に併せて、包括三職種を適切に配置します。	日常生活圏域ごとに高齢者人口の増加に併せて、2,000 人に 1 人の包括三職種を配置しています。なお、令和 5 年度は 149 人配置しました。	日常生活圏域ごとに高齢者人口の増加に併せて、2,000 人に 1 人の包括三職種を配置します。

【NO6】

障害者基幹相談支援センターの実施		障害福祉サービス課
障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
区毎に設置している 6 か所の障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。	区毎に設置している 6 か所の障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施している。	区毎に設置している 6 か所の障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。

【NO7】

ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施		精神保健福祉課
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方への家庭訪問や同行支援等の支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりに特化した第 1 次の相談窓口として、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問や同行支援等のアウトリーチ型の支援を行います。 また、ひきこもり地域支援センターの相談機能を強化するため、出張相談所を設けます。	ひきこもり地域支援センターでは、電話、来所等に相談に応じるとともに、ひきこもりサポーターを活用しながら、家庭訪問や同行支援等のアウトリーチ型の支援を行っています。 また、週 2 回、若葉区役所内に出張相談を設けています。	ひきこもりサポーターを活用しながら、アウトリーチ支援を積極的に行うとともに、出張相談を有効活用し、相談者を待たせることなく相談支援を行えるようにしていきます。

【NO8】

こころと命の相談室における支援の実施		精神保健福祉課
こころの健康、職場の人間関係、生活の不安等に対する相談窓口として、「こころと命の相談室」を自殺のリスクが高い就労世代や学生等の若い世代が利用しやすい時間帯に実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
こころの健康、職場の人間関係、生活の不安等に対する相談窓口として、「こころと命の相談室」を自殺のリスクが高い就労世代や学生等の若い世代が利用しやすい時間帯に実施します。	平日の夜間（月・金曜の午後 6 時から 9 時まで）及び土曜（月 2 回）・日曜（月 1 回）の日中（午前 10 時から午後 1 時まで）に開設し、日中の開庁時間で相談に訪れることが困難な方に対応しています。	自殺のリスクが高い就労世代や若い世代への相談窓口として相談者に寄り添い不安をやわげることができるように、研修等を通じて相談員の資質向上に努めます。

【NO9】

精神保健福祉相談の実施		こころの健康センター
医療機関や自助グループ、家族会等の情報提供や精神科医師による相談（予約制）、司法書士、精神保健福祉士によるギャンブル等依存症相談（予約制）を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
医療機関や自助グループ、家族会等の情報提供や精神科医師による相談（予約制）、司法書士、精神保健福祉士によるギャンブル等依存症相談（予約制）を実施しています。	①医療機関、自助グループ、家族会などの情報提供を実施 ②精神科医師による一般相談（月 1 回）、児童思春期相談（月 3 回）、高齢者相談（月 1 回）、アルコール・薬物相談（月 2 回）を実施 ③司法書士、精神保健福祉士によるギャンブル等依存症相談（年 18 回）を実施	引き続き、医療機関や自助グループ、家族会等や精神科医師による相談（予約制）、司法書士、精神保健福祉士によるギャンブル等依存症相談（予約制）を実施していきます。

【NO10】

こころの電話（傾聴の電話）の実施		こころの健康センター
心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。	傾聴専用として毎週月～金曜 10 時～12 時 13 時～17 時（祝日・年末年始除く）に相談員が電話を受けています。	幅広い悩みへの相談窓口として多様な相談に対応できるように、研修等を通じて相談員の資質向上に努めます。

【NO11】

依存症者等への支援推進		こころの健康センター
依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。当事者の治療回復プログラムならびに家族、当事者を対象としたミーティングを実施します。	依存症当事者及びその家族への相談や支援を行っています。当事者の治療回復プログラムならびに家族、当事者を対象としたミーティングを実施しています。	引き続き、依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。当事者の治療回復プログラムならびに家族、当事者を対象としたミーティングを実施します。

【NO12】

妊婦の不安等の問題解決に向けた支援		健康支援課
母子健康包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターにおいて、妊娠届出時には、全対象者に面接を行い、応援プランを作成するとともに支援が必要な方へは、妊娠後期面接を実施するなど問題解決に向け、関係機関と連携して支援を行います。	R6 年度、母子健康包括支援相談員を中央区 6 人、他 5 区は各 4 人を配置。 R5 妊娠届出 5,850 件のほぼ全数に面接。経済的問題を抱える妊婦 31 件 (0.5%) を把握し継続的な支援を行いました。	妊娠届出時の全数面接を継続します。また、予期せぬ妊娠や経済的問題等を抱えた妊婦へ、関係機関と連携し、今後も支援を行います。

【NO13】

女性のためのつながりサポート事業の実施		男女共同参画課
経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPO等の知見やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
相談窓口の設置、居場所の提供及び、アウトリーチ型支援・同行支援を行います。	・相談窓口（電話・LINE・メール） ・居場所の提供（月～金曜日 10 時 00 分～18 時 00 分） ・アウトリーチ型支援・同行支援の実施	引き続き、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

【NO14】

ハーモニー相談の実施		男女共同参画課
電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
男女共同参画センターにおいて、女性の専門相談員により、女性の悩みや不安に寄り添う相談を電話または面接で行います。	火～金：10:00～20:00 土、日：10:00～16:00 の日程で電話、面接での相談を実施しています。	女性特有の悩みに対応できる専門の相談窓口として、専門的な知識をもとに悩みを受けとめられるように、より効果的な相談支援の方法や運営体制について検討していきます。

【NO15】

男性相談の実施		男女共同参画課
電話により、男性の悩みや不安について、男性の専門相談員による相談を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
男女共同参画センターにおいて、男性の専門相談員により、男性の悩みや不安に寄り添う相談を電話で行います。	毎週金曜日 18:30～20:30 に電話相談を実施しています。	男性特有の悩みを専門的な知識をもとに受けとめられるように、より効果的な相談支援の方法や運営体制について検討していきます。

【NO16】

L G B T 専門相談の実施		男女共同参画課
日常生活において L G B T 当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
性の多様性について理解のある相談員が、LGBT 当事者やその周囲の方からの相談を、電話及び LINE で受け、適切に対応します。	毎月第 1 月曜日 19:00～22:00 第 3 日曜日 10:30～13:30 の日程で実施しています。	LGBT 当事者やその周囲の方からの相談窓口として、専門的な知識をもとに悩みを受けとめられるように、より効果的な相談支援の方法や運営体制について検討していきます。

【NO17】

スクールソーシャルワーカーの配置		教育支援課
困難な状況にある児童生徒一人ひとりに対して的確に支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒を取りまく環境に働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする役割をもつスクールソーシャルワーカーを申請に応じて各学校に派遣します。	教育センターに各 2 名、養護教育センターに 1 名、中学校 8 校に各 1 名の合計 13 名を配置しています。	スクールソーシャルワーカーの配置が 1 名のみの緑区への拡充を目指します。 また、複雑な問題を抱えている利用者が多い養護教育センターには、現在の巡回型スクールソーシャルワーカー 1 名に加え、来所時等に相談を受け付けられるように常駐型スクールソーシャルワーカー 1 名の配置を目指します。

【NO18】

こどもや家庭の問題解決に向けた支援の実施		こども家庭支援課
こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、こども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行うこども家庭総合支援拠点を各区に設置します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
子どもや家庭のことについて電話・来所による相談に応じ、問題解決のお手伝いをする家庭児童相談をはじめ、困難を抱える子どもや家庭に対しては関係機関とも連携しながら、家庭訪問等による働きかけにより、寄り添った支援を行います。	福祉職、保健師、心理士等必要な人員を配置することにより、支援の充実を図っています。	母子健康包括支援センターとの一体的な運営体制を整えることにより、切れ目のない支援を目指します。

【NO19】

若年性認知症支援の実施		地域包括ケア推進課
若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症（65 歳未満で発症した認知症）の方やそのご家族、また、若年性認知症の方を雇用している企業などを対象とした相談窓口を設置します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
若年性認知症支援コーディネーターが若年性認知症の方やそのご家族、企業等の相談を受け、関係機関等と連携した支援を行います。また若年性認知症に関する周知啓発や、支援体制構築を図ります。	若年性認知症支援コーディネーターを 1 名配置し、若年性認知症の方やそのご家族に対し、家庭訪問や通院同行、電話相談等による支援や、千葉市あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター等の関係機関と連携した支援を実施しています。また、集いの場で交流を促進するとともに、本人発信の機会を設けています。会議・研修等により周知啓発や支援体制構築に努めています。	若年性認知症の方やご家族が速やかに必要な支援につながる事ができる。若年性認知症に対する社会の理解が深まり、若年性認知症があっても様々な形で就労や社会参加等を継続することができる。当事者による本人発信やピアサポートなど、当事者の力を活かす機会が多くもてる。

【NO20】

外国人総合相談窓口の実施		国際交流課
外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。	R5 年度実績：1,736 件 R6 年度 8 月末時点実績：921 件 ※R6 年 9 月より、外国人総合相談窓口である千葉市国際交流プラザが移転したため、相談窓口滞りが無いよう、周知に努めています。	外国人の増加が予想されることから、それに伴い、相談件数も増やします。

（４）各種事業の充実

生活困窮者自立支援制度における各事業や居住支援や就労に関する支援のほか、各種事業の充実等に取り組みます。

【NO１】

家計改善支援事業の実施		保護課
家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
家計に関する課題を抱える世帯等に対し、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出すよう支援します。	家計改善支援員 6 名で支援を実施していますが、毎年度利用者が増えている状況です。 新規相談 R5 年度 350 人 R4 年度 311 人 R3 年度 272 人	支援に必要な家計改善支援員を配置し、利用者が増えている状況に対応していきます。

【NO２】

学習・生活支援事業の充実		保護課
生活困窮世帯の中学 2、3 年生に対し、学習支援と生活支援を実施することで世帯状況によって学びに差が生じないように支援を行います。また、生活保護を受給している中学 1 年生がいる世帯に対し、学習支援への参加勧奨を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活困窮世帯の中学 2、3 年生に対し、高校進学に向けた学習支援と、生活習慣や育成習慣の改善に関する生活支援を実施することで家庭状況によって学びに差が生じないように支援を行います。 また、生活保護を受給している中学 1 年生がいる世帯の学習意欲を向上させるための啓発を実施します。	生活困窮世帯の中学 2、3 年生に対し、学習支援と生活支援を実施していますが、高校等進学率は一般世帯の 98.9% と比べ 6.6 ポイント低い状況にあります。	学習支援や生活支援を実施することで生活困窮世帯の高校等進学率が一般世帯の高校等進学率と同等となることを目指します。

【NO3】

就労準備支援事業の充実		保護課
様々な理由で働きづらさを抱えている方等に対し、適性検査の実施や就労訓練等の機会を通してきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた準備支援を充実します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
就労準備支援事業の支援メニューの充実を図るとともに、それぞれの状況に応じた就労訓練機会を提供し、就労開始に向けた支援を充実します。	支援メニューの充実を図るとともに、就労訓練先の開拓を行いながら、就労開始に向けた準備支援を行っています。	支援メニューの充実を図るとともに、就労訓練先の開拓を行い、それぞれの状況に応じた必要な支援ができるようにします。

【NO4】

高齢者に対する外出支援		高齢福祉課
階段昇降が困難な高齢者等の外出支援や、在宅復帰、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機を活用した支援を行う訪問介護事業者等に、階段昇降機の導入等に要する経費を助成します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
階段の昇り降りが困難な高齢者等に対し、階段昇降機を活用して階段昇降を支援する介護サービス事業所等に対し機器の取得費用・運営経費等を助成します。 ・補助金交付予定数 最大6団体	階段の昇り降りが困難で通院などの外出が自力でできない高齢者等を対象に、電動の階段昇降機を活用して階段昇降を支援する介護サービス事業所等に対する階段昇降機の取得費用・運営経費等の助成を行っています。 ・補助金交付団体 5団体	階段の昇り降りが困難な高齢者等に対し、階段昇降機を活用して階段昇降を支援する介護サービス事業所等に対し機器の取得費用・運営経費等を助成します。 市内全域において階段昇降支援サービスが利用できる状態にないため、引続き補助事業者の募集を行います。

【NO5】

就労定着支援		障害福祉サービス課
就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。	令和5年度末支給決定者数 308人	事業実施

【NO6】

重度訪問介護利用者の大学修学支援		障害福祉サービス課
重度障害のある方が修学するに当たり、大学等が修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供し、障害のある方の社会参加を促進します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。	令和 5 年度利用人数 0 人	事業実施

【NO7】

重度障害者等就労支援		障害福祉サービス課
就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行う。	令和 5 年度利用人数 2 人	事業実施

【NO8】

農福連携の推進		障害者自立支援課
障害者の就労や生きがいがいつくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
障害者の就労や生きがいがいつくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。	千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を促進し、障害者の社会参加および就労に結びつける。	現行の取り組みを継続します。

【NO9】

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加		住宅政策課
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加を図ります。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するため、不動産所有者などに周知を図ります。	不動産所有者に対して、住宅セーフティネット制度の概要やメリットを紹介するセミナーを開催しています。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない低廉な賃貸住宅の登録件数の増加を図ります。

【NO10】

収入が減少した市営住宅入居者への住居支援		住宅整備課
市営住宅にお住まいの収入が減少した方に対し、家賃減免による支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
収入が著しく減少した市営住宅入居者に対し、家賃減免を行うことで生活再建に向けた支援を行います。	収入の著しく少ない市営住宅の入居者に対し、収入に応じて家賃を 30～80%減免する支援を行っています。	支援を必要とする方に確実に制度を周知し、漏れなく支援が届くように努めます。

【NO11】

住宅確保要配慮者円滑入居支援補助制度の運用		住宅政策課
高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等を助成します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等を助成することで、民間賃貸住宅への入居を促進しています。	「すまいのコンシェルジュ」において、民間賃貸住宅に関する情報提供を行い、家賃債務保証料等を助成することで、民間賃貸住宅への入居を促進しています。	「すまいのコンシェルジュ」での民間賃貸住宅に関する情報提供を通じた入居支援を行うことで、助成件数の増加を図ります。

【NO12】

キャリア教育の推進		教育改革推進課
児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して自分らしい生き方を考えます。職業体験学習や様々な人と関わる学習を通して、自分のよさや可能性に気づき、夢や目標、希望に向けて、主体的に行動できる児童生徒を育成します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
・職業体験学習を推進し、自分らしい生き方や学ぶことの意味について考え、主体的に行動できる児童生徒を育成します。 ・「キャリア・パスポート」を効果的に活用した授業実践に向け、教職員向けの研修を実施します。	・本市の令和 5 年度職業体験学習は、小学校 51.4%、中学校 94%の学校において実施しています。 ・「キャリア・パスポート」については、市内小中学校全校にて作成をしています。しかし、学級活動の時間に児童生徒がお互いの頑張りを認め、自身のよさや可能性に気づき、足跡を記録する効果的な活用には至っていません。現在、効果的な活用に向けたモデルプランの周知や教職員向けの研修を実施しています。	・職業体験学習の実施率 小学校 60% 中学校 100% ・「キャリア・パスポート」を効果的に活用した授業を実施していきます。

【NO13】

あなたが使える制度お知らせサービス～For You～		業務改革推進課
各種手当の受給や健康診査などの利用について、市民が自ら検索や問合せを行う負担を軽減するため、市が保有する住民情報を活用し、受給対象となる可能性のある方へ、LINE のメッセージやメールでお知らせします。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
利用者の住民情報から、各制度の対象要件に適合する可能性のある対象者を抽出し、制度に関する案内を LINE メッセージまたはメールでお知らせしています。	令和 6 年 10 月現在、子育て・福祉を中心とした 31 制度に対応しています。 令和 5 年 10 月より、LINE を利用していない市民の方でも利用できるよう、メールによる通知にも対応しました。	利用者ニーズに沿った制度の拡充をしていくとともに、効果的な広報の手法を検討しながら積極的な周知を行っていきます。

【NO14】

日常生活自立支援事業の支援		地域福祉課
高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々も、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、市社協が実施する日常生活自立支援事業を支援します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
市社協の日常生活自立支援事業を支援し、判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々も、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう取り組みます。	市社協が実施する、日常生活自立支援事業を支援しています。	判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方など、必要とする方が日常生活自立支援事業を利用している状況を目指します。

2 地域づくりのための取組み

(1) 地域のネットワークづくり

地域住民主体による見守りや居場所づくりの促進等により、支援を必要とする方を早期に発見するよう取り組みます。

【NO1】

地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課
日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会（町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。）、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等（以下、この項目において「町内自治会等」と言います。）との連携を推進します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
町内自治会等への生活困窮者支援に関わる説明会を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会等への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	町内自治会等により、身近な圏域で変化に気付き、必要な方に必要な支援が届くようにします。

【NO2】

住民主体による見守りや居場所づくりの促進		地域福祉課
市社協と連携し、地域住民を主体とした見守りや居場所づくりの活動を促進します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
市社協による地区部会への支援を通じて、地域住民を主体とした見守りや居場所づくりの活動を促進します。	市社協を通じて、地区部会等が実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「見守り活動」などの地域住民が主体となった活動を支援しています。	引き続き、地区部会等への支援を通じて、いきいきサロンや見守り活動等の新規立ち上げや拡充により、地域住民が主体となった活動のさらなる活性化を図ります。

【NO3】

地域見守り活動支援事業		高齢福祉課
地域住民が主体となった見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域の見守り活動等を促進します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。	申請団体へ初期経費を助成し活動開始を支援するとともに、町内自治会へちらしの配布を行い事業の周知を行っています。	活動の担い手、実施に関するノウハウ不足等が課題となっているため、事業ちらしの配布や生活支援コーディネーターなどによる制度周知等を強化し、地域住民が主体となった活動が活発になるよう支援します。

【NO4】

区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築		市民自治推進課
住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、区役所が主体となって地域活動の支援を行う「地域支援プラットフォーム」の構築に向けた取組みを進めます。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
区役所において、地域で活動する多様な主体間の協力・連携を促進するための交流会や地域における総合的な課題解決力の向上を図るための研修会を開催します。 また、地域で活動する団体の情報収集や情報発信等を通じて、継続的な団体運営を支援します。	・交流会・研修会の開催 ※R6 年度交流会：各区 3 回開催。 研修会：中央区、若葉区で 3 回開催。 ・市ホームページ上において地域に関する様々な情報の集約及び発信	・全区にて交流会・研修会等を開催し、地域で活動する多様な主体間の協力・連携を促進します。 ・地域に関する様々な情報の集約及び発信等を充実させます。

【NO5】

ひきこもりサポーターの養成		精神保健福祉課
ひきこもりサポーターを養成し、地域に潜在するひきこもり状態にある方への早期支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識を習得できる「ひきこもりサポーター養成研修」を開催して、ひきこもりサポーターを養成します。ひきこもりサポーターは、地域に潜在するひきこもり状態にある方を発見し、早期に適切な支援機関につなぐ活動を行います。	ひきこもりサポーター養成研修を開催し、ひきこもりサポーターを養成しています。また、ひきこもりサポーターを、ひきこもりの方の自宅や、外出先・居場所活動等に派遣し、ひきこもりの方の社会参加に向けて支援しています。	ひきこもりサポーターの養成を継続しておこない、地域に潜在するひきこもりの方の掘り起こしや、早期支援をできる体制を拡大していきます。

【NO6】

独りにさせないための居場所づくり		保護課
生活自立・仕事相談センターが実施している居場所に関する取り組み、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援事業を活用した就労や訓練先等の開拓による居場所づくり、NPO法人等の他機関との連携により、地域の居場所を増やします。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターにおいて、地域の実情に応じた居場所づくりの取組みを実施するとともに、生活困窮者自立支援制度において、就労訓練先等の開拓を行い、地域での居場所を増やします。	各区に生活自立・仕事相談センターが設置されたことに伴い、各区の実情に合わせた居場所づくりの取組を開始しました。また、生活困窮者自立支援事業による就労準備支援事業において企業開拓を一部実施していますが、訓練先等が少ないのが実態です。	引き続き、生活自立・仕事相談センターが実施している居場所づくりの取組みを継続するとともに、生活困窮者自立支援制度において、年間 10 件ずつ企業開拓を行い地域の身近な場所に就労体験等が実施できる場所が散在する状況を創ります。

（２）社会資源の把握と開発

社会資源の把握と開発を行うため、生活自立・仕事相談センターが行う支援調整会議や重層的・包括的支援体制における参加支援事業、地域づくり支援事業を通じて、社会資源の把握と開発に取り組みます。

【NO１】

支援調整会議の充実		保護課
生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。	支援調整会議においては個別検討に重点が置かれ、社会資源についての十分な検討、開発が出来ていない状況にあります。	支援調整会議を通して、様々な関係機関間の連携を促進するとともに、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発されている状況にします。

【NO２】

コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じた社会資源の開発		地域福祉課
市協会における、コミュニティソーシャルワーカー（以下、この項目において、「CSW」と言います。）等の活動を通じた地域住民や様々な関係機関間の連携促進や、新たな社会資源の開発を支援します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
市社協におけるCSW等の活動を支援し、地域住民や様々な関係機関間の連携を促進するとともに、新たな社会資源の開発に取り組みます。	市社協におけるCSW等の活動を通じて、地域住民や関係機関の協働による助け合い活動やサロン等の立ち上げを支援しています。	各地域において、地域住民や様々な関係機関間の連携が促進され、多くの社会資源が開発されている状況を目指します。

【NO3】

重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業）		地域福祉課
支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援を行うとともに、それらと相談支援とを一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援を行うとともに、それらと相談支援とを一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。	市民が抱える複雑な課題に対して、多様な支援関係機関が連携して対応することにより、段階的に重層的・包括的支援体制を構築しています。 支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援を行っています。	支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、相談支援や社会参加に向けた支援を行うとともに、地域づくり支援も含めて一体的に重層的・包括的支援体制を構築します。

（３）住民の理解促進

地区部会や地域のイベントへの参加、出張相談の実施など様々な機会を利用し、生活困窮者自立支援制度等に関する説明会や研修等を実施することで住民への理解促進に取り組みます。

【NO１】

地域住民等への生活困窮者自立支援制度の周知		保護課
地区部会への事業説明や地域のイベントへの参加、出張相談の実施などにより、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
地区部会や地域団体の活動の場での説明や、市政だよりのほか、市の SNS など様々な媒体による広報等を通して、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。	R6 年度に実施した市民 WEB アンケートでは、「名称・業務とも知っている」及び「名称のみ知っていた」を合わせて 14.2%、「窓口があることは知っていた」を合わせて、30.3% の認知度でした。	生活自立・仕事相談センターの認知度の向上により、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進が図られ、地域による支え合いや見守り活動がより活発に行われている状況を目指します。

【NO２】

地区部会活動従事者への相談機関の周知		地域福祉課
市社協が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
市社協が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。	市社協が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行っています。	地区部会活動従事者への相談機関の周知等を通じて、支援を必要とする方が必要な支援を受けられる状況を目指します。

【NO3】

民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき相談機関について、常務会や理事会等を通じ、周知を図っています。	引き続き、民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。

【NO4】

講座、シンポジウム開催等による住民の理解促進		生涯学習振興課
市役所内の各課や関係団体からの求めに応じ、講座、シンポジウム等の会場として、公民館の諸室を貸出します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
各公民館において、地域住民・関係団体・NPO法人等が主催・共催により実施する講座、シンポジウム等に協力し、会場として諸室を積極的に貸出します。	市役所内の各課や関係団体からの求めに応じ、講座、シンポジウム等の会場として、公民館の諸室を貸出しています。	各公民館において、地域住民・関係団体・NPO法人等が主催・共催により実施する講座、シンポジウム等に協力し、会場として諸室を積極的に貸出します。

【NO5】

地域ケア会議の活用による連携した支援体制の推進		地域包括ケア推進課
地域ケア会議において、貧困等複合的な問題を抱える家庭について、関係機関等と連携した支援体制を推進していきます。また、必要に応じて、地域住民等も含めた支えあう地域づくりの推進を目指します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
引き続き、地域ケア会議を通じて地域住民も含めた関係機関等と連携し、支援体制を進めていきます。	令和5年度末時点の地域ケア会議実施回数は278回で、複合的な問題を抱えている等の個別事例の検討は136回実施しています。	地域住民も支援者の一員として、貧困家庭の支援や相談先につなぐ役割を担っていけるよう、引き続き地域ケア会議を活用します。

【NO6】

地域資源の充実と情報発信		地域包括ケア推進課
生活支援コーディネーターが、地域関係者等と連携し、地域資源の充実を推進するとともに、地域資源情報の発信を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
生活支援コーディネーターが地域資源の把握を行うとともに、地域関係者等と連携しながら地域資源の充実を図り、支援を必要とする方への情報を提供します。	生活支援コーディネーターが、通いの場などの地域資源を情報データベースシステム（生活支援サイト）で、管理・掲載しています。	生活支援コーディネーターが把握した地域資源情報を、あんしんケアセンター等と連携しながら、必要とする高齢者に提供するとともに、高齢者自らが選択し、セルフマネジメントが図れるよう、生活支援サイトの適切な管理を行っています。

3 多機関が機能的に連携するための取組み

(1) 庁内や相談機関同士の連携強化

庁内や各相談機関の連携強化を図るため、支援会議等の活用により相談機関同士の連携体制を構築するとともに、庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通じて、相互の業務を理解し、断らない相談支援に向けた体制を整えます。

【NO1】

生活自立・仕事相談センター間の関係づくり		保護課
各生活自立・仕事相談センターの相談支援の質を向上するため、生活自立・仕事相談センター等が情報交換会に参加するとともに合同研修などを実施します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
各生活自立・仕事相談センター同士で情報交換会や合同研修を実施します。	2か月に1回、生活自立・仕事相談センターの主任相談員等によるセンター会議が実施されるほか、年に数回、センターの相談支援員による合同研修を実施しています。	今まで実施している情報交換会や合同研修会を実施するほか、アウトリーチに関する取り組み報告やそれぞれの生活自立・仕事相談センターの相談支援員が情報交換する場を設けるなど、各相談センターの取組みが別の相談センターにもつながるように連携します。

【NO2】

庁内各課、関係機関との関係づくり		保護課
庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通して、相互の業務を理解し、生活困窮者支援における断らない相談支援に向けた体制を整えます。また、勉強会を通じた関係づくりを進めます。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
庁内外の関係者同士が事例検討等を通して、それぞれの相談窓口の業務内容や支援方法を学ぶとともに、顔の見える関係を作ります。	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターなどとは特に意識し、様々な機会を通じて顔の見える関係づくりをしてきましたが、より多くの関係機関と同様の関係づくりが必要です。	各相談窓口がそれぞれの相談窓口の支援方法を学ぶこと等を通じて、顔の見える関係が作られ、相互に連携しやすい体制を構築します。

【NO3】

支援会議等の活用による相互連携の実施		保護課
相談機関同士が相互に連携し、生活困窮者への支援を充実させるため、支援会議等を活用した連携体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
支援会議等の活用により、相談機関同士が相互に連携できる環境を整えます。	令和5年度末に支援会議の運用を開始し、相談機関同士の連携を取りやすくなりましたが、開催実績が少ない状況です。 R6.9月末時点 1件	必要に応じて支援会議を開催し、相談機関や関係機関等が相互に連携し、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を早期に構築できるようにします。

【NO4】

相談機関間の連携による包括的支援の実施		地域包括ケア推進課
生活に困りごとを抱えた方に対し、相談機関間の連携により包括的支援を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
あんしんケアセンターが行う総合相談等において、貧困に関する問題に適切に対処するため、「生活自立・仕事相談センター」との連携を密にします。	総合相談等のうち、経済的な問題については、必要に応じ「生活自立・仕事相談センター」と連携し、地域ケア会議で支援策を検討しています。	あんしんケアセンターが行う総合相談等において、貧困に関する問題に適切に対処するため、「生活自立・仕事相談センター」との連携を密にします。

【NO5】

福祉まるとサポートセンターの運営		地域福祉課
複雑化・複合化する地域生活課題に対し、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や内容を問わず、相談をまると受けとめ、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
複雑化・複合化する地域生活課題に対し、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や内容を問わず、相談をまると受けとめ、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。	複雑化・複合化する地域生活課題に対し、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や内容を問わず、相談をまると受けとめ、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行っています。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成するよう働きかけを行っています。	引き続き、複雑化・複合化する地域生活課題に対し、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や内容を問わず、相談をまると受けとめ、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。 また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。

【NO6】

子どもナビゲーターによる関係機関と連携した支援の実施		こども家庭支援課
子どもナビゲーターが関係機関と連携することで対象児童等に対し、必要な支援を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
子どもナビゲーターが支援児童や家庭をそれぞれの状況に応じた適切な支援制度につなげるほか、学校、スクールソーシャルワーカー、保健福祉センター等の関係機関と連携して支援を行います。	R5に全区への子どもナビゲーターの配置が完了し、支援件数は増加しています。支援児童の状況に応じて、関係機関と連携を行っています。紹介した支援制度の利用に至らない家庭もあります。	引き続き、子どもナビゲーターが関係機関と連携することで対象児童等に対し、必要な支援を行います。

【NO7】

ヤングケアラー支援体制の強化		こども家庭支援課
ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、ヤングケアラーに関する認知度向上を図るとともに、関係機関と連携し支援を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
ヤングケアラーに対する連携支援体制の構築や、児童生徒や関係者の認知度向上のための周知媒体の作成、研修を実施します。	関係機関職員向けの研修を実施するとともに、発達段階に合わせたパンフレットを作成し、市立学校に通うこどもに配布します。	ヤングケアラーの認知度向上を図り、早期発見・早期支援につなげるとともに、連携体制の構築を目指します。

【NO8】

連絡協議会の設置による関係機関との連携強化と包括的支援の実施		精神保健福祉課
医療・保健・福祉・教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置することで関係機関との連携強化を図り、包括的な支援体制の確保に努めます。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり状態にある本人や家族からの相談内容に応じて、適切な支援を行うことができるように、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置し、各機関と恒常的な連携を確保することにより、包括的な支援体制の確保に努めます。	医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を開催し、情報交換等を行い、各機関の恒常的な連携の確保に努めています。	連携協議会を、継続して実施し、他機関との恒常的な連携を確保していきます。

【NO9】

コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援等の実施		地域福祉課
市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーカー（以下、この項目において、「CSW」と言います。）において、様々な生活課題を抱える要支援者に対し、地域や関係機関とともに必要な支援（個別支援）を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
市社協におけるCSWの育成等への支援を通じて、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対して個別支援を行うとともに、個別支援を通じて地域課題を把握し、地域のニーズに応じた支え合いの仕組みづくりに取り組みます。	市社協の各区事務所にCSWを配置し、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対して個別支援を行うとともに、地域における支え合い活動等を支援しています。	CSWによる複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援の充実及び、地域において支え合い活動等が広く行われている状況を目指します。

【NO10】

生涯現役応援センターの活用		高齢福祉課
生涯現役応援センターにおいて、高齢者の就労に向けた支援等を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
生涯現役応援センターにおいて、高齢者向けの就労先として介護、清掃、マンション管理等の分野で提携先を開拓します。高齢を理由に就労先が見つからない場合には、高齢者の雇用に積極的な企業を紹介することで支援を行います。	○出張相談の実施 出張相談を年間100回実施する。 ○活動先の開拓強化 高齢者に適した就労、ボランティア活動・地域活動先の開拓の強化に努める。 ○ICTを活用した情報発信、相談の実施 ホームページにより新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付ける。また、web会議システム等を活用したオンライン相談を実施する。	○出張相談の実施 出張相談を年間100回実施する。 ○活動先の開拓強化 高齢者に適した就労、ボランティア活動・地域活動先の開拓の強化に努める。 ○ICTを活用した情報発信、相談の実施 ホームページにより新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付ける。また、web会議システム等を活用したオンライン相談を実施する。

【NO11】

生活再建に向けた支援		納税管理課
市債権の相手方が生活困窮者である場合は債権放棄等を検討し、生活再建に向けた支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
債権管理に関わる職員を対象とした債権管理事務研修において債権放棄等の制度を周知します。	引き続き、実施していきます。	債権管理に関わる職員を対象とした債権管理事務研修において債権放棄等の制度を周知します。

【NO12】

消防機関との情報共有体制の構築		救急課
生活困窮者として支援を希望する申し出があった傷病者や 119 番通報を頻回に要請し、要請の原因が生活困窮であると、消防機関が判断した傷病者について、関係機関へ情報提供を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
必要に応じて生活困窮者自立支援制度における支援会議の開催を打診します。	活用実績はありません。	必要に応じ支援会議の開催を依頼します。

（２）相談機関と地域の連携

自ら必要な支援を求めることができない状態に陥っている生活困窮者が必要な支援を受けられるように、地域の活動と連携していく体制を整えます。

【NO１】

民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見		地域福祉課
民生委員等との連携により支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援が受けられるようにします。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
民生委員・児童委員、民生委員協力員による見守りや訪問活動を通じて、福祉サービスを必要とする方を把握するとともに相談に応じ、必要に応じて適切なサービスを受けられるように支援します。	民生委員・児童委員に対し、各種制度や活動に関する諸問題をテーマに掲げた研修を行い資質の向上を図るとともに、活動に必要な資料等を提供することにより、民生委員・児童委員の活動を支援しています。	引き続き、民生委員・児童委員に対し、研修の実施や資料等を提供することにより、民生委員・児童委員の活動を支援し、福祉サービスを必要とする方を早期に発見し、適切なサービスにつなげられるようにします。

【NO２】

地域の団体との交流		保護課
生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援員等を通じて、その地域で活動しているNPO法人や団体と地域のイベントなどを通じた交流を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターが地域の社会資源を把握し、活動に役立てるため、その地域で活動しているNPO法人などの団体と交流や地域のイベントに参加するなどの交流を行います。	各生活自立・仕事相談センターが、地域で活動している団体とともに、地域の社会資源について共有する場を設けるほか、地域で実施しているイベントに参加するなどし、地域交流を行っています。	引き続き、地域で活動している団体とともに、地域の社会資源について共有する場を設けるほか、地域で実施しているイベントに参加するなどし、地域交流を行うことにより、地域における生活自立・仕事相談センターの認知度の向上を目指します。

【NO3】

社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の支援		地域福祉課
地域のニーズに対応して、社会福祉法人が自主的に行う「地域における公益的な取組み」について、市社協の提案・支援に関する取組事例を広報するなど、市内に「地域における公益的な取組み」が広がるように努めます。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
市社協が提案・支援した地域における公益的な取組みの事例について、広報などにより周知します。	市社協が提案・支援した地域における公益的な取組みの事例について、情報収集に努めています。	社会福祉法人が自主的に行う「地域における公益的な取組み」が広く認知され、多くの地域に同様の取組みが広がる状況を目指します。

【NO4】

地域運営委員会の設置促進及び活動支援		市民自治推進課
住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、地域運営委員会の設立を促進するとともに、活動を支援します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
地域運営委員会について、未設立地区への制度説明や働きかけを行い、設立を促進します。また、設立済みの地域運営委員会が行う活動を補助し、地域運営委員会の役員等を対象とした研修会を実施する等活動を支援します。	R6 年度 ・地域運営委員会設置地区数 18 地区 ・地域への説明、働きかけ（3 地区）実施済み ・地域運営委員会に対し、研修会を実施予定	必要に応じて制度の改善を検討し、地域運営委員会の設立・活動を支援します。

【NO5】

公益活動団体の連携促進		市民自治推進課
千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
以下の取組みを行うことで、公益活動団体間のネットワークづくりを進めます。 ・情報誌の発行 ・メールマガジンの配信 ・メールマガジンによる情報発信 ・市民活動フェスタの開催 ・団体交流会の実施	R6年度（計画） ・情報誌の発行回数：6回 ・メールマガジンの配信回数：月2回程度 ・メールマガジンによる情報発信：通年 ・「市民活動フェスタ2024」の開催（11/16 11/17 2日間）及び特設ウェブサイト公開 ・市民活動交流サロンの実施（4回）他	引き続き以下の取組み等を行うことで、公益活動団体間のネットワークづくりを進めます。 ・情報誌の発行 ・メールマガジンの配信 ・メールマガジンによる情報発信 ・市民活動フェスタの開催 ・団体交流会の実施 等

（３）居住に関する支援の連携

生活困窮者のうち、住まいに関する困りごとを抱えた世帯に対する切れ目ない支援体制を構築するため、生活自立・仕事相談センターやすまいサポートちばが相互に連携して支援に取り組めます。

【NO１】

すまいのコンシェルジュによる居住支援		住宅政策課
賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、不動産関係団体の協力のもと、民間賃貸住宅の情報提供を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、不動産関係団体の協力のもと、民間賃貸住宅に関する情報提供を行い、入居支援を行います。	民間賃貸住宅に関する情報提供を行い、入居支援を行っています。	賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方が入居可能な物件の情報提供を行い、協力不動産店の増加を図ります。

【NO２】

市営住宅の一時使用による住居支援		住宅整備課 保護課
解雇等により住居の退去を余儀なくされる方へ市営住宅の一時使用による住居支援を行います。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センター等と連携し、解雇等により住居の退去を余儀なくされる方の自立に向けて、市営住宅の一時使用による支援を行います。	解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方を対象に、入居した日から 6 か月以内（延長手続きにより最長 1 年まで）の期間で住居を支援しています。また、収入に応じて使用料の減額を行っています。	生活自立・仕事相談センターや千葉市住宅供給公社と連携し、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を構築します。

【NO3】

住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施		保護課
離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給するとともに、就労支援を実施する等、自立に向けた支援を行います。また、自立の効果が見込める方に対し、転居に係る初期費用を支給します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給するとともに、就労支援を実施します。また、生活自立・仕事相談センターと連携することにより、自立の効果が認められる方に対し、転居に係る初期費用を支給します。	各区社会援護（第一・第二）課において住居確保給付金を支給するとともに就労支援を行っています。また、必要に応じて生活自立・仕事相談センター等と連携し、支援を行っています。	引き続き、支援を必要とする方が必要な支援を受け、早期に自立できるようにします。

【NO4】

千葉市居住支援協議会の運営		住宅政策課
居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するとともに専用の相談窓口（すまいサポートちば）を運営します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
居住支援協議会のメンバーが連携し、住宅確保要配慮者への施策等について協議するとともに、専用の相談窓口（すまいサポートちば）による居住支援を行います。	住宅確保要配慮者の入居支援について、実現性の高い施策を協議しています。また、すまいサポートちばでは、相談者の状況に応じて、関係機関との連携や同行支援を実施しています。	居住支援協議会のメンバー間及び居住支援法人などとの連携の強化及びすまいサポートちばによる複合的な課題を有する住宅確保要配慮者の円滑な入居を図ります。

【NO5】

住まいに関する相談支援体制の構築		保護課
生活自立・仕事相談センターとすまいサポートちば等の連携を強化し、住まいの様々な相談に対応可能な支援体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
生活自立・仕事相談センターとすまいサポートちば等との連携を強化することにより、住まいに関する様々な相談に対応する支援体制を構築します。	生活自立・仕事相談センターとすまいサポートちばにおいて、一部連携する機会はあるものの、各窓口に来所した相談者に個別に対応している状況です。	生活自立・仕事相談センターとすまいサポートちばの連携体制を強化することにより、住まいに関する相談とそれに伴う生活上の課題を合わせて支援していくことができる体制を構築します。

【NO6】

施設等への入所支援		保護課
生活自立・仕事相談センターにおいて、高齢者向けや障害者向けの施設等へ入所希望があった場合などについて、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携して支援する体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
生活自立・仕事相談センターにおける相談において、施設等への入所希望があった場合は、本人の意思を尊重しつつ、かつ、本人の特性にあった施設に入所することができるようあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して入所支援を行います。	本人から施設入所等に関する相談があった場合、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターにつなぐなどの支援を行っています。	引き続き、本人から施設入所等に関する相談があった場合、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターにつなぐとともに、施設での生活を継続するために必要な支援を実施していきます。

【NO7】

入居から入居後までの一貫した居住支援の実施		保護課
居所のない又は失うおそれのある生活困窮者に対し、一時的な居所を提供します。また、課題を抱えた生活困窮世帯が地域で安定した生活を送ることができるよう、定期的な見守りなどの支援を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
居所のない又は失うおそれのある生活困窮者に対し、一時的な居所として、シェルターを提供します。また、課題を抱えた生活困窮世帯が地域で安定した生活を送ることができるよう、入居後に定期的な見守りなどの支援を実施します。	- 生活困窮者が地域で安定した生活を送ることができるような定期的な見守り等事業（地域居住支援事業）は未実施です。 - 居所がない又は失うおそれのある生活困窮者向けに、5 部屋（世帯）分のシェルターを提供しています。（一時生活支援事業）	未実施の地域居住支援事業を実施することにより、生活困窮者に対する入居から入居後までの一貫した居住支援を実施します。 また、引き続き居所がない又は失う恐れおそれのある生活困窮者向けに、一時生活支援事業としてシェルターを提供します。

（４）生活保護との連携

生活保護を受給している方が生活保護を脱却した後、再び生活保護に陥らないようにするため、生活保護受給中から生活自立・仕事相談センターと連携する体制を構築し、連携した支援に取り組みます。

【NO１】

生活保護の申請や生活保護に至らない方に対する助言や支援		保護課 各区社会援護（第一・第二）課
生活自立・仕事相談センターにおいて、生活保護申請のための支援を行うとともに、生活保護の申請窓口において生活保護受給が困難と考えられる方の相談を引き継ぎます。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活自立・仕事相談センターで対応した生活困窮者の相談に対し、生活保護が必要であると考えられる場合は、生活保護の申請窓口に行き、生活保護申請のための支援を実施します。また、生活保護の申請窓口において生活保護受給が困難と考えられる方の相談を引き継ぎ、適切な支援を実施します。	生活自立・仕事相談センターに来所したが、生活保護の申請が必要であると考えられる場合、本人に説明の上、生活保護の申請を受けられるように支援を実施しています。 また、生活保護の申請に来所したが、収入等の状況により生活保護を受給することが困難な場合は、面接担当者から生活自立・仕事相談センターの窓口を引き継がれ、必要な支援の案内を実施しています。	生活自立・仕事相談センターに来所したが、生活保護の申請が必要であると考えられる場合、本人に説明の上、生活保護の申請を受けられるように支援を確実に実施していきます。 また、生活保護の申請に来所したが、収入等の状況により生活保護を受給することが困難な場合は、面接担当者から生活自立・仕事相談センターの窓口確実に引き継いで、必要な支援を確実に案内します。

【NO２】

生活保護と生活困窮者自立支援制度における切れ目ない支援の実施		保護課 各区社会援護（第一・第二）課
被保護者が生活保護を脱却した後、再び生活保護を利用しないで済むように、生活保護受給中から生活困窮者自立支援制度による必要な支援を実施します。		
取組内容	現況	令和 11 年度末目標
生活保護からの自立が見込める被保護世帯に対し、生活困窮者自立支援制度の支援の一部を被保護者が受けられるようにします。また、生活保護廃止後は、スムーズに生活自立・仕事相談センターで支援を受けられるように連携します。	生活困窮者自立支援制度のうち、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は被保護者も受けられますが、廃止後に生活自立・仕事相談センターに引き継がれる事例は少ない状況です。	生活保護から脱却してもなお、引き続き生活困窮状態にある場合、生活自立・仕事相談センターの支援により、再び生活保護を利用せずに生活できるようになることを目指します。

【NO3】

調整会議等の活用による相互連携の実施		保護課 各区社会援護（第一・第二）課
被保護者への支援を充実させるため、また、庁内関係各課や関係機関による調整会議等を活用し、被保護者が生活保護を脱却するための支援体制を構築します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
社会援護（第一・第二）課で実施する調整会議により、複合的な課題を有する被保護者に対し、庁内関係各課や関係機関で被保護者に対する支援方針等を共有します。	個々の課題に応じて、ケースワーカーがその課題に応じた庁内関係各課や関係機関と情報共有して対応しています。また、課題が複合的な場合は、必要に応じて関係者会議を実行しています。	既存の会議体を活用するなどした調整会議を設置し、複合的な課題を抱える被保護者に対する支援体制を構築します。

【NO4】

被保護世帯への進学等に関する情報提供 （子どもの進路選択支援事業）		保護課 各区社会援護（第一・第二）課
中学校を卒業した子どもがいる被保護世帯の進学や就職などの進路について、必要な情報を得られるように支援するとともに、進学の際に必要な奨学金に関する情報提供や手続きの支援を実施します。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
中学校を卒業した子どもがいる被保護世帯に対し、家庭訪問等による進学や就職などに関する情報提供を行うとともに、進学の際に必要な奨学金に関する情報提供や手続きの支援を実施します。	中学校を卒業した子どものいる被保護世帯に対する進路などについては、ケースワーカーが対応していますが、専門的な知識を持たないため、一般的な話に終始してしまっている状況です。	中学校を卒業した子どもが自らの望む進路に進むことができる状況になることを目指すとともに、高校中退率の減少を目指します。

【NO5】

被保護世帯への学習・生活支援事業への参加勧奨 (子どもの学習・生活支援事業)		保護課 各区社会援護（第一・第二）課
中学生のいる被保護世帯の子どもが自らの望む進路に進むことができるよう、学習や生活上の課題に対する支援を行う学習・生活支援事業への参加勧奨を行います。		
取組内容	現況	令和11年度末目標
学習・生活支援事業に申し込みをしていない中学生のいる被保護世帯や参加状況が芳しくない被保護世帯に対し、保護課から情報提供し、参加勧奨を行います。 また、中学1年生のいる被保護世帯に対し、次年度の学習・生活支援事業への参加につながるよう保護課と連携して、周知啓発を行います。	被保護世帯の学習・生活支援事業の参加申込率は、中学2・3年生のいる被保護世帯の約20%程度にとどまっている状況です。	中学2・3年生の被保護世帯の学習・生活支援事業の参加申込率50%を目指します。

參考資料

【参考資料①】相談機関一覧表

◆法律に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
法テラス千葉	中央区中央4-5-1 きぼーる2階	0570-078315 050-3383-5381

◆年金に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
千葉年金事務所	中央区中央港1-17-1	043-242-6320
幕張年金事務所	花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621

◆相談内容が複合的で、どこに相談したらいいかわからない福祉に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
福祉まるごとサポートセンター	中央区間屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階	043-306-7125

◆生活の困りごとに関すること

相談窓口	所在地	電話番号
生活自立・仕事相談センター中央	中央区中央4-5-1 きぼーる15階	043-202-5563
生活自立・仕事相談センター花見川	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター 1 階	043-307-6765
生活自立・仕事相談センター稲毛	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階	043-207-7070
生活自立・仕事相談センター若葉	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階	043-312-1723
生活自立・仕事相談センター緑	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階	043-293-1133
生活自立・仕事相談センター美浜	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階	043-270-5811
社会福祉協議会 心配ごと相談所	中央区千葉寺町1208-2（千葉市ハーモニープラザ内）	043-209-8860
社会福祉協議会 中央区事務所	中央区中央4-5-1 きぼーる15階	043-221-2177
社会福祉協議会 花見川区事務所	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター3階	043-275-6438
社会福祉協議会 稲毛区事務所	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階	043-284-6160
社会福祉協議会 若葉区事務所	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階	043-233-8181
社会福祉協議会 緑区事務所	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階	043-292-8185
社会福祉協議会 美浜区事務所	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階	043-278-3252
ひきこもり地域支援センター	美浜区高浜2-1-16（こころの健康センター内）	043-204-1606

◆子どもに関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
子ども・若者総合相談センター（Link）	美浜区高浜2-1-16（こころの健康センター内）	050-3775-7007
子ども家庭総合支援拠点（中央）	中央区中央4-5-1 きぼーる 中央保健福祉センターこども家庭課	043-221-2151
子ども家庭総合支援拠点（花見川）	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センターこども家庭課	043-275-6445
子ども家庭総合支援拠点（稲毛）	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センターこども家庭課	043-284-6139
子ども家庭総合支援拠点（若葉）	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センターこども家庭課	043-233-8152
子ども家庭総合支援拠点（緑）	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センターこども家庭課	043-292-8139
子ども家庭総合支援拠点（美浜）	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センターこども家庭課	043-270-3153
子どもナビゲーター（中央）	中央区中央4-5-1 きぼーる15階 生活自立・仕事相談センター中央	043-222-0877
子どもナビゲーター（花見川）	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター 1 階 生活自立・仕事相談センター花見川	043-307-8210
子どもナビゲーター（稲毛）	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階 生活自立・仕事相談センター稲毛	043-215-8582
子どもナビゲーター（若葉）	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階 生活自立・仕事相談センター若葉	043-308-3988
子どもナビゲーター（緑）	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階 生活自立・仕事相談センター緑	043-293-0208
子どもナビゲーター（美浜）	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階 生活自立・仕事相談センター美浜	043-277-5550
東部児童相談所	美浜区高浜3丁目2-3	043-277-8820
西部児童相談所	美浜区高浜3丁目2-3	043-277-8821

◆高齢者に関する総合相談

相談窓口	所 在 地	電話番号
あんしんケアセンター弁天	中央区弁天1-3-6ディキャッチ千葉駅前ビル3階	043-216-2131
あんしんケアセンター中央	中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室	043-216-2121
あんしんケアセンター千葉寺	中央区千葉寺町207-23 富岡ビル1階	043-263-3066
あんしんケアセンター松ヶ丘	中央区星久喜町1162-71	043-420-8325
あんしんケアセンター松ヶ丘 白旗出張所	千葉市中央区白旗2-18-12	043-308-9811
あんしんケアセンター浜野	中央区中央区浜野町891	043-305-0102
あんしんケアセンターこてはし台	花見川区こてはし台5-1-16	043-258-8750
あんしんケアセンター花見川	花見川区花見川3-19-105	043-250-1701
あんしんケアセンターさつきが丘	花見川区さつきが丘2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106号	043-307-3225
あんしんケアセンターにれの木台	花見川区朝日ヶ丘2-1-7-2	043-445-8012
あんしんケアセンター花園	花見川区花園2-8-24	043-216-2610
あんしんケアセンター幕張	花見川区幕張町5-460-1	043-212-7300
あんしんケアセンター山王	稲毛区山王町162-1	043-304-7740
あんしんケアセンター山王 宮野木出張所	稲毛区宮野木町1730-66	043-307-9010
あんしんケアセンター園生	稲毛区園生町470-1-101	043-306-6881
あんしんケアセンター天台	稲毛区天台4-1-16	043-284-6811
あんしんケアセンター小仲台	稲毛区小仲台2-10-8 I Kビル小仲台 2 階	043-307-5780
あんしんケアセンター稲毛	稲毛区稲毛東3-6-28	043-216-2831
あんしんケアセンターみつわ台	若葉区みつわ台3-16-4-105	043-290-0120
あんしんケアセンター都賀	若葉区都賀2-10-1第3都賀ブラザビル2階	043-312-5110
あんしんケアセンター桜木	若葉区貝塚2-21-19	043-214-1841
あんしんケアセンター千城台	若葉区千城北3-21-1 イコアス千城台2階	043-236-7400
あんしんケアセンター大宮台	若葉区大宮台2-1-2-102	043-208-1212
あんしんケアセンター鎌取	緑区おゆみ野3-16-1ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター5階	043-293-6911
あんしんケアセンター菅田	緑区高田町1084-88	043-300-4855
あんしんケアセンター土気	緑区あすみが丘1-20-1バーズモールC棟1階	043-295-0110
あんしんケアセンター土気あすみが丘出張所	千葉県千葉市緑区あすみが丘6丁目34-4 102号	043-205-5000
あんしんケアセンター真砂	美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターピア3階	043-278-0111
あんしんケアセンター磯辺	美浜区磯辺2-6-6 磯辺ウエルズ21 B号室	043-445-8440
あんしんケアセンター磯辺浜田出張所	千葉市美浜区浜田2-38 幕張ビル403	043-441-7410
あんしんケアセンター高洲	美浜区高洲3-23-2 稲毛海岸ビル701号室	043-278-2545
あんしんケアセンター幸町	美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2階	043-301-5528

◆仕事に関すること

相談窓口	所 在 地	電話番号
ハローワーク千葉	美浜区幸町1-1-3	043-242-1181
ハローワーク千葉南	中央区南町2-16-3海気館蘇我駅前ビル3階・4階	043-300-8609
マザーズハローワーク千葉	中央区新町3-13日本生命千葉駅前ビル1階	043-238-8100
千葉市ふるさとハローワークいなげ	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-284-6360
千葉市ふるさとハローワークみどり	緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3階	043-292-8655
千葉市自立・就労サポートセンター中央	中央区中央4-5-1 きぼーる11階	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-284-0860
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1階	043-233-2337
労働相談室	中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館8階（公益財団法人千葉市産業振興財団内）	043-216-2010
生涯現役応援センター	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-256-4510
シルバー人材センター	中央区末広3-17-15	043-265-0070

◆妊娠・出産・育児に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
母子健康包括支援センター（中央）	中央区中央4-5-1きぼーる内 中央保健福祉センター健康課	043-221-5616
母子健康包括支援センター（花見川）	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター健康課	043-275-2031
母子健康包括支援センター（稲毛）	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター健康課	043-284-8130
母子健康包括支援センター（若葉）	若葉区貝塚-2-19-1 若葉保健福祉センター健康課	043-233-6507
母子健康包括支援センター（緑）	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター健康課	043-292-8165
母子健康包括支援センター（美浜）	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター健康課	043-270-2880

◆こころの健康に関する相談

相談窓口	所在地	電話番号
精神保健福祉相談	中央区中央4-5-1きぼーる 中央保健福祉センター健康課	043-221-2583
	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター健康課	043-275-6297
	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター健康課	043-284-6495
	若葉区貝塚-2-19-1 若葉保健福祉センター健康課	043-233-8715
	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター健康課	043-292-5066
	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター健康課	043-270-2287
	美浜区高浜2-1-16 こころの健康センター	043-204-1582
こころの電話	美浜区高浜2-1-16 こころの健康センター内	043-204-1583 (傾聴専用電話)
こころと命の相談室	中央区新町18-12第8東ビル501号室	043-216-3618 (予約専用電話)

◆すまいに関する相談

相談窓口	所在地	電話番号
すまいサポートちば	中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル2階（千葉市住宅供給公社内）	043-301-6273
すまいのコンシェルジュ	中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル2階（千葉市住宅供給公社内）	043-301-6278

◆障害に関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
中央区障害者基幹相談支援センター	中央区市場町2-15渡辺ビル201号室	043-445-7733
花見川区障害者基幹相談支援センター	花見川区畑町591-17	043-239-6427
稲毛区障害者基幹相談支援センター	稲毛区作草部2-4-6	043-254-0671
若葉区障害者基幹相談支援センター	若葉区大宮町2112-8	043-312-2853
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区おゆみ野4-22-6初芝第5ビル101	043-312-4891
美浜区障害者基幹相談支援センター	美浜区真砂2-3-1	043-304-5454

◆消費生活に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
消費生活相談	中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階	043-207-3000
多重債務者特別相談※	中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階	043-207-3000

※事前予約制 第2・第4木曜日

◆その他の相談に関すること

相談窓口	所 在 地	電話番号
外国人総合相談窓口	中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階（千葉市国際交流プラザ内）	043-306-1034
子ども・若者総合相談センターLink	美浜区高浜2-1-16 こころの健康センター内	050-3775-7007
若年性認知症専用相談窓口	中央区千葉港1-1 地域包括ケア推進課内	043-245-5267
ハーモニー相談（女性のための相談）※1 （電話のみ）	—	043-209-8775
男性電話相談※2 （電話のみ）	—	043-209-8773
L G B T専門相談※3 （電話又はLINE）	—	043-245-5440

※1 火～金曜日 10:00～20:00 土・日曜日 10:00～16:00

※2 金曜日 18:30～20:30

※3 LINEの場合は市のホームページから「友だち追加」

【参考資料②】WEB アンケート結果（8月1日～10日）

2024年度 第5回 WEBアンケート 調査報告書

回答者属性

回答者数	1,920人
------	--------

性別		
男性	900	46.9%
女性	983	51.2%
その他	10	0.5%
未回答	27	1.4%

職業		
会社員	583	30.4%
自営・自由業	82	4.3%
パート・アルバイト	372	19.4%
公務員	118	6.1%
学生	55	2.9%
専業主婦・主夫	315	16.4%
無職	344	17.9%
その他	51	2.7%

年代		
10代以下	32	1.7%
20代	73	3.8%
30代	199	10.4%
40代	324	16.9%
50代	512	26.7%
60代	448	23.3%
70代以上	332	17.3%

居住区		
中央区	321	16.7%
花見川区	314	16.4%
稲毛区	310	16.1%
若葉区	162	8.4%
緑区	254	13.2%
美浜区	496	25.8%
市内在勤・在学	63	3.3%

- Q22: 次に、「生活困窮者対策」についてお聞きます。
いま、あなたは生活の困りごとを抱えていますか。抱えているとしたら、どのような困りごとですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1,920]	
金銭・家計(収入が少ない、借金など)	420	21.9%
健康(病気・怪我など)	376	19.6%
人間関係(家族、友人、知人、上司、同僚など)	218	11.4%
仕事(就職、転職など)	213	11.1%
家族の対応(介護・通院など)	212	11.0%
子ども(子育て・教育など)	197	10.3%
住居(住む場所)	86	4.5%
孤立(社会に馴染めないなど)	81	4.2%
その他()※30字以内	29	1.5%
抱えていない	987	51.4%

- Q23: 千葉市では、生活の立て直しをお手伝いをする機関として「生活自立・仕事相談センター」※10を設置しています。知っていましたか。
※10「生活自立・仕事相談センター」は各区の保健福祉センターにある無料の相談窓口。相談支援員が、生活の困りごとや不安に対し、どのような支援が必要かをご本人と一緒に考え、お困りの状況の解決に向けて、寄り添いながら一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

(1つまで)(入力必須)	[n=1,920]	
知っていた(業務内容・名称ともに知っていた)	123	6.4%
知っていた(名称のみ知っていた)	150	7.8%
知っていた(相談窓口があることは知っていた)	310	16.1%
知らなかった	1,337	69.6%

- Q24: あなたが生活の困りごとを相談をする際に「生活自立・仕事相談センター」で相談したいと思いますか。また、どのような方法で相談したいですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1,920]	
相談したい(窓口(対面))	576	30.0%
相談したい(Eメール)	309	16.1%
相談したい(電話)	294	15.3%
相談したい(SNS(LINEなど))	289	15.1%
相談したい(その他)	46	2.4%
相談しない	907	47.2%

- Q25: あなたの周り(自分を除く)に生活に困りごとを抱えている方はいますか。いる場合、その方とはどのような関係ですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1,920]	
いる(家族・親戚)	278	14.5%
いる(友人)	79	4.1%
いる(近隣住民)	71	3.7%
いる(顧客・患者・施設利用者など)	28	1.5%
いる(上司・同僚)	20	1.0%
いる(その他)	38	2.0%
いない →Q27へ	1,472	76.7%

- Q26: (Q25で「いる」と回答した方)
Q25の困りごととは何ですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=448]	
金銭・家計(収入が少ない、借金など)	201	44.9%
健康(病気・怪我など)	185	41.3%
家族の対応(介護、通院など)	147	32.8%
仕事(就職、転職など)	116	25.9%
人間関係(家族、友人、知人、上司、同僚など)	99	22.1%
子ども(子育て・教育など)	58	12.9%
孤立(社会に馴染めないなど)	51	11.4%
住居(住む場所)	49	10.9%
その他	18	4.0%

Q27: 生活に困りごとを抱えている方が身近にいた場合、あなたはどのような支援ができると思いますか。

(いくつでも)(入力必須)

[n=1,920]

「生活自立・仕事相談センター」の情報を教える	970	50.5%
「生活自立・仕事相談センター」に連絡し、対象者への支援をうながす	279	14.5%
代わりに「生活自立・仕事相談センター」等へ連絡する	144	7.5%
自ら支援する(同行支援・援助など)	220	11.5%
見守る・話を聞く	1,014	52.8%
寄付する・募金する	63	3.3%
その他	39	2.0%
支援できない	267	13.9%

Q28: 生活に困りごとを抱えている方には、さまざま理由で「生活自立・仕事相談センター」に相談できないという方がいます。相談しやすくするためには、市として主にどのように対応が必要だと思いますか。

(最大3つまで)(入力必須)

[n=1,920]

相談方法の拡大(LINEなどSNS)	642	33.4%
相談方法の拡大(訪問・出張相談など)	480	25.0%
相談方法の拡大(Zoomなどによるテレビ電話相談)	182	9.5%
周知の強化(市政だより)	619	32.2%
周知の強化(市ホームページ)	405	21.1%
周知の強化(公共施設・商業施設などへの掲示物)	347	18.1%
周知の強化(周知内容の充実)	231	12.0%
周知の強化(市SNS(Twitter、LINE、Facebook))	230	12.0%
身近な場所への相談窓口の拡充	599	31.2%
地域活動(町内自治会活動など)の活性化	260	13.5%
その他	42	2.2%
特になし	166	8.6%

【参考資料③】本プラン策定までの取り組み

実施時期	取り組み内容
令和6年6月	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第1回検討会議（書面会議）
令和6年10月	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第2回検討会議（書面会議）
令和6年10月	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第3回検討会議（書面会議）
令和6年11月7日	千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
令和6年12月15日～	パブリックコメント手続きの開始
令和7年 3月27日	千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

第3期千葉市貧困対策アクションプラン
～全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出～
令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

発 行	令和7年3月
企画・編集	千葉市 保健福祉局 保護課
	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5188
FAX	043-245-5541
電子メール	hogo.HW@city.chiba.lg.jp



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年